

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月  
宮崎産業経営大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	52
基準 4 自己点検・評価	64
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	68
基準 A 社会連携	68
基準 B 独自の教育体制	73
V. エビデンス集一覧	83
エビデンス集（データ編）一覧	83
エビデンス集（資料編）一覧	84



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 宮崎産業経営大学の建学の精神・基本理念

本学園は、大正 11(1922)年に「日州高等簿記学校」を設立し、その後第二次世界大戦から終戦を経て「教育基本法」「学校教育法」「私立学校法」の制定に従い、将来にわたる学校教育の発展を見据えながら経理学校・高等学校への変遷を辿った。その間一貫して建学の精神を「実学」と定めつつも、知識・技術に偏することなく、人間性を全面的・調和的に発展させることを目的とした中等教育を展開してきたが、これを基礎にして昭和 62(1987)年に宮崎産業経営大学を設立するに至った。

宮崎産業経営大学が開学した昭和 62(1987)年以前の宮崎県においては、明治以後 120 年間、国公立大学を問わず社会科学系の学部を有する大学は皆無であった。それだけに本学の誕生は、県民にとって待望久しいものとなり、従来から学園都市整備計画を進めてきた宮崎県をはじめ地元自治体、経済界からも大きな期待が寄せられた。

昭和 60(1985)年、文部省に申請した大学設置認可申請書の「設置の趣旨」の冒頭に「宮崎県においては、近年テクノポリスの建設、農林水産業を含む地場産業等のより一層の振興のために、有為な人材の育成と確保が大きな課題となってきた。しかしながら、宮崎県には社会科学系学部学科をもつ大学が皆無であり、その大学の創設が県民の長年の悲願となっている」と記されており、このことは、本学が地域社会の要請に基づいて設立されたことを如実に物語っている。本学では、建学の精神として「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを掲げている。ここに「実学」といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、大学という教育研究機関がいわゆる世知という意味での実学に留まらず、学問を通じて人格の向上に努め、豊かな人間性と自在の精神を育て、先見性と創造性をもった有為な青年を育成する場であるからである。大学設置認可申請書の「宮崎産業経営大学の特色」の冒頭、並びに時を同じくして、学校法人大淀学園がそれまでの高等学校法人から大学法人に移行した際の学校法人大淀学園寄附行為(第 2 章第 3 条)においても、「この法人は、教育基本法及び私立学校法に基づき、実学の精神を尊重して、教育事業を行い、新しい時代にふさわしい人材を育成することを目的とする。」と定められている。

本学ではこの建学の精神のもと、その教育理念を、単に法学、経営学などの社会科学諸分野における学説あるいは理論だけを理解し、知識として受け取るに留まらず、それにいたる過程を理解することによって、実社会における事象を把握・分析し、現実の課題を解決しうる能力と未来を展望できる柔軟な頭脳・個性を持った人材の育成に置いている。この「実学の精神を尊重する」ことに加え、本学はさらに「師弟同行のもとに」を教育実践の根幹に据えている。「師弟同行」とは、教員と学生、あるいは学生同士の人間的な触れ合いを通して、学生が主体的に実践、行動する力を養成するとともに、人間性を深め、豊かな情操を養うための教育理念である。さらに、この「師弟同行」のもう一つの精神は、「教うるは学ぶの半ば」(「書経」説令下)というように、教員自らも教育実践を通じて自身の学問研究の質を向上させていくことを意味している。そこで本学では、小規模大学であることの利点を生かしつつ「師弟同行」の理念を実現するための少人数教育の取組みを行っている。

## 2. 宮崎産業経営大学の使命・目的

大学が社会の中で果たす役割を考えると、一般論ではあるが、いかなる大学も、大学である以上、人を育てること、並びに学術研究の創造とその伝承という使命があることはいまでもない。そこで本学は、建学の精神を踏まえつつ、宮崎産業経営大学学則(第1章第1条)に、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」を、大学の目的として掲げている。

本学は、地域の振興・発展を願う地元住民や企業、行政の輿望を担って誕生したのであり、このことを銘記し、教育研究事業の原点に据えるべきであると考え。また、法学部・経営学部を有する宮崎県内唯一の社会科学系大学であり、その専門性を生かして地域社会の発展に寄与することが何よりも求められている。大学設置認可申請書の「特に設置を必要とする理由」の第1項に「産業界・地域社会が求める人材の養成」を掲げ、本文中にも「地域振興の鍵を握る施設」としての本学の位置づけが明記されている。

## 3. 宮崎産業経営大学の個性・特色等

本学は、建学の精神をもとに、法学、経営学並びに関連諸領域における学説・理論の研究・教授に留まらず、社会の中でその学理が形成され検証されてきた過程を理解させることによって、実社会における現実的課題に対処しうる実践的能力を持った人材の育成を目指している。同時に、小規模大学であることの利点を最大限に生かし、「師弟同行」の教育を実践するため、少人数で密度の高い教育に意を用いている。2年次からの「専門演習」はもとより、1年次から4年次まで同じ教員が担任を務める進路支援のための演習科目「進路研究演習(Cナビ; career challenge navigation)」をカリキュラムの中に組み入れるなど、さまざまな少人数教育の取組みを行っている。

人材の育成については、急速に変化し複雑化する内外の社会情勢の中で、問題意識をもち、かつこれに対応できる能力が必要とされている。学生が大学から社会に巣立つ時には、専門的な知識の獲得だけでは不十分であり、より实际的、かつ総合的な人材能力の体得こそが求められる。加えて近年の正規・非正規雇用の二極化に見られる雇用構造の変化、周期的に巡ってくる雇用情勢の悪化は、社会に出ようとする学生の門戸を甚だしく狭めるにいたっている。このような状況は、学生の不安を掻き立てるとともに未来に対する閉塞感を植えつけ、就労意欲の減退や職業観の歪みを引き起こすことにもつながりかねない。また、学生の就労問題は、次代を担う貴重な労働資源の確保という観点から、より広範な社会問題に発展することが懸念される。本学はこのような事態を前に、地元産業界に働きかけて協力を要請しつつ、本学独自の教育実践のあり方を案出し、実践することに努めてきた。具体的な内容は本編に詳しく述べるが、単なる就職指導に留まらず、確固たる社会観・職業意識に基づくキャリア形成への志向を学生に体得させることを心掛けている。このような人生設計への意欲は、同時に自己実現のための能力や知識の主体的な獲得を促し、勉学の目的を明確にすることによって、学生生活それ自体を活性化することにもつながるのである。

また、本学は平成25(2013)年度から新たに教員養成センター、及び入試広報委員会の

下部組織としてのプロジェクト・チーム高大連携センターの設置を行った。教員養成センターは、本学の教職を志す学生の支援を行い、教職課程の整備充実を図るとともに、地域の教育力の向上に貢献することを目的とする。また、高大連携センターは、中央教育審議会が方針として掲げている高大連携を地域社会において展開することを目的とする。加えて、県内の高等学校や教育委員会との様々な連携形態を踏まえて「大学の知」を高校生の段階から提供していくことにより社会科学的な思考力の普及に努めていく考えである。

平成 26(2014)年には、本学法学部・社会科学研究所と宮崎商工会議所女性会による共同主催「“わたしが” 考える集団的自衛権 - 女性が若者と語る憲法の集い -」という国民的テーマである憲法シンポジウムを開催した。この憲法シンポジウムでは、本学法学部の教員による基調講演後、コーディネーターとして本学学長、パネラーとして宮崎商工会議所女性会理事、本学法学部教員(3名、護憲派と改憲派の双方が登場)、学生によって白熱したパネルディスカッションを行った。

平成 27(2015)年には、教員、学生、宮崎県立農業大学校生、宮崎県職員と共に農業振興を基軸とした地方創生を目的としてオランダ王国・国立ワゲニンゲン大学へ研究視察団の派遣を行った(平成 27(2015)年 9 月 14 日～9 月 24 日)。その成果を基に、平成 27(2015)年 11 月 7 日には農業振興を基軸とした地方創生に関する創立 30 年記念シンポジウムを開催し、オランダ王国・国立ワゲニンゲン大学との最先端の農業技術と研究情報の共有を目的とした提携を行った。本学は、県内唯一の社会科学系の大学として将来に向けた宮崎県の基幹産業である農業の発展とハイテク化への進化推進、農業関連産業の集積化促進と人材育成、農業従事者から農業経営者への蛻変、TPP 攻略等を目指して、農業政策と地域政策の両面からの地方創生である「アグロポリス 21 構想」の展開を推進中である。また、本学は地方創生と地域経済の振興を目的として、地方行政機関である県・市町村や近隣の大学との戦略的提携を積極的に検討している。すでに、平成 27(2015)年度においては宮崎県、日向市、高鍋町との提携調印を行った。平成 28(2016)年度には、宮崎県立農業大学校とのコラボレーションによる宮崎県の農業発展を目指した提携を予定している。

平成 28 年(2016)には、本学法学会と宮崎日日新聞社による共同主催「わけもん 政治を変える!! - 18 歳が選挙に行く日 -」というシンポジウムを開催予定(5/21)である。このシンポジウムでは、宮崎県内における 3 高校(鵬翔高校、宮崎南高校、都城西高校)の高校生(3名)、本学学生(2名)、宮崎県県議会議員、えびの市市議会議員がパネラーとして投票率向上策、選挙啓発の在り方、政治家と有権者に求められる姿勢に関して積極的な意見交換を行うこととなる。

今後も、学部独自の展開のみならず法学、経営学の社会科学 2 分野が相互に有機的な連携、及び地域社会の様々な組織との提携を図ることで、地域社会の多様な要求に応えていく方針である。また、本学は宮崎県内唯一の社会科学系の大学であり、本学が持つあらゆる機能を学外へ積極的に展開し行動することで、地域の経済・福祉・文化・発展に貢献していくことも重要な役割である。地域社会は、常に社会生活に密接した实际的・適時的な学術研究及び理論を求めており、その内容は多彩であり、本学に対する期待は極めて大きい。

## Ⅱ. 沿革と現況

## 1. 本学の沿革

学 校 法 人 の 沿 革 ( 概 要 )	
大正 11(1922)年 4 月	日州高等簿記学校設立。
昭和 6(1931)年 6 月	日州高等簿記学校を宮崎高等計理学校と校名変更。
昭和 12(1937)年 4 月	宮崎高等計理学校を宮崎高等経理学校と校名変更。
昭和 19(1944)年 4 月	宮崎高等経理学校を宮崎女子経理学校と校名変更。
昭和 21(1946)年 4 月	宮崎女子経理学校を宮崎高等経理学校と校名変更。
昭和 28(1953)年 12 月	学校法人大淀学園設置認可。
昭和 39(1964)年 9 月	宮崎高等経理学校を宮崎中央高等商業学校に校名変更。
昭和 40(1965)年 4 月	宮崎中央高等学校開校。商業科、家政科設置。
昭和 41(1966)年 4 月	宮崎中央高等学校建築科、土木科増設。
昭和 42(1967)年 3 月	宮崎中央高等商業学校廃止。
昭和 45(1970)年 3 月	宮崎中央高等学校家政科廃止。
昭和 46(1971)年 3 月	宮崎中央高等学校土木科廃止。
昭和 50(1975)年 4 月	宮崎中央高等学校衛生看護科、インテリア科増設。
昭和 56(1981)年 4 月	宮崎中央高等学校衛生看護専攻科（文部大臣指定）増設。
昭和 58(1983)年 4 月	宮崎中央高等学校普通科（体育専攻）、機械科増設。
昭和 60(1985)年 4 月	宮崎中央高等学校医療業務科増設。
昭和 62(1987)年 2 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科、経営学部経営学科設置認可。
昭和 62(1987)年 4 月	宮崎産業経営大学開学。法学部法律学科、経営学部経営学科設置。 宮崎中央高等学校普通科（進学コース）増設。
昭和 63(1988)年 4 月	宮崎中央高等学校英数科増設。
平成元(1989)年 3 月	宮崎中央高等学校建築科廃止。
平成元(1989)年 4 月	宮崎中央高等学校を鵬翔高等学校に校名変更。同校体育科、 自動車工学科、コンピュータ機械工学科増設。
平成 2(1990)年 12 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置認可。
平成 3(1991)年 3 月	鵬翔高等学校普通科、インテリア科、機械科廃止。
平成 3(1991)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置。
平成 14(2002)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科募集停止。
平成 14(2002)年 11 月	鵬翔中学校設置認可。
平成 15(2003)年 4 月	鵬翔中学校開学。
平成 17(2005)年 3 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科廃止。 鵬翔高等学校体育科廃止。
平成 20(2008)年 4 月	鵬翔高等学校特進英数科、くらしの科学科、システム工学科増設。



## 2. 本学の現況

・ 大学名 宮崎産業経営大学

・ 所在地 宮崎県宮崎市古城町丸尾 100 番地

・ 学部構成 (人)

学 部 名	学 科 名	入学定員
法 学 部	法律学科	100
経営学部	経営学科	100

・ 学生数、教員数、職員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

〔学部の学生数〕

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
法 学 部	法律学科	128	108	93	107	436
経営学部	経営学科	128	129	110	141	508
合 計		256	237	203	248	944

〔教員数〕

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	計	非常勤教員
法 学 部	法律学科	10	9	2		21	24
経営学部	経営学科	12	5	3	1	21	
合 計		22	14	5	1	42	24

※授業を担当しない学長 1 人を含む。

〔職員数〕

	正職員	契約職員	派遣職員	計	委託職員
人 数	34	0	0	34	1
合 計	34	0	0	34	1

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学は、建学の精神として「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを掲げている（【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】）。ここに「実学」といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、大学という教育研究機関がいわゆる世知という意味での実学に留まらず、学問を通じて人格の向上に努め、豊かな人間性と自在の精神を育て、先見性と創造性をもった有為な青年を育成する場であるからである。本学は、この建学の精神のもとにその教育理念を単に法学、経営学などの社会科学諸分野における学説あるいは理論だけを理解し、知識として受け取るに留まっていない。実社会における事象を把握・分析し、現実の課題を解決しうる能力と未来を展望できる柔軟な頭脳・個性を持った人材の育成に置いている。この「実学の精神を尊重する」ことに加え、本学はさらに「師弟同行のもとに」を教育実践の根幹に据えている。「師弟同行」とは、教員と学生、あるいは学生同士の間人的な触れ合いを通して、学生が主体的に実践、行動する力を養成するとともに、人間性を深め、豊かな情操を養うための教育理念である。さらに、教員自らも教育実践を通じて自身の学問研究の質を向上させていくことを意味している。

本学の目的は、建学の精神を踏まえて宮崎産業経営大学学則（第 1 章第 1 条）に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を研究教授するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。」と定められている（【資料 1-1-4】）。

また、各学部・学科の教育目的については、これらの建学の精神と目的を踏まえて、宮崎産業経営大学学則（第 1 章 4 条の 2）に「(1) 法学部は、法学の専門知識と技能を体系的に教授研究し、法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献しうる人材を養成することを目的とする。(2) 経営学部は、営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、経済情勢の変化に対応する経営能力と実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。」と各々簡潔に定められている（【資料 1-1-5】）。

###### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的及び教育目的について具体的に明文化し、簡潔に文章化している。将来計画については、明確で分かり易い表現に向けて、不断に点検・評価を実施していく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

##### (1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

##### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

学校法人大淀学園は、大正 11(1922)年「日州高等簿記学校」の開学以来、実学の精神を尊重し、師弟同行の伝統を築いてきた。学校法人大淀学園の目的においては、学校法人大淀学園寄附行為(第 2 章第 3 条)に「実学の精神の尊重」を明記している(【資料 1-2-1】)。本学は、これらの伝統を受け継ぐとともに、大学としての基本的な機能である学術研究の側面を加味した「実学の精神を尊重」を建学の精神としている。ここに実学といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、学問を通じて人格の向上に努め、豊かな人間性と自在の精神を涵養し、先見性と創造性をもって、今後の急速な変化が予想される国際社会や情報化社会に的確に対応できる人材の育成を念願しているからである。また、本学は「師弟同行」を教育実践の根幹に据えている。教員と学生の人間的な触れ合いを通じて、学生が主体的に実践、行動する力を養成するとともに、豊かな情操を育むための教育理念である。本学は、実践的な能力と柔軟な精神を備えた若者を地域社会の中核的な人材として送り出すことを使命としている(【資料 1-2-2】)。

本学は、大学設置認可申請書「特に設置を必要とする理由」の第 1 項において産業界から「社会経済情勢の変化に対応できる実践的かつ専門的能力を身につけた優秀な人材の提供と、産学協同の見地から、高等教育機関の早急な整備充実が望まれている。」と記載されている通り、地域社会の要請に基づいて設立された。この第 1 項の冒頭には、「産業界・地域社会が求める人材の養成」が掲げられており、県内唯一の社会科学系大学として、地域社会に貢献し、その中核的な人材を育成することが本学の重要な役割である(【資料 1-2-3】)。

#### 1-2-② 法令への適合

法令への適合に関しては、宮崎産業経営大学学則(第 1 章第 1 条)において「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を受け、深く専門の学芸を研究教授するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の

福祉に貢献することを目的とする。」と明確に定めている(【資料1-2-4】)。

本学は、宮崎産業経営大学学則(第1章第1条)を踏まえて「教育基本法」及び「学校教育法」の定めるところに従っており、法令に適合している。

### 1-2-③ 変化への対応

本学は、変化への対応として建学の精神を踏まえた法学や経営学並びに関連諸領域における学説・理論の研究・教授に留まらず、激変する実社会における現実的課題に対処しうる実践的能力を持った人材の育成を目指してきた。

平成14(2002)年度からは、将来に向けた大学教育の在り方に関する検討を経て、キャリア教育やスキルアップ教育を中心とする大学改革をスタートさせた。平成15(2003)年度は、就職総合支援センターの設置と正課として「進路研究演習(Cナビ)」を開講し、これらの2つを連携させた就職支援体制を整備し運営を開始した。平成17(2005)年度は、就職総合支援センター内に卒業生キャリアサポートセンターを設置し卒業生のさらなるキャリア・アップないし転職に関する相談に応じている。平成21(2009)年度は、国際化の進展を背景として学術研究や学生交流を目的にオーストラリアのボンド大学との協定締結を行った。

平成25(2013)年度は、教員養成センターと高大連携センターの設置を行った。教員養成センターは、本学の教職を志す学生の支援を行い、教職課程の整備充実を図るとともに、地域の教育力の向上に貢献することを目的とする。また、高大連携センターは中央教育審議会が方針として掲げている高大連携を地域社会において展開し、県内の高等学校や教育委員会との様々な連携形態を踏まえて「大学の知」を高校生の段階から提供し社会科学的な思考力の普及に努めていくことを目的とする。平成26(2014)年度は、法律経済研究所と産業情報研究所を発展的に統合した社会科学研究所を新設した。

#### (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は、使命・目的及び教育目的についてこれまで育んできた個性・特色を明示し、法令への適合、取り巻く内外の環境変化に適応すべく適切に点検・評価を実施していく。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

##### (2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人大淀学園の目的については学校法人大淀学園寄附行為(第2章第3条)、本学の目的及び各学部・学科の教育目的については宮崎産業経営大学学則(第1章第1条、第1章第4条の2)に明記されている(【資料1-3-1】【資料1-3-2】【資料1-3-3】)。学校法人大淀学園寄附行為(第7章第43条)の改訂については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の許可を受けなければならない(【資料1-3-4】)。宮崎産業経営大学学則(第20章第72条)の改訂については、教授会及び大学協議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない(【資料1-3-5】)。

現行の学校法人大淀学園寄附行為及び宮崎産業経営大学学則の改訂については、上述のような手続きを経ることが定められている。従って、使命・目的及び教育目的については役員、教職員の理解と支持を得ている。

### 1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神については、学内における入学式、卒業式をはじめ様々な行事、催しにおいて言及され、「大学案内」、入学時に配付する「Campus Guide(キャンパスガイド)」やホームページに掲載されている(【資料1-3-6】【資料1-3-7】【資料1-3-8】)。また、本学の使命・目的については、「大学案内」、「Campus Guide(キャンパスガイド)」やホームページに掲載されている。1号館の前の石碑にも「実学の精神」「師弟同行」が刻字されており、登校してきた学生や来学者の目に触れるようになっている。さらに、5号館大教室の正面中央に建学の精神を掲げている。入学式における学長訓辞でも、この精神を基本とする全学的な教育指導の徹底を図っている。新入生に対するオリエンテーションは、宿泊研修を含み、そこで個別の担当教員が建学の精神に沿った教育内容の実際を示し、本学学生としての自信と誇りをもって勉学に励み、地域社会に貢献しうる人材となるべきことを認識させている。「進路研究演習(Cナビ)」においては、年度始めの授業で各担当教員が本学の建学の精神について学生へ指導している。新入教職員に対しては、毎年発行している「Campus Guide(キャンパスガイド)」ほか関係資料を配付し、「師弟同行」を掲げる本学独自の指導方針についての理解と協力を求めている。

学外に向けては、本学の「大学案内」及びホームページに建学の精神、使命・目的及び教育目的を掲載している(【資料1-3-6】【資料1-3-8】)。また、教員を派遣しての各種会合・講演・講義等、高等学校の教員向けの大学説明会(宮崎、延岡、都城、鹿児島、沖縄の各地区で開催)、オープンキャンパス(7月、9月開催)、教職員による進学相談会、高校訪問や企業訪問、さらに本学後援会の総会や父母懇談会などの際にも同様の説明を行い、学外に周知している。

これらの指導方針は、学生に対しては入学時における学長の訓示とともに、新入生教育時に「Campus Guide(キャンパスガイド)」等を用いて教員が直接語りかけるかたちで説明しており、学生への浸透度は高いと考える。建学の精神は、本学の多岐にわたる教育研究活動の原点であり、それらの活動を意味づけるものである。本学の一つひとつの取り組みの趣旨について理解してもらうためにも、様々なメディアを活用しながら建学の精神の周知を行っている。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、使命・目的及び教育目的を反映し、取り巻く学内外の厳しい環境と今後における不確実な将来像を踏まえた中長期的計画を策定している（【資料 1-3-9】）。また、使命・目的及び教育目的を反映した 1) 学位授与の方針(ディプロマポリシー)、2) 教育課程の内容・方法の方針(カリキュラムポリシー)、3) 学生受入れの方針(アドミッションポリシー)については、以下に記載する。

1) 学位授与の方針(ディプロマポリシー)については、使命・目的及び教育目的を反映している(表 1-3-1)。法学部は、法的思考能力と判断力、問題分析力と対話を通じた理解力、自ら解決方法を考えて表現する力が学位授与の方針である。経営学部は、「マネジメントの知識・技能」、「経営能力と実践能力」、「深い教養と豊かな人間性・国際性」を兼ね備えた人材が学位授与の方針である。使命・目的である「建学の精神にのっとり」に関する実学の精神については、法学部は「社会のさまざまな場面で生じる問題を分析し、対話を通じて理解する力」、経営学部は「マネジメントの知識・技能」と「経営能力と実践能力」にそれぞれ反映している。また、使命・目的である「知的教養をもった有能な人材を育成」については、法学部は「自ら解決方法を考え、自分の言葉で表現する力」、経営学部は「深い教養と豊かな人間性・国際性」にそれぞれ反映している。

2) 教育課程の内容・方法の方針(カリキュラムポリシー)については、使命・目的及び教育目的を反映している(表 1-3-2)。法学部は、豊かな人間性の涵養と基礎学力を身につけるための総合教育科目、法的思考能力と判断力を身につけ社会の課題に取り組む能力を養う体系的な専門教育科目の配置を行っている。また、学生の将来の進路に応じたコース制を導入し、コースごとに段階的な学習ができる指定科目の配置、少人数による必修の演習科目を編成して教育目的と整合している。経営学部は、国際性豊かな人材育成に向けた英語を必修とした上で複数の外国語科目を配置した総合教育科目、経営の実践力と高い専門性の醸成に向けた多様な科目を配置した専門教育科目により教育目的と整合している。

3) 学生受入れの方針(アドミッションポリシー)については、使命・目的及び教育目的を反映している(表 1-3-3)。法学部は、法律学を体系的に学ぶために必要な「基礎学力」と意欲的に取り組むことができる学生の能力や資質を総合的に評価する多様な選抜を行い、教育目的と整合している。経営学部は、経営学を理解するための「基礎学力」、経済情勢と地域社会の変化に対応するための「コミュニケーション能力」の保有を総合的に評価する多様な選抜を行い、教育目的と整合している。

表 1-3-1 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

法学部は、卒業要件を満たし、下記の能力を身につけたと認められる学生に卒業を認定し、学士(法学)の学位を授与します。

1. 主体的に学ぶ姿勢と法的思考能力および判断力。
2. 社会のさまざまな場面で生じる問題を分析し、対話を通じて理解する力。

3. 自ら解決方法を考え、自分の言葉で表現する力。

経営学部は、「マネジメントの知識・技能」、「経営能力と実践能力」、「深い教養と豊かな人間性・国際性」を兼ね備えた人材の育成を教育目的としています。それに基づき、下記の項目を満たした人に学士（経営学）の学位を授与します。

1. マネジメントの知識・技能
  - ・マネジメントに必要な経営学の知識を身に付けている。
  - ・経営に必要な情報、会計の技能を身に付けている。
2. 経営能力と実践能力
  - ・専門分野で経営に必要な知識を身に付けている。
  - ・問題意識を持ち、その課題に対する論理的な考察を行うことができる。
3. 深い教養と豊かな人間性・国際性
  - ・教養を深いと判断できるレベルで身に付けている。
  - ・英語能力や日本以外の文化圏に関する知識を身に付けている。

表 1-3-2 教育課程の内容・方法の方針(カリキュラムポリシー)

法学部は、「法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献しうる人材を養成する」という教育目的を実現するため、下記の教育課程を編成しています。

1. 豊かな人間性の涵養と基礎学力を身につけるため、総合教育科目（全学共通科目）を配置しています。
2. 法的思考能力と判断力を身につけ、社会の課題に取り組む能力を養うため、体系的に専門教育科目を配置しています。
3. 学生がそれぞれの将来の進路に応じ学べるよう、コース制を導入し、コースごとに指定科目を設け段階的な学習ができるよう配置しています。
4. コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を習得するため、全学年を通じて少人数による必修の演習科目を編成しています。

経営学部は、営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、経済情勢と変化に対応しうる経営能力と実践能力および深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を下記の方針で養成することを教育目的としています。

1. 総合教育科目
 

総合教育科目として、豊かな人間性醸成のため、人間形成に関する科目を選択科目として複数設置しています。また国際性豊かな人材を育成するため、英語を必修としたうえで複数の外国語科目を設置しています。
2. 専門教育科目
 

経営の実践能力醸成のため、少人数のクラス単位による演習授業である「進路研

究演習」を必修としています。また、マネジメント、経営学の基礎的知識の習得のため、経営、情報、会計の分野の基礎を必修科目として設置しています。そして多様な組織のマネジメント能力醸成のため、経営学に関する多数の分野に適応した選択科目を設置しています。さらに、専門演習（専門ゼミナール）を2年次から設置し、4年次の卒業論文を必修とし、早期に高い専門性を身に付けることを目指します。

表 1-3-3 学生受入れの方針(アドミッションポリシー)

1. 教育理念

法学部では、法律学の体系的な専門知識を学び、法的思考能力と判断力および豊かな教養と人間性を兼ね備えた人材を養成します。

2. 入学者受入方針（求める学生像）

法学部では、次のような人材を幅広く受け入れます。

- ・ 法的知識を生かして社会で活躍したいと考える人材
- ・ 社会の様々な課題に取り組む意欲を持つ人材
- ・ 行政、司法に関わる職業を志す人材
- ・ 教育に関わる職業を志す人材
- ・ スポーツ競技における指導者を志す人材

3. 入学者選抜の基本方針

法学部では、法律学を体系的に学ぶために必要な「基礎学力」があり、かつ、学びを意欲的に取り組むことができる学生を選抜するために、推薦入試・特別入試・一般入試を実施しています。本学の入試では、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文および面接等を用いて志願者の能力や資質を総合的に評価します。

1. 教育理念

経営学部では、営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、経済情勢と地域社会の変化に対応しうる経営能力と実践能力および深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成します。

2. 入学者受入方針（求める学生像）

経営学部では、次のような人材を幅広く受け入れます。

- ・ 次代の地域産業におけるニューリーダーをめざす人材
- ・ 知識や技能をビジネスに生かす意欲を持つ人材
- ・ 会計・情報系資格取得にも積極的に取り組む人材
- ・ 教育機関への就職を熱望する人材
- ・ スポーツ競技における指導者を志す人材

3. 入学者選抜の基本方針

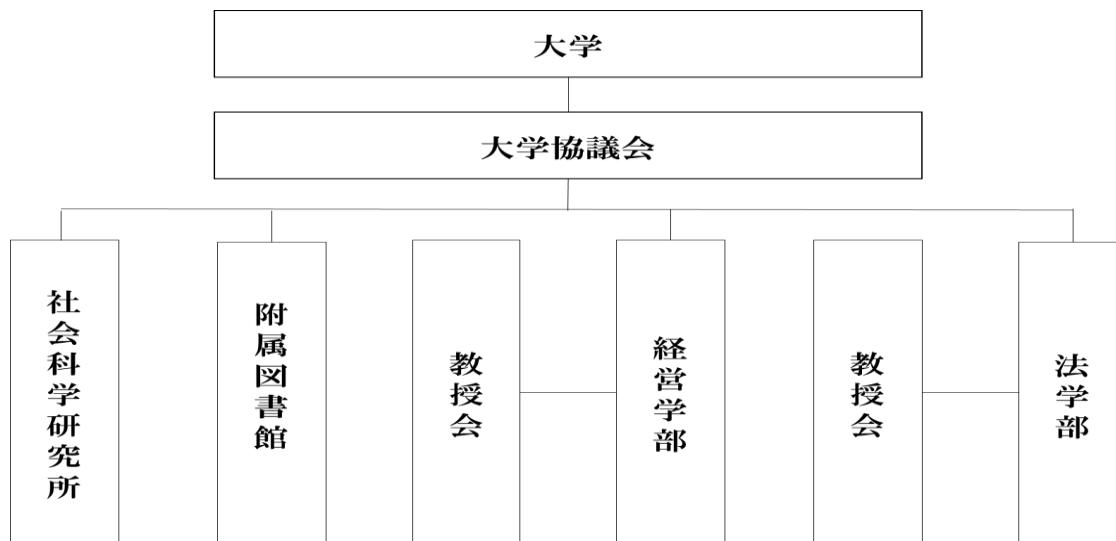
経営学部では、経営学を理解するために必要な「基礎学力」、経済情勢と地域社会の変化に対応するための「コミュニケーション能力」を保有している学生を選抜するために、推薦入試・特別入試・一般入試を実施しています。本学の入試では、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文および面接等を用いて志願者の能力や資質を総合的に評価します。



### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、昭和 62(1987)年、南九州地区における法学部を有する唯一の社会科学系の大学として宮崎市に開学した。本学における大学設置認可申請書「設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」には、「産業界・地域社会が求める人材の養成」とある。本学は、「産業界・地域社会が求める人材の養成」を鑑みて使命・目的及び教育目的を定めている。現在も宮崎県における唯一の社会科学系の大学として、産業界・地域社会が求める人材育成と地域の発展に寄与することを目指し、教育研究組織として法学部と経営学部、及び社会科学研究所を設けている。社会科学研究所は、法学部と経営学部の教員(客員教授含む)や顧問弁護士を研究員とする研究組織であり、社会科学の視点から地方創生や活性化に貢献することを目的としている。平成 26(2014)年には、本学法学部・社会科学研究所と宮崎商工会議所女性会による共同主催「“わたしが”考える集团的自衛権 - 女性が若者と語る憲法の集い -」というテーマでの憲法シンポジウムを開催した。平成 27(2015)年には、教員、学生、宮崎県立農業大学校生、宮崎県職員と共に農業振興を基軸とした地方創生を目的としてオランダ王国・国立ワーゲニンゲン大学へ研究視察団の派遣を行った。その成果を基に、平成 27(2015)年 11 月 7 日には農業振興を基軸とした地方創生に関する創立 30 年記念シンポジウムを開催し、オランダ王国・国立ワーゲニンゲン大学との最先端の農業技術と研究情報の共有を目的とした提携を行った。本学の教育研究組織は、図 1-3-1 の通りである。

図 1-3-1 宮崎産業経営大学の教育研究組織



#### (3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学内外への周知については、これまでの取組みを継続するとともに、学外に対して認知度を一層高めていく。

また、附属機関及び研究機関については、学問の進展や取り巻く環境を踏まえて、図書機能の充実とサービス向上、他大学や研究機関との連携と強化を図りながら更なる充実を行う。

**【基準1の自己評価】**

本学は、使命・目的及び教育目的の明確性に関して具体的に明文化し、簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的の適切性に関しては、個性・特色の反映と明示化を行い、法令へ適合し、変化への対応を行っている。使命・目的及び教育目的の有効性に関しては、役員・教職員の理解と支持を得ており、様々な冊子・メディアの活用や方法によって学内外へ周知し、中長期的な計画及び3つの方針へ反映しており、教育研究組織の構成との整合を行っている。以上を総合すると、基準1の各基準項目に照らして適切であると評価できる。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 入学受入れの方針の明確化と周知

本学は、アドミッションポリシーを明確に定め（基準 1-3-③に前掲）、「大学案内」及びホームページで公表している（【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】）。

このアドミッションポリシーは、受験生に対して、各都市での大学進学ガイダンス、年間2回(7月、9月)のオープンキャンパスで説明している。高等学校等に対しては、教員対象の大学説明会（宮崎、延岡、都城、鹿児島、沖縄）、高校訪問を通じて告知している。

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、アドミッションポリシーに沿い、以下の入学試験区分を設け、学生受入れ方法を工夫している。入学者選抜は入学試験審議会と入試広報課との連携のもとに実施している。

入学試験区分については、推薦入試（特待生、指定校、公募制）、一般入試（総合・専門科生選抜、前期日程、中期日程、後期日程）、大学入試センター試験利用入試（総合・専門科生選抜、前期日程、後期日程）、特別入試（併設校選抜、帰国生、社会人、編・転入学、外国人留学生）を設けて多様な受験生に対応している。

入学試験問題は、本学の入学試験問題作成基準に則り、作成している。作成にあたって、ほとんどの科目については本学教員が担当しているが、3科目については学外者に委嘱している。入学試験問題は作成後、すべてを学内の問題作成委員会がチェックした上で、入学試験に用いている。

推薦入試においては、各学部がアドミッションポリシーに沿った小論文を課している。また、各学部の面接試験においても学部の特色を踏まえた質問を行っている。

一般入試前期日程、中期日程においては、必須科目として国語を課するとともに、本学の求める入学者に有用となる教科（外国語、地理歴史、公民、数学）の中から、入学志願者自身の得意科目で選考に臨めるように、科目を選択して受験できるようにしている。また後期日程においては小論文と面接を行っている。総合・専門科生選抜では、国語を必須とし、数学、簿記、情報処理の各科目から選択して受験する。

大学入試センター試験利用入試では、国語と外国語を必須とし、加えて各学部の専門性に応じた選択科目を設定している。

また、特別入試は、小論文や面接によりアドミッションポリシーに応じた選抜を行っ

ている（【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】）。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度までの 3 年間の入学定員、入学者数及び入学定員充足率に関しては、表 2-1-1 の通りである。この期間、平成 26(2014)年度だけは、法学部の入学定員充足率が 100%を切ったが、他は入学定員を満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

なお平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在の、収容定員に対する在籍学生数（充足率）については、法学部では収容定員 400 人に対して 436 人（109%）、経営学部では収容定員 400 人に対して 508 人（127%）である。

表 2-1-1 入学定員・入学者数・入学定員充足率（過去 3 年間）

	平成 26 年(2014)度			平成 27 年(2015)度			平成 28 年(2016)度		
	法学部	経営学部	合計	法学部	経営学部	合計	法学部	経営学部	合計
入学定員	100 人	100 人	200 人	100 人	100 人	200 人	100 人	100 人	200 人
入学者数	97 人	121 人	218 人	111 人	128 人	239 人	128 人	128 人	256 人
入学定員充足率	97.0%	121.0%	109.0%	111.0%	128.0%	119.5%	128.0%	128.0%	128.0%

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学試験問題のうち、一部の学外者に作成を委嘱している科目については、可能な限り学内の専任教員が担当するように、入学試験審議会で検討を行う。

また少子化が進む現状において、入学者を確保することは厳しくなっている。その中でも、本学が受験者や入学者数を充足している理由として、地域社会や高校生、高校教員、入学希望者に対して、本学の取組みを発信していることが大きいと考えられる。本学では教職員が協働して、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、出前授業、ホームページによる情報発信等の取組みを行っている。また、高大連携の活動、各学部主催の公開講座や高校での出前授業、高校生のキャンパス見学の受入れ等にも積極的に取り組んでいる成果であると考えられる。

今後も、本学の募集や入学試験の情報に関して、入学試験審議会及び入試広報課を中心に、様々な方法により幅広く周知を図るとともに、情報を発信し続け、地域社会や受験生の信頼を確保し続けるための活動に精力的に取り組んでいく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化**

本学では、各学部の教育目的を実現するために、各学部がカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定め（基準 1-3-③に前掲）、これを「大学案内」及びホームページに明示している（【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】）。以下では学部ごとに説明する。

《法学部》

法学部の教育目的は「法学の専門知識と技能を体系的に教授研究し、法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献しうる人材を養成すること」である。そこでこの目的を実現するため、カリキュラムポリシーにおいては、「1. 豊かな人間性の涵養と基礎学力を身につけるため、総合教育科目を配置」、「2. 法的思考能力と判断力を身につけ、社会の課題に取り組む能力を養うため、体系的に専門教育科目を配置」、さらに「3. 学生がそれぞれの将来の進路に応じ学べるよう、コース制を導入し、コースごとに指定科目を設け段階的な学習ができるよう配置」するとしている。その際、「4. コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を修得するため、全学年を通じて少人数による必修の演習科目を編成」し、学生の教育的成長を促している。

このカリキュラムポリシーに基づく学修を通じて、ディプロマポリシーに定める「主体的に学ぶ姿勢と法的思考能力および判断力」、「問題を分析し、対話を通じて理解する力」、「自ら解決方法を考え、自分の言葉で表現する力」を身につけることとなる。

《経営学部》

経営学部の目的は、「営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、経済情勢の変化に対応しうる経営能力と実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を育成すること」である。そこでこの目的を実現するために、カリキュラムポリシーでは「総合教育科目」と「専門教育科目」を次のように位置付けている。総合教育科目は、「豊かな人間性醸成のため、人間形成に関する科目を選択科目として複数設置」、「国際性豊かな人材を育成するため、英語を必修としたうえで複数の外国語科目を設置」するとしている。また、専門教育科目は、「経営の実践能力醸成のため、少人数のクラス単位による演習授業である「進路研究演習」を必修」、「マネジメント、経営学の基礎的知識の修得のため、経営、情報、会計の分野の基礎を必修科目として設置」、「多様な組織のマネジメント能力醸成のため、経営学に関する多数の分野に適応した選択科目を設置」している。経営学部では、専門演習による学びを重視し、「専門演習（専門ゼミナール）を2年次から設置し、4年次の卒業論文を必修とし、早期に高い専門性を身につけること」を促している。

このカリキュラムポリシーに基づく学修を通じて、ディプロマポリシーに定める「マネジメントの知識・技能」、「経営能力と実践能力」、「深い教養と豊かな人間性・国際性」を兼ね備えた人材を育成する。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 1) 教育課程の体系的編成

本学では卒業要件単位を 136 単位以上とし、両学部共通して「専門教育科目」100 単位以上、「総合教育科目」36 単位以上を修得することを定めている（【資料 2-2-3】）。また法学部・経営学部とも、卒業後の希望進路に応じたコース制を設けている。

以下に「総合教育科目」、「法学部専門教育科目」、「経営学部専門教育科目」における教育課程の体系的編成について説明する。

#### 《総合教育科目》

本学の教養教育は、法学部・経営学部共通の「総合教育科目」として開講している。その編成は、建学の精神と本学の使命・目的を基本とし、豊かな人間性を涵養し、幅広く深い教養を身につけるとともに、専門教育へのスムーズな移行と就職試験への対応力の養成を図っている。

この「総合教育科目」では、基礎学力の向上を目指す「総合講座」、情報化社会に対応する基礎的能力を身につける「情報」、外国語能力を高める「外国語」、幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養を身につける「人間形成」、健康の増進とスポーツ指導力の向上を目指している「スポーツ・健康」、そして「留学生対応科目」を配置している。このうち「人間形成」区分は、人文・社会・自然の 3 分野にわたって科目を設定している。全学生に対して、「英語 A・B」計 4 単位、「情報処理応用」2 単位を必修とし、さらに「総合講座」から 2 科目 4 単位以上を選択必修と定めて、基礎学力の向上を図っている（【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】）。

#### 《法学部専門教育科目》

法学部では、学部の教育目的である「地域に貢献しうる人材」の養成を強化するため、またカリキュラムポリシーに掲げる「社会の課題に取り組む能力」を高めるために、平成 28 (2016) 年度より新カリキュラムを開始した。これは従来のカリキュラムを踏まえ、科目の新設とコース制の一部を再編したものである。

以下では新カリキュラムを中心に説明する。

#### ・体系的な「専門教育科目」の配置（【資料 2-2-6】）

法学部の「専門教育科目」は全学生必修としている「基礎専門科目」「演習」と、選択科目である「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」「自由科目」に区分される。これらは、年次配当により、1 年次の基礎科目、2 年次の発展科目、3・4 年次の応用科目と、段階的に力をつけていくことができるよう編成している。

まず「基礎専門科目」では、法学部で何を学ぶかを理解し、大学教育への導入を容易にするために、1 年次に「法学入門」「法学の最前線」「憲法（人権）」「刑法総論」「民法概論」を必修科目として学修する。「法学入門」では、法律学を学ぶ上で理解しておくべき基本原理を修得する。「法学の最前線」は平成 28 (2016) 年度の新カリキュラムにおいて新設した科目であり、法学教員がオムニバス形式で担当し、現代社会の諸問題あるいは各分野の最先端のトピックを取り上げることで、学生が自分の研究テーマを発見するための基礎知識を修得し、合わせて基礎的な研究倫理についても学修する（【資料 2-2-7】）。

講義科目は「基礎専門科目」に加え、おもに 2 年次以上に履修できる科目群を「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」「自由科目」として配置している。このうち「進路支援科目」については基準 2-5-①で説明する。

「演習」は、1 年次で「進路研究演習 (C ナビ) 1」を履修し、2 年次以降「進路研究演習 (C ナビ) 2」「進路研究演習 (C ナビ) 3」「進路研究演習 (C ナビ) 4」を履修していく。「進路研究演習 (C ナビ)」はキャリア形成支援のための科目であり、基準 2-5-①で説明する。「専門演習Ⅰ」は 2 年次から履修し、3 年次以降「専門演習Ⅱ」「専門演習Ⅲ」を履修し、4 年次には「専門演習Ⅲ」で卒業論文 (必修) を作成する。これらの演習科目はすべて必修であり、いずれも少人数でのクラス編成を行っている。

・将来の進路に応じたコース制 (【資料 2-2-8】)

法学部では、卒業後の希望進路別に 3 コース制を採用し、それぞれにコース指定科目を定めている。コースは学生が入学時に選択するが、希望に応じて変更も可能である。平成 27 (2015) 年度入学生までは「行政システムコース」「法律実践コース」「スポーツ法学コース」の 3 コースであったが、平成 28 (2016) 年度より「行政システムコース」を再編して「行政・社会システムコース」に改め、本コース内に「行政専修」と「社会専修」の 2 つの専修を設けた。

「行政・社会システムコース」は、「憲法 (統治)」「地方経営論 (まちづくり)」および新設科目「消費者と法」を共通してコース指定科目にするとともに、各専修に指定科目を定めている。

「行政・社会システムコース (行政専修)」は公務員志望者を対象とし、行政の仕組みに関する法律を中心に、地域の諸課題も学ぶ「専門教育科目」を履修させるように教育課程を編成している。従って、公法を中心とした科目をコース指定科目としている。

「行政・社会システムコース (社会専修)」は、卒業後に一般企業や各種団体、学校教員、NPO 法人、マスコミ関係などを志望する者を対象としている。法の基礎知識をベースに、福祉・労働・家族・メディアなど、社会の幅広い分野について学ぶことができるように、「社会福祉と法」「政治学」「国際関係論」の 3 科目を新設してコース指定科目とするとともに、選択科目として「マスメディア論 A・B」を設けている。

「法律実践コース」は、司法試験・法科大学院進学志望者をはじめ司法書士、行政書士志望者を対象としている。コース指定科目には主として民法関係の「専門教育科目」を定めており、今回のカリキュラム改革に伴って「法的論述力養成講座 A」を加えるなどの見直しを行っている。

「スポーツ法学コース」は、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者と財団法人日本障がい者スポーツ協会公認初級スポーツ指導員の 2 つの資格取得を希望する学生に対して、スポーツに関する契約関係、競技指導中に発生する事故に関する法的問題、地方自治体等におけるスポーツ振興等に関する科目をコース指定科目にしている。

表 2-2-1 にコース別指定科目を掲げる。なお、平成 28 (2016) 年度のコース別所属学生数は表 2-2-2 の通りである。

表 2-2-1 法学部コース別指定科目

コース		コース指定科目	
行政・社会システムコース	行政専修	「憲法（統治）」 「地方経営論（まちづくり）」 「消費者と法」	「行政法総論」「行政法各論」「地方自治法・公務員法」「地方自治論（分権と自治）」
	社会専修		「親族・相続法 A」「社会福祉と法」「政治学」「国際関係論」「憲政史」「共生社会と法」
法律実践コース		「憲法（統治）」「刑事訴訟法」「民法総則」「物権法 I」「債権法総論」「民事訴訟法」「会社法 I」「法的論述力養成講座 A」	
スポーツ法学コース		「地方経営論（まちづくり）」「親族・相続法 A」「消費者と法」「スポーツ法学」「スポーツ行政学」「スポーツ経営論」「スポーツマーケティング」「スポーツ産業論」	

表 2-2-2 法学部コース別所属学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在。休学者を含む）

コース名		1 年	2 年	3 年	4 年
行政・社会システムコース	行政専修	68	—	—	—
	社会専修	33	—	—	—
行政システムコース		—	87	75	89
法律実践コース		9	12	6	12
スポーツ法学コース		18	9	12	6

《経営学部専門教育科目》

経営学部では、学部の教育目的である「経営能力と実践能力」を兼ね備えた人材を育成するために専門教育科目を配置している。専門教育科目は、カリキュラムポリシーにあるように経営学の基礎の修得を目的とした「経営、情報、会計の分野の基礎を必修科目」、マネジメント能力醸成を目的とした「経営学に関する多数の分野に適応した選択科目」を設置している。

・体系的な「専門教育科目」の設置（【資料 2-2-9】）

経営学部の「専門教育科目」は全学生必修とする「基礎専門科目」「演習」と、選択科目である「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」「自由科目」に区分される。これらは、年次配当により、基礎科目から発展科目、応用科目へと段階的に力をつけていくことができるように編成している。

「基礎専門科目」では、経営学の基礎的知識を身につけることを狙いとして 1 年次に「経営学総論」「情報倫理」「簿記論」（もしくは「上級簿記」）を必修科目として学修させる。「経営学総論」では、初めて経営学を学ぶ学生に対して基本構造や事業活動を巡る基礎的な諸理論を理解させ、1 年次で理解しておくべき基礎的知識を修得させる。「基礎専門科目」の学修を経て、主に 2 年次以降に履修できる選択科目であ



る「専門科目」を配置している。「専門科目」では、経営関連、情報関連、会計関連の高度な経営学に関する科目群、加えて経営学を取り巻く経済学、観光学、金融関連などの幅広い科目を設置している。また、地元の経営者や専門家などを講師に招いての「特別講義」や、「全国信用組合中央協会」と「一般社団法人生命保険協会」から提供を受けている「寄付講義」など社会の中の生きた経営学を学ぶ科目を提供している。これらの科目以外にも選択科目として「関連科目」「進路支援科目」「自由科目」などを配置している。

「演習」は、1年次で「進路研究演習（Cナビ）1」を履修し、2年次以降「進路研究演習（Cナビ）2」「進路研究演習（Cナビ）3」「進路研究演習（Cナビ）4」を履修する。

「専門演習Ⅰ」は2年から履修し、3年次以降「専門演習Ⅱ」「専門演習Ⅲ」を履修する。「専門演習Ⅲ」では、卒業論文を必修とし、高い専門性を身につけることにつなげている。これらの演習科目はすべて必修であり、いずれも少人数でのクラス編成を行っている。

・将来の進路に応じたコース制（【資料2-2-10】）

経営学部では、卒業後の希望進路別に「総合経営コース」「金融マネジメントコース」「スポーツマネジメントコース」の3コースを設置している。コースは、学生が入学時に選択するが希望に応じて変更が可能である。

「総合経営コース」は、「マーケティング」「経営管理論」「会計学」「経営情報論」をコース指定科目として経営学の各領域を広く学ぶとともに、地域や時代の要請する専門能力を育成する。卒業後に一般企業の総合職や経理・事務、起業家、学校教員等を目指す学生を対象としている。

「金融マネジメントコース」は、「マクロ経済学」「ミクロ経済学」「金融論」「経済数学」「ファイナンシャルプランナー演習」等をコース指定科目として経済学、金融論に関する理論を学ぶ。また、銀行、証券、保険に関する実習を多く取り入れて実践力を身につけることを目指している。卒業後に金融業、各種団体職員、ファイナンシャルプランナー等を目指す学生を対象としている。

「スポーツマネジメントコース」は、「スポーツ経営論」「スポーツマーケティング」「スポーツ産業論」等をコース指定科目として、スポーツと経営とのかかわりを学ぶことにより、スポーツビジネス・健康ビジネスに対応できる人材育成を目指している。卒業後にスポーツ指導員、スポーツ施設管理会社、スポーツクラブ職員等を目指す学生を対象としている。

表2-2-3にコース別指定科目を掲げる。なお、平成28（2016）年5月1日現在のコース別所属学生数は表2-2-4の通りである。

表 2-2-3 経営学部コース別指定科目

コース	コース指定科目
総合経営コース	「マーケティング論 A・B」「経営管理論 A・B」「会計学 I・II」「経営情報論 I・II」
金融マネジメントコース	「マクロ経済学」「ミクロ経済学」「金融論 A・B」「ファイナンス A・B」「ファイナンシャルプランナー演習 I・II」「経営分析 A・B」
スポーツマネジメントコース	「スポーツ経営論」「スポーツマーケティング」「スポーツ産業論」「スポーツ法学」「スポーツ行政学」

表 2-2-4 経営学部コース別所属学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在。休学者を含む）

コース名	1 年	2 年	3 年	4 年
総合経営コース	90	92	80	109
金融マネジメントコース	16	12	9	12
スポーツマネジメントコース	22	25	21	20

## 2) 教育課程編成方針に沿った教授方法の工夫・開発

本学では、単位制度の趣旨を踏まえて、1 年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。平成 26 (2014) 年度入学生までは 1 年間に 50 単位としてきたが、平成 27 (2015) 年度入学生からは 1 年間に 49 単位とした。現在の開講科目の単位数は 2 単位以上からなるため、実質的な履修登録の上限は 48 単位である（【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】）。

教室外学修については「授業計画（シラバス）」の「授業外学修（事前事後の学修）」欄に明記し、受講生に示している（【資料 2-2-13】）。また授業回数は、学生の学びの保証という観点からも、半期で定期試験を除いて 15 回の実施を遵守している。出張等で休講した際には補講することで、15 回を確保している。その他の工夫について、以下に説明する。

## A. 習熟度別クラス編成

大学全体で教養教育の「英語 A・B」「情報処理応用」を 1 年次必修科目としているが、学生の学習到達度に差があるのが実情である。このため「英語」は、新入生オリエンテーション時にクラス分け試験を実施して習熟度別にクラス分けを行っている。また、「情報処理応用」については同じくオリエンテーション時にアンケートを実施し、情報機器の操作に未熟な学生には「情報処理基礎」を履修した後に「情報処理応用」を履修するように、履修クラスを指定している（【資料 2-2-8】【資料 2-2-10】【資料 2-2-14】）。

経営学部では、簿記は経営の基本科目であるとの考えから必修にしているが、商業高校等の出身者には、既に各種簿記検定試験 3 級や 2 級に合格している者も多くいる。そこで「基礎専門科目」に設けている簿記は、新入生オリエンテーション時にアンケートを実施し、「簿記論 I・II」もしくは「上級簿記 A・B」のいずれかを履修させることに

している（【資料 2-2-10】 【資料 2-2-14】）。

#### B. 演習科目における少人数クラス編成

「師弟同行」を建学の精神とする本学では、両学部のカリキュラムポリシーにおいて、両学部ともに、少人数の演習科目を必修として編成している。1年次から4年次の4年間必修である「進路研究演習（Cナビ）」は、入学時にクラス分けを行い、1クラス15名程度としている。2年次から4年次の3年間必修である「専門演習」のクラスは、1年次末に学生から希望届を提出させ、各学部において調整してクラス分けを行っている。平成28（2016）年度からの「専門演習Ⅰ」では、最も人数の多いクラスが法学部では12名、経営学部では16名であった。

#### C. 授業方法の学び合い

両学部合同FD検討委員会により、毎年各学部5人の専任教員が持ち回りで、担当授業を公開し、全専任教員に少なくとも1回の参観を義務づけている。参観した教員は、見学した講義の優れた点・気づいた点、自身の担当科目に生かせる点を「授業見学シート」に記載し、合同FD検討委員会に提出する。委員会はこれを取りまとめ、授業担当者にフィードバックしている（【資料 2-2-15】）。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

法学部の新カリキュラムは平成28（2016）年度に開始したものであるから、その有効性については今後教務委員会を中心に継続的に検証していく。経営学部は、カリキュラムの有効性について今後とも教務委員会を中心に継続的に検証していく。

また、教授方法の工夫・開発については、FD活動の体制や内容を整備・充実していくために、両学部合同FD検討委員会を通じて毎年継続的に改善を行っていく。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修支援及び授業支援に関しては、授業だけでなく課外でも支援が受けられるように適切に運営されている。以下に具体的な取組みを示す。

##### 1) 新入生ガイダンスの実施

新入生に対しては、入学式当日に1年次必修科目である「進路研究演習（Cナビ）1」のクラス別に、クラスメイトと主担任・副担任との顔合わせ会を、希望する保護者も同席して行っている。

また、オリエンテーション日程の中で、教務委員から履修に関するガイダンスを行うとともに、引き続いて宿泊オリエンテーションを実施している。そこでは「進路研究演習（Cナビ）1」クラス別に主担任と副担任の2名の教員が学生の履修指導を担当し、教務課職員・学生支援課職員がサポートしている。初めての履修登録を宿泊オリエンテーション中に行うことで、教員は学生の履修状況を把握でき、また教員と学生及び学生相互の親睦を深め、学生が大学生活を円滑にスタートできるようにしている（【資料 2-3-1】）。

## 2) 在学生ガイダンスの実施

2年次以上の在学生に対しては、新学期開始の前週に、教務委員及び教務課職員を中心に各学部・学年別で履修ガイダンスを実施し、履修指導やコース別の特色、留意点等を説明している。在学生が履修登録を行う際には、単位取得状況を示した成績表をもとに「専門演習」担当教員の指導を受け、この担当教員が履修登録の用紙（マークシート）を取りまとめて提出している（【資料 2-3-2】）。

## 3) 「進路研究演習（Cナビ）」と「専門演習」による学生サポート体制

「師弟同行」を建学の精神としている本学では、1人の学生を「進路研究演習（Cナビ）」と「専門演習」の両方からサポートする体制を取っている。平成15(2003)年に開設した「進路研究演習（Cナビ）」は、少人数のゼミナール形式の授業であるが、同じ教員が4年間持ち上がりで担当する。従って、学生の状況を継続して把握することができ、必要に応じて履修や学修面の相談に応じるなどの支援を行っている。さらに、2年次から始まる「専門演習」の担当教員と「進路研究演習（Cナビ）」担当教員とが必要に応じて連絡を取り、学生の状況を把握する。学生側も学修上の問題だけでなく、学生生活上の悩みについても、日常的にどちらかの教員に相談することができるシステムとなっている。このシステムは退学防止策としても有効である。

また、中途退学者や留年者を減らすために、無断欠席を続けるなどして単位取得見込みが困難と認められる学生に関しては、後述の履修状況調査にもとづき情報を共有するとともに、修学意欲が低下している学生については「専門演習」担当教員や学生相談室の教員が面談等を行い、早めの対応をしている。単位取得数が著しく低い学生に対する指導も同様に「専門演習」もしくは「進路研究演習（Cナビ）」担当教員が修学指導を行うなど、学修面、生活面で問題を早期に発見し対処するようにしている。

## 4) オフィスアワーの設定

専任教員はオフィスアワーを設定し、各自の研究室に掲示している。その時間帯に研究室を訪問すれば、学生は個別に学習面や学生生活上の問題について相談することができる。

5) 単位低取得者の把握

両学部の教務委員会では、年度の初めに昨年度までの単位取得状況が低く、学修に注意・指導を要する学生をリストアップしている。具体的には、4年次で100単位未満、3年次で60単位未満、2年次で30単位未満の学生を対象としている。これらの学生は、将来、留年もしくは中途退学の予備軍となる可能性があるため、教授会においても報告して学生の状況についての情報を共有し、「専門演習」担当教員を中心に指導を進めている（【資料2-3-3】）。

6) 履修状況調査の実施

学生部委員会では年1回、全講義科目について学生の出席状況を調査してきた。調査を始めた契機は、運動部に所属している学生が練習や遠征試合のため学習時間等の面でハンディを負い、学業とスポーツの両立に支障をきたしやすいため、早めに対応することにあった。運動部の部長・監督は、この調査結果をもとに彼らの抱える問題の相談に応じ、指導を行っている。調査は平成26（2014）年度まで毎年、運動部学生に限らず全学生を対象に実施してきており、調査結果は出席状況の芳しくない学生に早期に対応・指導するための資料として取りまとめ、「進路研究演習（Cナビ）」「専門演習」担当教員にフィードバックし、活用してきた（【資料2-3-4】）。平成27（2015）年度は、対象を運動部学生に限るか否かといった実施方法について再検討を行ったために調査を見送ったが、平成28（2016）年度は全学生を対象に実施する予定である。

7) TA等の活用

本学は大学院を持たないため、学部学生を活用したSA(Student Assistant)をTA(Technical Assistant. これは、従来Teaching Assistantと呼称していたが、実質的にはPC操作設定等、授業のための基本的な技術サポートであるため、実態に合った呼称に変更した)として配置している。

平成25（2013）年度から平成27（2015）年度の3年間にTAを配置した授業科目は、総合教育科目の「情報処理基礎」「情報処理応用」、経営学部専門教育科目の「情報倫理」「応用コンピュータ演習」「情報システム論」「データベース」「計量経済学A」「金融シミュレーション演習」「ビジネスコンピューティングセミナー」である。このように情報関係の科目を中心に配置し、授業における情報基盤技術への支援を行っている（【資料2-3-5】）。

さらに、学生が授業時間外のレポート作成や授業課題作成の為に情報機器を使用できるように、5号館内にコンピュータ自習室を設けている。隣接する情報センターにおいては常時、事務職員とTA担当の学生が待機し、学生指導とコンピュータのメンテナンスや操作について対応している。

8) 留年者への対応

4年間で卒業できなかった留年者数は、過去3年間では、表2-3-1の通りである。留年者へは「専門演習」担当教員が中心となり、「進路研究演習（Cナビ）」担当教員と協働して、修学指導と生活指導に目を配っている。わずかの単位不足で留年する学生も

おり、履修登録の指導とともに、単位低取得者一覧や履修状況調査の結果を活用して指導している。

表 2-3-1 留年者数（過去 3 年間）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
留年者数	6	14	7	11	5	12

## 9) 休学者への対応

過去 3 年間の休学者数は、表 2-3-2 の通りである。大学全体として、漸減傾向にある。休学の理由は、進路再考と経済的困窮が多く、心身の疾患は 1 割程度である。進路再考の学生に対しては「専門演習」及び「進路研究演習（C ナビ）」担当教員が、経済的困窮の学生には学生支援課が、心身に疾患を抱える学生に対しては学生相談室及び保健管理センター等が連携し、学生と話し合っている。休学した学生に対しては、「専門演習」担当教員を中心に保護者と連絡を取りつつ、必要に応じて三者面談を行うなど相談に応じている。場合によっては医療機関と連携を取り、復学に向けてサポートを行っている。

表 2-3-2 休学者数（過去 3 年間）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
休学者数	9	10	9	8	5	8

## 10) 中途退学者への対応

過去 3 年間の中途退学者数は、表 2-3-3 の通りである。退学の理由は、修学意欲の低下、進路変更（専門学校等への進学もしくは就職）、経済的困窮の 3 つでほとんどを占め、心身の疾患が 5%程度ある。なお就職へ進路変更する背景には経済的困窮がある場合が多く、近年はこのような経済的事由が増加傾向にある。中途退学者については、できるだけ減らすため、「専門演習」担当教員及び「進路研究演習（C ナビ）」担当教員が個別面談を行い、細かな指導経過と対応状況を記録し、学生部委員会等に諮っている。

表 2-3-3 中途退学者数（過去 3 年間）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
中途退学者数	12	18	18	23	17	14

## 11) 社会探訪塾

「進路研究演習（C ナビ）」のクラスのひとつとして社会探訪塾を設けている。基準 2-5-①で述べるように「進路研究演習（C ナビ）」のプログラムにはグループ活動を多

く取り入れているが、入学生のなかにはコミュニケーションや社会性の形成に困難を抱え、配慮を必要としている学生もいる。社会探訪塾クラスは、入学時に分けられた「進路研究演習（Cナビ）」クラスの担当教員と学生相談室を担当する教員が情報交換した上で、学生および保護者との面談を行い、希望があった場合には年度の途中からであってもクラスを変更して、受け入れている。法学部・経営学部合同の1名から数名のごく少人数のクラスであり、プログラム内容は通常の「進路研究演習（Cナビ）」とは異なり、所属学生の特性に応じたプログラムをオーダーメイドで企画して指導している。学生相談室を担当する教員が担任を務め、大学生活を順調に送ることができるよう心理面のサポートとともに学修支援を行っている。

本クラスは、社会につながるきっかけを掴むという意味から社会探訪塾と称しているが、クラス変更後の学生の出席状況に改善が見られ、退学防止策としても有効である。なお、平成28(2016)年5月1日現在、1名の学生が本クラスに登録している（【資料2-3-6】）。

## 12) 父母懇談会の開催

前期定期試験の成績データが出された後の毎年8月末から9月に、全学的な取組みとして保護者を対象とする父母懇談会を、本学及び沖縄・鹿児島において開催している。本学会場では、1年次学生については「進路研究演習（Cナビ）」担当教員が、2年次生以上については「専門演習」担当教員が、学生の学修状況について、参加した保護者と個別面談を行っている。当日は学生支援課職員・就職課職員も、学生生活や就職状況に関する面談のコーナーを設け、個別の相談に応じている。前期期間の学生の学修状況の問題点を保護者が理解し、後期に改善される例もみられる。大学側と保護者等が学生について共通認識を持つ場として成果をあげている（【資料2-3-7】）。

## 13) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

両学部合同のFD検討委員会が、学生による授業評価アンケートを毎年前期・後期いずれかの時期に、非常勤講師を含む全ての講義科目で実施している。アンケートは無記名とし、選択肢による回答以外に自由記述欄を設けており、学生は自由に意見を述べるができる。アンケートの集計結果及び学生の意見は、FD検討委員会において取りまとめられて担当教員にフィードバックされる。そして専任教員には、この結果についての対応策・改善策を記して提出することが義務づけられており、学生の意見を汲み上げて反映させる仕組みが整備されている。このアンケート結果と対応策・改善策はFD活動報告書にまとめられている（【資料2-3-8】【資料2-3-9】）。

また、演習科目である「進路研究演習（Cナビ）」では、毎年度末に学生による授業アンケートを全学年で実施している。ここにも自由記述欄が設けてあり、進路研究演習運営委員会によるプログラムの改善等に活用されている（【資料2-3-10】【資料2-3-11】）。

日常的には「進路研究演習（Cナビ）」及び「専門演習」を通じて、各教員が学生と接するなかで、履修の指導、単位修得に関する支援と指導、就職など卒業後の進路に関する指導を行っている。学生の抱える問題に個別に相談に応じ、ふさわしい支援の方策を

講じている。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学が教職員協働で行っている学修支援の仕組みは現在一定の成果をあげており、これを継続することが妥当と考える。

TA を配置している授業科目は情報関係の実習を伴う科目が中心である。しかし他科目についても、TA を配置することで一層の授業効果をあげることができるものについては、担当教員からの要望に基づき、導入していく。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 1) 単位の認定

履修科目の成績は、秀・優・良・可及び不可の標語をもって標示し、100 点を満点として 90 点以上を秀、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可として認定し、可以上を合格とすることを、宮崎産業経営大学学則（第 8 章第 41 条）に規定している。このことは、学生便覧である「Campus Guide(キャンパスガイド)」に宮崎産業経営大学学則を掲載し、また各学部の履修規程中にも明記して、学生に周知している（【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】）。

成績の評価の方法については、全開講科目について作成している「授業計画（シラバス）」において、各科目の特性に応じて担当教員が科目毎に示している。「授業計画（シラバス）」には、「授業の概要」、「授業の到達目標」、「授業計画・内容」、「授業外学修（事前事後の学修）」「成績評価の方法及び基準」について項目ごとに記載してあり、これによって学生が明確な学修計画を立てられるようにしている。「授業計画（シラバス）」の記載にあたっては、各学部の教務委員会から、複数の見本を示して担当教員に依頼を行っている（【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】）。

この「授業計画（シラバス）」は本学 Web 上で検索することができ、また 1 年次には冊子でも配付している。担当教員はここに示した基準に基づいて学修を評価している。

なお、GPA 値は学生が履修登録した全科目の成績を累積して算出し、特待生の資格継続を審査するための基準として使用している（【資料 2-4-6】）。

##### 2) 進級

本学の各学部では、進級制度は設けていない。

##### 3) 卒業の判定



法学部では、ディプロマポリシーに定めているように、卒業までに以下の内容を身につけることを求めている。その上で、所定の単位を修めることで卒業を認定し、学士（法学）の学位を授与している。

1. 主体的に学ぶ姿勢と法的思考能力および判断力。
2. 社会のさまざまな場面で生じる問題を分析し、対話を通じて理解する力。
3. 自ら解決方法を考え、自分の言葉で表現する力。

経営学部では、そのディプロマポリシーに定めているように、卒業までに以下の内容を身につけることを求めている。その上で、所定の単位を修めることで卒業を認定し、学士（経営学）の学位を授与している。

1. マネジメントの知識・技能。
2. 経営能力と実践能力。
3. 深い教養と豊かな人間性・国際性。

卒業のために必要な所定の単位は、表 2-4-2 に示すように科目の区分により定められた単位数を修得して合計 136 単位以上を修得することとしており、これを厳格に運用している。卒業の判定は、各学部の教授会及び大学協議会の議を経て学長が卒業を認定している（【資料 2-4-7】）。

表 2-4-2 卒業に必要な総単位数

学 部	学 科	科 目 群	卒業に必要な単位数		必修単位数
法 学 部	法律学科	総合教育科目	136	36	必修 10 単位含む
		専門教育科目		100	必修 38 単位含む
経営学部	経営学科	総合教育科目	136	36	必修 10 単位含む
		専門教育科目		100	必修 34 単位含む

#### 4) 編・転入学者の単位の認定

本学に編・転入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学・短期大学等の成績評価表に基づき、本学の教育課程との整合性を教務委員会で審査した上で、教授会の審議を経て、62 単位を上限として認定している（【資料 2-4-8】）。

#### 5) 他大学等において修得した単位の認定

学生が他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位、または学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位について、本学における授業科目の履修により修得したものと認定する場合の単位数は、宮崎産業経営大学学則（第 5 章第 24 条の 2）において、合わせて 60 単位を超えないものと規定している。これらの単位はいずれも本人の申請に基づき、各学部教務委員会が審査を行い、教授会の審議を経て認定する。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

同一科目を複数の教員が受け持つ場合、教員間で評価基準が異なることもあるため、

成績評価の公平性の観点から、より明確な基準の設定を図る。

また GPA は現在、特待生の資格継続審査にのみ使用しているが、平成 28 (2016) 年度末には学生支援給付奨学金の給付学生の選考にも活用する予定である(基準 2-7-①を参照)。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### 1) 社会的・職業的自立に関する指導体制の整備

本学は開学当初より就職指導に力を注いできたが、平成 15 (2003) 年度に企業への就職率 100%、進路未定者 0%を目指して、教育課程のなかにキャリア形成支援・就職支援を大きく取り込み、1 年次から 4 年次まで 4 年間の「進路研究演習 (C ナビ)」を必修科目として設けるなど、教育課程内外でのキャリア教育の支援体制の充実に取り組んでいる。

それらの全体像は表 2-5-1 に示した通りである。ここには大きく 4 つの特色がある。第 1 に、就職試験に対する技術的な対策にとどまらないことである。「進路研究演習 (C ナビ)」では 1 年次から体験的学習を通じて企業に触れ、自己分析や適性検査を用いて自身に適した進路について 4 年間を通じて探ることができる。また問題発見・解決能力や情報処理能力、表現能力、コミュニケーション力などの向上も図っている。

第 2 に、学部専門教育と深く関わっていることである。本学は社会科学系の大学であり、両学部において前述のようにコース制を設定し、将来の進路に応じた教育課程を設けている。

第 3 の特色は、個々の学生の状況に対応していることである。「進路研究演習 (C ナビ)」における運動部クラスや社会探訪塾クラスの設置、「特別講座 A・B (W スクール)」での受講者の選考などがある。さらに課外の「Sun18° 塾 (学内塾)」へ入塾し、4 年間にわたり専門の教員の指導を受けることもできる(基準 B. 参照)。

第 4 に、就職活動のために必要な一連の準備活動をできるだけ正課に取り込み、教員による指導を徹底していることである。「進路研究演習 (C ナビ)」は 4 年間必修であり、その他も「Sun18° 塾 (学内塾)」以外は単位を付与している。

以下にそれぞれの支援体制について述べていく。

表 2-5-1 本学のキャリア教育のための支援体制

取組み名	対象学年	必修・選択・課外	内 容
進路研究演習 (C ナビ)	1 年～4 年	必修	演習形式で行う。社会観・職業観の醸成とキャリアデザイン、社会の求める基本的諸能力の育成及び学部教育への導入。
総合講座	1 年～4 年	選択必修	基礎学力の向上を目的とする。「日本語理解」「論理的思考」「数量的処理」の 3 分野。
特別講座 A・B (W スクール)	1 年～4 年	選択	公務員・教員採用試験、SPI 試験等に対応した内容。
進路支援科目	2 年～4 年	選択	資格試験や検定試験の合格を目指す科目及び「インターンシップ」「ボランティア」「特別講座 A・B」。
インターンシップ	2 年・3 年	選択	企業・官公庁・弁護士事務所等での実地研修及び事前・事後研修。
Sun18° 塾 (学内塾)	1 年～4 年	課外	希望進路に応じて塾を選択。W スクールとも連携。

## A. 「進路研究演習 (C ナビ)」

「進路研究演習 (C ナビ)」は、本学における社会的・職業的自立に関する指導の中核に位置付けられる、1 年次から 4 年次まで 4 年間の必修科目である。

## 〈目的〉

「進路研究演習 (C ナビ)」は、学生の各年次段階に応じたキャリア形成を支援し、自身のキャリアを形成していくために必要な知識・意欲・態度・能力の育成を目的としている。とりわけ社会観・職業観の涵養、キャリア設計能力の育成、コミュニケーション力やプレゼンテーション力等の基礎的な職業能力の養成に主眼を置いている。また 4 年間の一貫教育を行うことで、学生間及び学生・教員間の親密な関係を作ることもねらいとしている。

## 〈クラス形態〉

入学時に 15 人程度のクラスに分け、4 年間同一クラス・同一担当教員で進めている。これは、学生の成長過程を把握するとともに、学生との人間的な絆を強めることを期待するものである。

## 〈カリキュラム〉

上記に述べた目的のため、各年次において学生の成長段階に応じたプログラムを提供している。実例を次に掲げる。

- ・社会観・職業観の涵養：1・2 年次の企業・産業研究（現地視察を含む）、卒業生並び

に企業採用担当者によるパネルディスカッション、インターンシップ体験発表会等

- ・キャリア設計：自己分析、各種検査、キャリアプランニング、業種・職種研究、先輩の就職活動体験発表会等
- ・基礎的能力の養成：グループワーク、グループディスカッション、レポート作成（研究倫理を含む）・発表、マナー教育等

演習内容については、例えば企業・産業研究（「社会と職業」「社会と学問」）では地場産業を取りあげるなど、身近なテーマを設定している。また、社会で活躍する卒業生や、就職活動を終えた先輩によるパネルディスカッションを開催し、学生が近い将来の自己の問題として受け止められるよう配慮している。さらに企業・産業研究での調査・発表や、1年次の夏期研修の企画・運営、グループディスカッションなどのグループ活動により、社会性・協調性・リーダーシップについて考える機会を設けている。なお、4年次については、職業生活において直面するであろう諸問題への対策についてテキストを用いて演習を行っている（【資料2-5-1】）。

また就職試験の動向に対応しつつ、時間外に3年次の希望者に対して「グループディスカッション対策講座」「就活メイク講座」「SPI対策講座」等を開講している。

〈運営体制〉

「進路研究演習（Cナビ）」の運営にあたっては、主に総合教育科目を担当している教員を中心に、両学部合同の進路研究演習運営委員会を設置している。同委員会が毎時の指導内容を作成・連絡し、学年ごとにすべてのクラスで同一の授業内容を行っている。

就職活動のスケジュールや試験の動向は毎年変化していることから、年間の授業計画・内容については、進路研究演習運営委員会が後述する就職総合センターと密接に協議し、また学生による授業評価アンケートも参考にして、毎年見直しを行っている。

〈学生による授業評価〉

進路研究演習運営委員会では、年度末に学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果によると、多くの学生がこの授業に真面目な態度で臨んでいる。授業の方法については、教材や教え方、理解度について適切であったと回答している。また過半の学生が、この授業を通して社会や職業に対する知識や考え方が深まり、人生設計を考える上で役立ったと答えている（【資料2-5-2】）。

## B. 「総合講座」

「総合講座」は、「総合教育科目」の一部であり、全学生に2科目4単位を選択必修としている。「日本語理解」「論理的思考」「数量的処理」の3分野にわたり、基礎的な学力の修得を目的としている。専門教育の基礎となるばかりでなく、就職試験対策も兼ねており、高校の学習を整理するとともに、大学教育にふさわしい内容を加味して提供している（【資料2-5-3】）。

## C. 「特別講座 A・B（Wスクール）」

〈目的〉

本学では早くから公務員・教員志望の学生に対して、課外で公務員・教職の受験対策

講座を開講してきたが、時間的・経済的に学生の負担が少なくなかった。そこで、平成14(2002)年度より、公務員・教職志望の学生に対する受験準備講座を正課の中に取り込んだ「特別講座A・B」を開設した。設立当初の目的は公務員試験対策であったが、現在では、一般企業におけるSPI試験や面接の対策にも対応している。

〈内容〉

基礎講座は、毎年5月から7月に開講しており、1年次から受講できる正課外の講座である。

本科講座は2種類あり、筆記試験のある企業や公務員受験希望者を対象とする「特別講座A」(8月～3月開講)、教職受験希望者を対象とする「特別講座B」(10月～3月開講)がある。「特別講座A」は、基礎講座を受講し終えた学生のみ受講の申し込みができる。「特別講座A」「特別講座B」ともに、本学教員による面接等の選抜試験を実施して受講生を決定している。この本科講座が正課として単位を認定しているもので、単位認定は1度限りである。

さらにWスクールでは、平成26(2014)年度より、基礎講座・本科講座をすでに受講し終えた学生向けの応用講座(5月～7月開講)を新設した。また、より難易度の高い企業・公務員試験対策として実践講座(7月～1月開講)、及び本科や実践講座修了後、翌年度の応用講座開始時期まで、講座の最終的な仕上げとなる直前対策講座を、いずれも課外の講座として設けている。このように、受講希望者には1年間を通じて受験対策講座を提供している(【資料2-5-4】)。

〈実施体制〉

本学のWスクール担当教員と、大学が委嘱したWスクール担当講師とで構成されるWスクール運営委員会では、最近の試験状況、学生の達成度を分析しながら講義科目の内容、時間数、講義時期を決定している。また、個別の学生の受講状況、成績結果などについて話し合い、適宜学生全体への意識づけを行い、講座の節目には受講生のモチベーションを維持させるための指導を行っている。

〈成果〉

平成19(2007)年度より1年次から受講できるように受講年次を拡大した基礎講座は、100人を超えるエントリーが続いている。

Wスクール開設以来、学生の学習意欲、モチベーションが高まり、公務員・JA職員・旧郵政職員等の合格者が増加してきており、Wスクールの成果が目に見える形で表れている。また、近年の傾向としては、公務員対策だけでなくSPI対策のため受講する学生が増加している。このように、公務員・民間企業を問わず就職への意識付けに成功していることもWスクールの成果である。

#### D. 「進路支援科目」

資格取得の支援体制の一環として、各学部は専門教育科目のなかに「進路支援科目」を設けている。平成28(2016)年度から年次進行で開始しているカリキュラムにおける「進路支援科目」は、表2-5-2に示した通りである。

表 2-5-2 進路支援科目

科目名	学部	単位数
インターンシップ	法・経営	2
ボランティア	法・経営	2
ビジネスコンピューティングセミナー	経営	2
IT パスポートセミナー	経営	4
販売士（小売商）セミナー	経営	2
TOEIC セミナー	法・経営	2
医療事務セミナー	経営	2
特別講座 A	法・経営	4
特別講座 B	法・経営	2

これらのうち「特別講座 A」「特別講座 B」は前述した W スクールの本科講座である。「医療事務セミナー」は、医療事務関係の資格取得希望者が増えたことに対応し、平成 25（2013）年度に新設した科目である。

また経営学部では「ビジネスコンピューティングセミナー」「IT パスポートセミナー」「販売士（小売商）セミナー」「TOEIC セミナー」「医療事務セミナー」の 5 科目・12 単位のうち、卒業要件単位に算入する修得単位は 4 単位までとしている。

なお法学部では、平成 27（2015）年度入学生まで適用しているカリキュラムにおいて「進路支援科目」に設けていた「法学検定対策 A・B」及び「法律専門職対策 A・B」について、2 年次以上の開講科目であるため平成 28（2016）年度にも開講しているが、平成 28（2016）年度からの新カリキュラムにおいては、学生の要望に対応して、「不動産関連法講座 A・B」及び「法的論述力養成講座 A・B」に変更し、法学部専門教育科目の「関連科目」に位置づけている（【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】）。

#### E. 「インターンシップ」

2 年次以上の開講科目として「インターンシップ」を開講し、単位認定（2 単位）している。受講学生に対しては、学内での事前指導講義（受入れ先研究、マナー教育等）を行った後、夏期休業期間中に就業体験を 1 週間から 2 週間実施している。終了後は、その体験発表会を「進路研究演習（C ナビ）1」の授業時間内において行っている。これは学生の成果発表の場とするとともに、1 年次の学生に対するインターンシップへの動機づけを意図している。インターンシップの受入れ先には、地元企業その他、県庁などの地方自治体、社会福祉法人、法律事務所などがある（【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】）。

#### F. 「Sun18° 塾（学内塾）」

1 年次の段階から資格試験等の準備を始めたい、あるいは進路について専門教育科目担当教員の指導を受けたいという学生のために、平成 18（2006）年度から「Sun18° 塾（学内塾）」を設置した。各塾は異なる専門分野の複数の教員が担当し、学部横断的の教員チームを作っている。この「Sun18° 塾（学内塾）」の名称の由来は、地球上において最も心

地よい気温である摂氏 18℃になぞらえた快適な環境に学び、遊び、そして創造できる場であることを意味している。志を同じくする者が集い、活動する場となることを目指してのものである。

学生に対しては、新入生オリエンテーション時に説明会を行い、その後、塾ごとに面接などを経て、入塾を認めている。

現在、設置している塾は、表 2-5-3 の通りである。これらのうち国家大計塾では塾生に W スクールへの出席を義務付けており、また教員養成塾では学生のクラブ活動である「教育ふれあい倶楽部」への参加を推奨するなど、塾のなかには他の活動と深く連動しているものもある（各塾の詳細については基準 B. 参照）。

表 2-5-3 「Sun18° 塾（学内塾）」

塾名	対象者
国家大計塾	公務員等志望者
税務会計塾	税理士志望者及び日商簿記検定 1 級等取得志望者
教員養成塾	学校教員志望者
リーガルマイスター養成塾	司法書士志望者及び法科大学院新進学志望者
宅建チャレンジ塾	宅地建物取引士資格取得志望者
青年実業家養成塾	企業経営志望者
IT リーダー塾	基本情報処理技術者等志望者
観光・旅行塾	国内旅行業務取扱管理者資格取得志望者
医療関連塾	医療事務職志望者
田園都市デザイン塾	公務員行政職志望者及び宮崎の地域振興に関心のある者
ボランティア・スタディ塾	各種資格試験取得志望者、その他自主的な勉強意欲の高い者

## 2) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

本学では、平成 15（2003）年に従来の就職課を就職総合支援センターに改組し、学生のキャリア形成の支援・就職支援の全学的な拠点とした。就職総合支援センターが現在行っている活動は、表 2-5-4 の通りである。

表 2-5-4 就職総合支援センターの活動

活動事項	活動内容
学生就職相談	各学部に専任の事務職員を配置。「進路研究演習 (C ナビ)」「専門演習」担当教員と連携し、個別に就職相談、活動の指導、面接の指導等。
夜間の就職相談室	保護者を対象とした就職相談を行う。
卒業生キャリアサポートセンター	卒業生を対象とし、離転職や職場における悩み事の相談に応じる。卒業生の動向把握に努めている教職員のネットワークを活用する。
「進路研究演習 (C ナビ)」との連携	各種の適性検査・就職ガイダンス・履歴書作成・合同企業説明会等の企画は、「進路研究演習 (C ナビ)」と連携して実施。

就職総合支援センターは毎年 10 月に、3 年次学生を対象とした『就職の手引き』を作成し、「進路研究演習 (C ナビ) 3」授業時に、全員に配付している。その内容としては、就職活動のスケジュールや目標設定の重要性、就職総合支援センターの利用案内、就職活動の準備と実践、採用内定から入社までの間の心構えなど、一連の流れが記され、さらに応募書類の封筒や鑑文の例示もあり、学生に参照させている (【資料 2-5-9】)。

現在、就職総合支援センターにおける年間の相談件数は、1500 件から 2500 件前後で推移しており、学生数に比較すると高い利用件数となっている (【資料 2-5-10】)。

また、就職総合支援センターと「進路研究演習 (C ナビ)」が協働し、毎年春に九州圏を中心とする企業・団体が参加する、3 年次の学生を対象とした本学独自の学内合同企業説明会を企画・開催している (【資料 2-5-11】)。

表 2-5-5 学内合同企業説明会への参加企業・団体数及び学生数

	参加企業・団体数	参加学生数
平成 25(2013)年度	33	132
平成 26(2014)年度	31	126
平成 27(2015)年度	32	167

なお、法科大学院をはじめとする大学院への進学を希望する学生に対する助言・指導は、「専門演習」担当教員及び「Sun18° 塾 (学内塾)」において行っている。

### (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のキャリア教育は 10 年以上の実績があり、高い就職率を達成してきている。しかし経済情勢の変動のみならず、学生の資質・要望の変化もある。平成 28 (2016) 年度からの法学部カリキュラム改変に伴い、従来「進路支援科目」に設けていた「法学検定対策 A・B」「法律専門職対策 A・B」を見直し、法学部専門教育科目の「関連科目」のなかの「不動産関連法講座 A・B」「法的論述力養成講座 A・B」に変更したのは、このような



変化に対応したものである。「進路支援科目」の見直しについては、各々の学部において検討を続ける。

また「進路研究演習（Cナビ）」の授業計画・内容の検討は、進路研究演習運営委員会が就職総合センターと協働して、絶えず継続していく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

##### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

##### 1) 学生の学修状況の把握による教育目的の達成状況の点検・評価

両学部の教務委員会では、年度の初めに、昨年度までの単位取得状況が低く、学修に注意・指導を要する学生をリストアップし、教授会において報告している（【資料2-6-1】）。

また在学生在が新年度の履修登録を提出する際には、「専門演習」担当教員が学生の成績表と照合し、履修届のチェック及び今後の学修に向けたアドバイスを個別に行っている。

このほか、両学部合同の学生部委員会では、年1回、全学生を対象とした各科目の履修状況調査を行い、特に出席状況が良好ではない学生に早期に対応・指導するための資料としてとりまとめ、「進路研究演習（Cナビ）」「専門演習」担当教員にフィードバックしている（【資料2-6-2】）。

##### 2) 資格取得・就職状況の把握による教育目的の達成状況の点検・評価

本学では、基準2-5で述べたように、キャリア形成と就職指導に多くの支援体制を備え、企業への就職率100%、進路未定者0%を目指している。

在学中の資格取得としては、本学の正課の教育課程のみならず「Sun18° 塾（学内塾）」等においても指導を行い、学生は教員免許状の他、行政書士、宅地建物取引主任、ドットコムマスターなどの免許・資格を取得している。最近3年間の免許・資格等の取得者数は表2-6-1の通りである。卒業後も本学の「Sun18° 塾（学内塾）」に通い、司法書士に合格した卒業生もあり、取得を指導している教員が継続的に学生の状況を点検し、指導方法の評価と改善に努めている。

表 2-6-1 免許・資格等の取得者数（のべ人）

免許・資格等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中学校教諭一種免許状	10	5	6
高等学校教諭一種免許状	32	21	20
特別支援学校教諭一種・二種免許状	5	2	2
小学校教諭一種・二種免許状	6	2	2
幼稚園教諭一種・二種免許状	2	0	0
行政書士	0	1	0
宅地建物取引主任	0	3	2
日本商工会議所簿記検定 2 級	2	0	1
日本商工会議所簿記検定 3 級	1	2	0
税理士試験簿記論	0	2	0
税理士試験財務諸表論	0	1	0
税理士試験消費税法	0	0	1
大阪商工会議所ビジネス会計検定 2 級	0	0	1
東京商工会議所国際会計検定アカウントレベル	0	0	1
ドットコムマスター・ダブルスター	0	1	0
ドットコムマスター・シングルシスター	0	1	0
IT パスポート	3	2	4
MOS (Word)	0	0	2
MOS (Excel)	0	4	2

また、希望進路と就職状況の把握については、就職総合支援センターと「進路研究演習（Cナビ）」が協働して行っている。3年次には「進路研究演習（Cナビ）3」において「就職・進路登録票」を作成し、担当教員がクラス分をまとめて就職総合支援センターに提出する。（【資料 2-6-3】）。就職総合支援センターは、4年次の学生を中心に就職活動の報告をさせるとともに、公務員採用試験報告書、就職内定届（就職現況報告書）、就職決定届を提出させている。夏から秋の時期には、就職総合センター職員と「進路研究演習（Cナビ）4」担当教員が、4年次クラス学生の就職活動状況について協議する場を設けて情報交換や報告を行い、指導に役立てている。これらの取組みの結果、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度の間、企業就職希望者の就職率は 95%以上を達成し続けている（【資料 2-6-4】）。

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 1) FD 検討委員会と進路研究演習運営委員会による評価活動

教育内容・方法及び学修指導の改善に向けた全学的な取組みとして、両学部合同の FD 検討委員会が、学生による授業評価アンケートを、毎年度前期・後期いずれかの時期に、非常勤講師を含むすべての講義科目で実施している。このアンケートでは、教員の授業についての評価だけでなく、学生自身の取組み（出席状況・予習復習状況などを含む）

も回答させている。この結果を集計し、学生の自由記述の意見を添えたシートが科目担当教員にフィードバックされる。専任教員は、ここに改善策を書き加えてFD検討委員会へ提出することが義務付けられており、これが報告書としてまとめられている（【資料2-6-5】【資料2-6-6】）。

また合同FD検討委員会では、毎年持ち回りで各学部5名前後の教員に、担当科目の授業公開を行い、全専任教員にいずれかの公開授業の参観を義務づけている。参観した教員は「授業見学シート」を記載してFD検討委員会に提出し、最終的には授業担当者にフィードバックされて、改善に役立てるようにしている（【資料2-6-7】）。

なお、演習科目である「進路研究演習（Cナビ）」の授業評価アンケートを全学年で実施し、授業内容と学生自身の取組みの両者を評価している。この結果は、進路研究演習運営委員会によるプログラムの改善等に活用している（【資料2-6-8】）。

## 2) 就職先の企業からの聞き取り等

企業訪問担当教員及び就職総合支援センター職員は、九州地域を中心に関西・中部・関東地域の企業を訪問し、就職先開拓を行っている。企業の人事担当者と面談した際に聞き取った内容については、就職総合支援センターに報告し、就職活動中の学生に伝えることで、就職指導に活用している。さらにそれらの内容について進路研究演習運営委員会とも協議し、「進路研究演習（Cナビ）」のカリキュラムの見直しに生かしている。

定例で開催している就職総合対策本部会議では、企業求人開拓、就職状況の報告、就職関連行事の結果報告、「特別講座A・B（Wスクール）」受講生の学習状況の報告をそれぞれの担当教員が行っている。

### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

本学における達成状況の評価とフィードバックの仕組みは一定の成果をあげているが、今後も一層の充実を進めていく。教育活動については、授業評価アンケートを継続して実施するとともに、その結果に基づき教員自身が示した改善策を実行していくこと、授業公開により得られた知見やコメントを生かすように進めていく。

就職支援についても高い就職率を維持し、実績をあげているので、今後も100%を目指して就職総合支援センターを中心に取組む。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

## 1) 組織体制

学生サービス・厚生補導のための組織としては、学生部委員会と学生支援課を中心に、保健管理センター、学生相談室、国際交流センターがある。これらの学内組織は相互に連携し、また「専門演習」「進路研究演習（C ナビ）」担当教員とも連絡して、学生サービスと厚生補導にあたっている。

学生部委員会は学生部長を委員長とし、両学部から選出された学生部委員がこれを構成している。学生の身分及び厚生補導等に関する重要事項について、定期的及び臨時に会議を開催している（【資料 2-7-1】）。

学生支援課は 5 号館 1 階にあり、以下の業務について窓口で学生に対応している。

- ・学生サービス全般に関すること。
- ・クラブ活動・サークルに関すること。
- ・学生の集会、掲示及び広報活動に関すること。
- ・学生の表彰及び懲戒に関すること。
- ・奨学金に関すること。
- ・通学定期券及び旅客運賃割引証（学割証）に関すること。
- ・学生寮、学生アパート、下宿等あっせんに関すること。
- ・遺失物、拾得物に関すること。
- ・アルバイトに関すること。
- ・通学車両の規制に関すること。

保健管理センターの保健室は学生会館の 2 階にあり、常勤の看護師 1 名を配置している。学生相談室はこの保健室に隣接して設置してあり、学生が行きやすく人目につきにくい位置にある。原則として予約制で、申し込みは保健管理センターで受付している。学生相談室のスタッフは、臨床心理士 1 名（非常勤）と、教員 1 名で対応している。

## 2) 生活支援

本学は、学生が安定した生活を送り、学修に専念できるよう、居住に関する支援を行っている。

学生寮については、「学修寮」を平成 19(2007)年度より整備し、特に沖縄・鹿児島両県の離島出身者や、運動部学生の便宜に供し、1 年次を対象に経済的負担の軽減を図っている（【資料 2-7-2】 【資料 2-7-3】）。寮の管理は総務課が行い、教員 1 名を寮監として置いている。平成 20(2008)年度より、寮に準じる居住形態として大学近辺のアパートを大学が借り上げ、低家賃で学生に提供している（3 棟：男女共入居可）。平成 28(2016)年度の大学借り上げアパート入居者も含めた全寮生の人数は 51 人、うち男子学生が 41 人、女子学生が 10 人である。

この他、近隣の廉価なアパート・民営の下宿の紹介を学生支援課で行っている。特に平成 27（2015）年度からは大学のホームページに「学生寮・アパート紹介」のコーナーを設けている。この中で「学生寮の案内」では学生寮の詳細な内容を確認できるようにし、「アパートの案内」では個人でアパートを借りる際の注意事項に加え、登録不動産会社のホームページに繋いで具体的な物件を見ることができるようになっている（【資料 2-7-4】）。

また、平成 27 (2015) 年 7 月には女子学生を対象に「女性のための防犯セミナー」を開催した。セミナーでは専門家を招いて、一人暮らしをしている女性が帰宅時等に注意すべきこと等、犯罪から自分の身を守るためにできる対策や、護身術などを学び、犯罪に巻き込まれないための意識向上を図った (【資料 2-7-5】)。

なお、女子学生から授業時間外に安寧休息できる場所の要望があったことに応じて、平成 20 (2008) 年度に女子学生談話室を学生会館 2 階に設置した。また、男女ともに利用できる学生談話室を 4 号館 1 階に設置している。いずれも学生が余暇や休憩時間に利用し、学生同士の円滑な交流が図れるように配慮がなされている。

### 3) 経済支援

学生に対する経済支援の中心は、奨学金制度と特待生制度である。

奨学金の利用については、学生支援課を窓口として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種奨学金 (宮崎県育英資金、鹿児島県育英財団、福岡教育文化奨学財団、あしなが育英会、壽崎育英財団) への申し込みを受け付けている。また、総務課を窓口として学外業者 (民間の金融会社) による学費分納制度などを、必要に応じて紹介している (【資料 2-7-6】)。

特待生制度は新入生を対象とするもので、入試区分に特待生や、センター試験利用による学費免除制度を設けている。また、本学では経済的に就学の困難な本学受験者に対して専用の特待生枠 (C 特待) を設けており、毎年この枠を活用して入学する学生への支援・配慮を行っている (【資料 2-7-7】)。

なお、2 年次以上の在学学生を対象とする学生支援給付奨学金を平成 27 (2015) 年に新たに規定し、平成 28 (2016) 年入学生より適用する (【資料 2-7-8】)。この奨学金給付学生の選考には、GPA 値も使用する予定である。

その他の経済的支援としては、学生支援課が適宜学生に対して、適切なアルバイト情報の提供などを行っている (【資料 2-7-9】)。

### 4) 課外活動支援

各クラブ・サークル等の団体は、学友会に所属している。学友会は学生の自治組織であり、学生自身が企画立案を行い、クラブ・サークルの運営や大学祭の開催にあたっている。学友会は組織上、合同役員会、文化団体連合会、体育会に分かれている。平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在、文化系クラブは 11 団体、体育会のクラブは 16 団体が所属している。さらに同好会が 13 団体あり、様々な分野で顕著な活動を行っている (【資料 2-7-10】)。

学友会への支援として、体育会及び文化団体連合会に所属するすべてのサークルと学友会事務室のためにサークル棟の個室を提供している。サークル棟は学生主体で利用されている。また運動部にはトレーニング室の適切な活用を許可している (【資料 2-7-2】)。

経済面では、特待生・推薦入試の対象となる 9 つの運動部 (硬式野球部・剣道部・柔道部・空手道部・サッカー部・バスケットボール部・新体操部・サーフィン部・陸上競技部) に対しては、助成補助費として年間に計 400 万円の支給を行っている (【資料 2-

7-11】)。また本学の後援会からは、遠征費用に該当するスポーツ奨励金を支給している。これらのクラブのいくつかは、毎年全国大会、九州地区大会において優秀な成績を収めている（【資料 2-7-12】【資料 2-7-13】）。また、毎年 1 回行われるスポーツ祭に対しても本学の後援会から支援が行われている（【資料 2-7-12】）。

#### 5) 健康支援

学生の健康面での相談や支援については、保健管理センターと学生相談室、学生支援課が主たる窓口として対応している。

保健管理センターには、応急処置対応の看護師が 1 名常勤している。「学校保健安全法」に基づき、年 1 回全学生対象の健康診断を実施し、健康状態のチェック、病気の早期発見を目指している。ちなみに、平成 27(2015)年度における受診者は 818 名であり、これは在学生の 93%に相当する（【資料 2-7-14】【資料 2-7-15】）。

健康診断の結果は、本人に配付するとともに希望者にはアフターフォローを実施している。また、必要に応じて再検査や専門医療機関への紹介を行うことにより、健康的な生活の維持向上について、本人の意識を高めていけるように十分な配慮を心がけている。

教職員を対象とした健康診断も年 1 回実施している。教職員の健康診断結果に対する保健指導は、健康保健組合が行っているが、それとは別に健康相談に関しては、保健管理センターが随時対応している。なお平成 27(2015)年度の保健管理センターの年間相談件数は、学生・教職員を合わせて、281 件であった（【資料 2-7-16】）。

さらに保健管理センターでは、ニュースレター「保健管理センターからのお知らせ」を毎月発行し、教職員に配付するとともに学生向けには掲示板に掲示している。これにより健康に関する情報提供や、感染症予防などの注意喚起を継続的に行っている（【資料 2-7-14】【資料 2-7-17】）。

大学主催のスポーツ祭、大学祭、オープンキャンパス等にあたっては、救護対応として、保健管理センターが参加している。例えば大学祭では、学生、教職員や近隣の住民など来場者を対象に模擬店を出店しているが、食中毒予防として模擬店の調理担当者を対象に赤痢菌・サルモネラ菌・0-157 といった食中毒を誘引する細菌の保菌者ではないことを確認する検便検査を実施している。あわせて担当者に手洗いの徹底励行や調理用水の適切な管理についても注意喚起を行っている（【資料 2-7-14】【資料 2-7-17】）。

また大学祭では、学生・教職員を対象に「適正飲酒のススメ」（アルコールパッチ・テスト）や癌・糖尿病予防の知識の普及のため保健管理センター・ブースを開いている。

その他、学生部委員会が中心となり学内の分煙化を推進し、喫煙できる限られた場所を除いて大学構内を禁煙にしている（【資料 2-7-18】）。

障がいのある学生への支援としては、大学構内の施設や設備面では、スロープやエレベータの設置、障がい者用駐車場及び車椅子用トイレの設置、講義室には車椅子専用の学習スペースを確保している。また、学生相談室には、発達障がいのある学生のためのフリースペースを用意しており、保健管理センターには、車椅子を留め置き、十分な休養のできる場所やリクライニングシート及び簡易ベッド等を設置している。

さらに、個別に特別な対応を希望する学生に対しては、可能な限りの合理的配慮を行っている。既卒生では身体障がいを持つ学生が「進路研究演習（Cナビ）」担任へ申し出

た要望に応じて、教務委員会及び教授会の審議を経て、定期試験の際に個別受験室を準備し、試験時間の延長を認めた前例がある（【資料 2-7-19】）。

#### 6) 心的支援

学生の心理面での相談や支援については、保健管理センターや学生支援課が窓口として対応し、学生相談室につないでいる。

学生相談室は、保健管理センターに隣接して設置している。平成 26 (2014) 年度までは学内の心理学担当の専任教員が担当するのみであったが、平成 27 (2015) 年度からは週 1 日、学外から臨床心理士 1 名（非常勤）を加えて人員体制を強化し、カウンセリングを行っている。必要に応じて、学生の保護者や医療機関と連携することもある。また、別の教員 1 名がキャリアコンサルタントとして就職や進路の相談に応じている。

学生相談室での面談は原則として予約制で、職員が常駐している保健管理センターにおいて申し込みができる。予約制の面談に加えて、週に 1 日、担当者が学生相談室開放時間を昼休みに設けている。学生相談室の利用方法については、新入生には入学時のオリエンテーションで、在学生には掲示板で連絡している。平成 27 (2015) 年度における学生相談室の年間利用件数は 27 件であった（【資料 2-7-15】 【資料 2-7-16】 【資料 2-7-20】）。

学生相談室では、新入生オリエンテーション時に新入生全員に対してストレスチェックを実施し、その結果を 1 年次の担任である「進路研究演習 (C ナビ) 1」担当教員へ通知し、早期に注意を要する学生を把握できるようにしている（【資料 2-7-21】）。

また本学では、集団生活に適応することに困難を抱えるなど、配慮を必要とする学生を対象に、必修科目である「進路研究演習 (C ナビ)」のクラスのなかに社会探訪塾クラスを設けている（基準 2-3-①参照）。担任は学生相談室を担当する教員が務め、学生生活を安定して送るための支援を行っている。

#### 7) 留学生の受入れ・語学研修制度

留学生の受入れ及び海外語学研修の支援については、国際交流センターと学生支援課の職員が協働して、学業並びに生活全般の相談に応じる体制をとっている。

外国人留学生のための授業科目として、正課の「総合教育科目」に「CALL 日本語 A・B」「日本語・日本事情 A・B」科目を開設している。ただし平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在、外国人留学生の在籍者はいない（【資料 2-7-22】 【資料 2-7-23】 【資料 2-7-24】）。

本学は、オーストラリアのボンド大学への留学制度として、年に 2 回、希望者による海外語学研修の機会を設けている。実施する際は住居の選定、現地への本学教員による引率など、十分な安全対策を考慮・計画した支援体制をとっている（【資料 2-7-25】）。

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学は「師弟同行」を建学の精神としていることから、1 年次では「進路研究演習 (C ナビ) 1」に主担任と副担任を設け、2 年次から 4 年次には「専門演習」担当教員が主担任、「進路研究演習 (C ナビ)」担当教員が副担任として、学生に対し学修を中心に様々な支援と指導に当たっている。そのため学生生活に関する事項についても、最初に相談

するのは担任教員である場合が少なくない。担任教員は内容に応じて、学生支援課や保健管理センター、学生相談室へ連絡し、連携して学生生活の安定のための支援を行っている。

また平成 27 (2015) 年 10 月には全学生を対象に「交通安全アンケート」を実施した。これは学生がスマートフォンを使って大学周辺の危険箇所について回答するものであり、学生から一斉に意見を吸い上げるシステムを構築した。このアンケートは 551 件の回答（回収率 63%）を得ており、とりまとめた結果については地域の自治会連合会へ報告している。自治会と協議のうえ、共同で県など公的機関へ申し入れを行う計画である（【資料 2-7-26】）。

課外活動関係については、学友会の学生代表と学生部長・学生部委員・学生支援課が、サークル及びクラブ活動の維持・運営やスポーツ祭・大学祭の企画・実施等について適宜意見交換を行い、共通理解を図っている。学友会の議決機関である合同役員会には、学生部長、学生部委員会の委員 1 人及び事務局長のほか、学生代表 4 人が常任の委員として参加しており、ここで学生の意見・要望を把握できる。

また、学生の保護者からの意見・要望についても、毎年開催している父母懇談会において、学生生活相談コーナーを設けている。学生支援課は主に奨学金やクラブ活動等について、教務課は主に学修について、相談を希望する保護者との面談を行っている。

### (3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生への経済的支援は、中途退学者の過半が経済的事由によるため、民間金融機関との提携による学納金分割払いサービス等の案内を徹底し便宜を図ることが課題である。また本学特待生制度のうち、経済的事由により就学困難な受験者に対して設けている特待生枠（C 特待）を今後も継続させていく。

また、スマートフォンを使用して学生から一斉に意見を収集するシステムを構築しているので、これを学生の意見・要望を汲み上げる仕組みとして、平成 28 (2016) 年度以降も継続して活用していく。

なお平成 28 (2016) 年度末から、学内の校舎の改修工事に伴い、保健管理センターと学生相談室をキャリアサポート会館 1 階へ移転し、設備を充実させる計画である。キャリアサポート会館は大学の正面玄関のそばにあり、緊急車両の進入に至便であるとともに車両の横付けも容易である。これにより救急対応の一層の充実を図っていく。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

##### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。



(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置**

本学は法学部・経営学部の2学部から構成されており、専任教員数は41人で（授業を担当しない教員1人を除く）、大学設置基準に基づく必要な教員数40人を満たしている。このうち法学部には20人（うち教授が9人）、経営学部には21人（うち教授が12人）が所属しており、教授の合計は21人で、大学設置基準に基づく必要な教授数20人を満たしている（【資料2-8-1】）。なお、授業を担当しない教員として、学長も法学部に所属している。また、2学部共通で開講する「総合教育科目」を担当する教員は、各学部に分かれて配置されている。

専任教員1人当たりの在籍学生数は、全学平均して23.0人である（【資料2-8-1】）。

教員の年齢別構成は、61歳以上の教員が全体の22.0%、51歳から60歳が34.2%、41歳から50歳が17.1%、40歳以下が26.8%となっており、概ねバランスが取れている（【資料2-8-2】）。専任教員の男女比率は、全教員41人のうち女性が10人（24.4%）、うち教授は3人（全教授のうち14.3%）である。

専任教員の1週当たりの担当授業時間数は、法学部で最高7.5授業時間（1授業時間は90分）、最低3.5授業時間、経営学部で最高8.5授業時間、最低3.5授業時間である。経営学部に担当授業時間の多い教員がいるが、これは経営学部の科目数が多いことと情報関係の科目を少人数で開設しているためにクラス数が増えることによる（【資料2-8-3】）。

本学における兼任（非常勤）教員数は24人である。「専門教育科目」の全開設授業科目における専任教員担当率は、法学部が85.8%、経営学部が84.8%、「総合教育科目」では70.2%であり、いずれも兼任への依存率は低い（【資料2-8-4】）。

各学部の授業科目のうち、すべての「基礎専門科目」及びほぼすべてのコース指定科目を専任教員が担当しており、本学の教育課程を適切に運用するための教員の専門分野のバランスは保たれている（【資料2-8-4】【資料2-8-5】）。

以上のことから、各学部には必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れているといえる。

**2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み**

1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任の基準は、「宮崎産業経営大学教員選考基準」に規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っている。その手続きについては、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程」にそれぞれ規定している。公募採用にあたっては、学部長及び専任教授2人以上の3人以上で構成される教員審査委員会において、教育・研究業績、実務・社会貢献・管理運営等に関する業績等の視点から総合的に評価し、書類選考を行った後、採用候補者による模擬授業の実施と面接試験を行っている。書類選考及び模擬授業には、教員審査委員会の求めに応じて、准教授以下の教員が加わることもある。審査結果は教授会で報

告・審議され、その結果を学部長が大学協議会で報告し、審議されて、理事会に採用人事を提案し、理事会承認の上で、理事長による発令を行っている（【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】）。

教員の昇任についても、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程」に基づき、採用と同様の手続きで行われている。学部長及び専任教授 2 人以上の 3 人以上で構成される教員審査委員会において、選考対象者の担当科目、教育・研究業績、教育能力、管理運営能力、社会貢献等について昇任適格の可否を審査する。適格であると判定された者については教授会での審議、大学協議会での審議を経た後、理事会に昇任人事を提案し、理事会承認の上で、理事長による発令を行っている。

## 2) 教員評価

教員の評価に関しては、すべての専任教員が毎年、自己点検・自己評価する「教育職員調書」を作成している（【資料 2-8-9】）。その内容は、教育、研究、管理運営、社会貢献等について、年度の初めに当該年度の目標を立て、所属の学部長へ提出する。10 月に中間の、2 月に最終の成果と課題を報告し、2 月には自己採点も合わせて学部長に提出する。学部長は年度末に 1 次評定を加えた上で、学長へ提出するシステムをとっている。

また、毎年「教育研究者要覧」を作成し、すべての専任教員が主な研究業績や社会活動を掲載している。この内容はホームページでも公開している（【資料 2-8-10】）。

## 3) 研修、FD 活動等

本学では、平成 19（2007）年度より法学部・経営学部に FD 検討委員会を設置している。この委員会は両学部合同で活動しており、教員の資質・能力の向上に向けて、毎年の学生による授業評価アンケートと授業公開を実施している。

学生による授業評価アンケートは、毎年前期もしくは後期に、全ての講義科目（専任教員と非常勤講師）を対象として行っている。アンケート結果は FD 検討委員会のもとで集計され、学生による自由記述とともに各教員へフィードバックされる。専任教員はその結果に基づいて改善の方策を記載し、授業改善に努めている（【資料 2-8-11】）。このアンケート集計結果については、合同 FD 検討委員会が報告書に取りまとめ、附属図書館に配架して自由に閲覧できるようにしている。

授業公開は、毎年各学部 5 人程度の専任教員が持ち回りで行っており、教員はおよそ 4 年に 1 回担当することになる。この公開した授業を、専任教員は少なくとも 1 回参観し、「授業見学シート」を記載して FD 検討委員会へ提出する（【資料 2-8-12】）。このコメントは取りまとめて授業担当教員に伝えられ、授業の改善・向上を促している。

研修会の開催は、FD 検討委員会によるものと、大学によるものがある。平成 26（2014）年度は、公益財団法人私立大学情報教育協会主催による「教育改革 ICT 戦略大会」に参加した FD 検討委員 3 名が、大会での報告内容の紹介と本学での活用の可否等に関する報告会を FD 検討委員会が開催し、教員間で議論を行った。その内容については『宮崎産業経営大学教職課程年報』第 8 号に掲載し、報告会に参加できなかった教員も内容を知ることができるようにしている（【資料 2-8-13】）。

また平成 27 (2015) 年度には、大学が公認会計士を講師として招き、「宮崎産業経営大学 コンプライアンス研修」を開催した。主に公的研究費の運営に関する研修会で、教職員全員を対象とするものであった。(【資料 2-8-14】)。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育は、法学部・経営学部共通の「総合教育科目」として開講している。そこで、「総合教育科目」のカリキュラム等を審議し、運営する組織として、総合教育科目担当者会議を設置している。

総合教育科目担当者会議は、「総合教育科目」及び教職課程の科目を主に担当する専任の教員から構成される。これらの教員は法学部・経営学部いずれかの学部に所属し、各学部の教授会の構成員であるが、「総合教育科目」は両学部共通で開講しているため、そのカリキュラム等についての審議は両学部にわたる事項となる。よって、総合教育科目担当者会議は、学部横断的なメンバーを構成員としている。

「総合教育科目」に関わるカリキュラムは、まず総合教育科目担当者会議で協議したのち、各学部の教務委員会で審議され、教授会に議題として提案される。

総合教育科目担当者会議には、総合教育科目主任を置き、運営上の責任体制を明確にしている。主任は必要に応じて会議を招集・開催し、協議の結果を法・経営学部の教務委員会へ報告している。また、総合教育科目主任は、学内意思決定機関の最上位にある大学協議会の構成員であり、全学的な立場から教養教育の充実向上を図っていくことができる体制をとっている (【資料 2-8-15】)。

#### (3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教育に関する FD 活動は、両学部合同で全学的に運営する方法が本学では効率的であると考えられるので、今後もこれを継続していく。

また今後は、SD (Staff Development) 活動を効果的・効率的に実施していくため、全学的な SD 委員会を平成 28 (2016) 年度中に設置する。その委員会において本学の実情に応じた研修の実施方針・計画を策定し、平成 29 (2017) 年度からスタートさせていく。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

##### (2) 2-9 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

##### 1) 校地、校舎

宮崎産業経営大学

大学設置基準との校地・校舎の比較及び大学主要施設の概要は、表2-9-1、表2-9-2の通りである。本学の校地面積及び校舎面積は、いずれも設置基準上必要とされる面積を十分に満たしている（【資料2-9-1】【資料2-9-2】）。

表2-9-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
113,724.6 m <sup>2</sup>	8,000 m <sup>2</sup>	16,147.6 m <sup>2</sup>	6,610 m <sup>2</sup>

表2-9-2 宮崎産業経営大学主要施設の概要

名称	建物面積 (m <sup>2</sup> )	構造	主要施設
1号館 (マップ①)	4,109.8	鉄筋6階	理事長室・学長室・学部長室・学長室長室・会議室・応接室・総務課・入試広報課・教員研究室・講義室・印刷室・資料室・作業室
キャリアサポート会館 (マップ②)	603.0	鉄筋2階	(工事予定)
3号館 (マップ③)	1,782.3	鉄筋3階	ゼミ室・講義室
4号館 (マップ④)	1,027.4	鉄筋2階	就職総合支援センター・学生談話室・Sun18° 塾 (学内塾) 室
5号館 (マップ⑤)	4,746.5	鉄筋4階	講義室・ゼミ室・情報センター・コンピュータ教室及び自習室・教務課・学生支援課・会議室・学生部長室
学生会館 (マップ⑥)	1,998.8	鉄骨3階	学生食堂・売店・学生ホール・保健管理センター・学生相談室・女子学生談話室・後援会事務局・部室
附属図書館 (マップ⑦)	2,482.9	鉄筋2階	閲覧コーナー・書架スペース・資料庫・PCコーナー・AVコーナー・学園史ギャラリー・会議室・事務室
体育館 (マップ⑧)	1,988.1	鉄筋1階	アリーナ・教官室・会議室・倉庫
トレーニング室	178.0	鉄筋1階	各種トレーニング機具設置
弓道場 (マップ⑨)	111.4		
サークル棟	406.6	鉄骨1階	各部室
学修寮	691.0	鉄骨2階	
学修寮寮監宅	78.5	木造平屋	
管理室・倉庫等	48.7		
合計	20,253.0		

図 2-9-1 宮崎産業経営大学の位置及び校地・校舎の配置概要



本学創立 30 年記念事業の一環である施設設備整備計画として、平成 28(2016)年度から 3 号館、キャリアサポート会館、学生会館を先行して全面的に改修する。改修工事にあたっては、現在の建築基準となっている耐震補強工事を行い、学生の安心安全を図っていく。また、改修の時点で学生のニーズや教室の過不足などを総合的に評価した上で、4 号館の全面建て替えの必要性について改めて検討する。

なお、校内にある野球場と武道館については高校専用であるが、本学も大学のクラブ等で利用している。また自動車や自転車・オートバイによる通学者のために、教職員と共用で駐車場に 400 台、駐輪場に 400 台のスペースを確保している。

## 2) 教育環境の管理・運営

本学の施設設備等の維持・運営については、教員及び各部署から寄せられる施設設備の改修や改善の要望に基づいて総務課が行っている。施設設備の保守点検等は外部業者に委託しており、法律の定めに基づいて電気設備保守・消火設備機器・エレベータ保守・高架貯水槽の清掃・点検を実施している。校内の清掃、ゴミの収集、緑地管理等も外部委託している。構内設置のエレベータについては耐震基準に対応しており、遠隔監視診断装置により 24 時間安全管理されている。また平成 20(2008)年度から、玄関・体育館に AED（自動体外式除細動機）を設置している。

バリアフリー対応としては、スロープ、障がい者用トイレ、エレベータ、渡り廊下、教室、専用駐車場等に配慮がされている。

## 3) 附属図書館

平成 8 (1996) 年に完成した附属図書館は、現在、職員が 3 名配置されている。図書

資料として、蔵書約 11 万冊、収蔵雑誌約 380 種、DVD などの視聴覚資料約 2,000 点を所蔵し、学生・教職員の学習・研究をバックアップしている。

館内には、書架、閲覧コーナーともに比較的広い空間が確保され、視聴覚資料閲覧のための AV コーナー、PC コーナーのほか、会議室や学園史ギャラリーも併設されている。また、図書資料の登録や管理、利用者サービスのために図書館システムが導入され、業務の合理化及びサービスの向上が図られている。図書館システムは、国立情報学研究所における学術情報ネットワークとの連携により、資料情報の登録や他大学との相互利用の簡素化や迅速なサービスの提供を実現させている。

平成 27 (2015) 年度の開館日数は 240 日、年間入館者数は、19,845 人であった。開館時間については、開講期は月曜日から金曜日の 9 時から 19 時まで、休講期は 9 時から 17 時までとなっている（【資料 2-9-3】【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】）。

また、附属図書館は地域に開かれた図書館として、学外者への利用サービスも提供している。平成 27 (2015) 年度の学外者への貸出件数は 33 件であった。

#### 4) 体育施設

体育施設として体育館、トレーニング室、大学グラウンド（300mトラック、14,213 m<sup>2</sup>）、テニスコート（全天候型コート 2 面、1,276 m<sup>2</sup>）、弓道場を有している。また、高校専用の施設である野球場（13,402 m<sup>2</sup>）、武道館（913 m<sup>2</sup>）を本学もクラブ等で利用している（【資料 2-9-6】）。

体育館及びトレーニング室には職員を置き、管理・運営を行っている。体育の授業の他、運動部の活動、一般学生の利用に供している。課外活動での体育館の利用手続きとしては 2ヶ月前から予約することが必要で、毎月行われる学友会の定例会議で許可される。この場合、学友会に所属している各クラブが優先的に使用できる。また、一般の学生・教職員は、その後で空いている時間があれば、体育館に直接申請を行い利用することができる。トレーニング室の利用申請も同じ方法をとる。使用状況については、体育館は、バスケットボール部・新体操部・空手道部が、トレーニング室は、サッカー部・硬式野球部・バスケットボール部の使用が多い。体育館、トレーニング室ともに、ほぼ毎日使用している。

また、授業あるいはクラブ活動で使用しない日には、市内幼稚園の運動会、各種スポーツ大会等、地域住民に貸し出しを行っている（【資料 2-9-7】）。

#### 5) IT 施設

5 号館内に情報センター及びコンピュータ教室・コンピュータ自習室を設置し、情報機器の整備・維持管理、及び情報関連の授業と課外学習の支援サービスを行っている（【資料 2-9-8】）。

情報センターに隣接して設けているコンピュータ自習室では、平成 26(2014)年度にコンピュータを新機種に入れ替えた。また同年度にネットワーク改修工事を行い、最新の情報教育に対応できる設備を整えている。なお 5 号館は全域で、無線 LAN 機能を持つ情報機器からのネットワークアクセスを可能としている。

また、コンピュータによる教員と学生間での双方向の情報伝達を実現した教育支援シ

システムである Moodle を設置している。複数の科目が Moodle を利用しており、授業の進捗の確認、ネットワークを通じた課題提出ができ、学生の自学自習を促進している。

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

平成 28(2016)年 5 月 1 日現在においては、大学全体の収容定員 800 人に対し在籍学生数は 944 人、在籍比率 1.18 倍と良好で、適切に管理されている。各学部の収容定員に対する在籍学生数の比率は、法学部 1.09 倍、経営学部 1.27 倍となる（【資料 2-9-9】）。

平成 28(2016)年 5 月 1 日現在、両学部において授業を行うクラス規模についても適切に管理されている。ゼミナール形式の授業の場合、両学部受講者数は 1 人から 16 人の間であり、平均 10.6 人である。講義形式の授業の場合は、両学部受講者数 2 人から 213 人の間であり、平均 49.0 人、50 人以下は全体の 67.3%である。総合教育科目、各学部の専門科目・関連科目・進路支援科目、専門演習、進路研究演習（C ナビ）、両学部教職関連科目の平均受講者については、表 2-9-3 の通りである。

表 2-9-3 平均受講者数

科目区分	法学部	経営学部
総合教育科目	59.2 人	
専門科目・関連科目・進路支援科目	53.2 人	45.7 人
専門演習	8.1 人	9.0 人
進路研究演習（C ナビ）	12.7 人	13.1 人
教職関連科目	24.8 人	

### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

校舎は平成 28（2016）年度に改修工事を行い、当該年度末に完成予定であるので、その評価については平成 29（2017）年度以後に学生及び教職員から意見を聴取し、将来の改善・向上に活用していく。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、法学部・経営学部ともにアドミッションポリシーを明確に設定している。入学者数を充足できているのは地域社会や高校生、入学希望者に対して本学の取組みを発信し続けていることによると考えている。

教育課程及び教授方法については、本学の教育目的を踏まえて、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを明確に設定している。法学部は平成 28（2016）年度より新カリキュラムをスタートさせており、その成果は今後検証していく。

キャリアガイダンスについては、教職員が協働して各種の支援体制を整備・運営しており、高い就職率を維持してきている。

教育研究環境は、適切に整備され、また維持管理されている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

##### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園及び本学は「教育基本法」「学校教育法」及び「私立学校法」を遵守し、同法の趣旨に従って「学校法人大淀学園寄附行為」「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」等学園運営規程を整備している。学校法人大淀学園寄附行為（第 3 章第 16 条第 2 項）では、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている。また、本学園及び本学は「学校法人大淀学園寄附行為」に基づき、監事と評議員会を置き、相互チェックによる規律と誠実性をもって運営している。

本学の管理運営に関しては、「宮崎産業経営大学学則」等の関係規程を整備して堅実な運営が行われている。特に、本学園及び本学は組織倫理の向上を目的として「学校法人大淀学園内部通報に関する規程」等のコンプライアンス推進に関する規程を制定し、高い規範意識のもと誠実な業務運営の確保に努めている（【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】）。

さらには、本学の建学の精神に基づいた教育を行うことにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められている公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行っている（【資料 3-1-1】）。

#### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の設置者である学校法人大淀学園は、学校法人大淀学園寄附行為（第 2 章第 3 条）に掲げる目的として、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき、実学の精神を尊重して、教育事業を行い、新しい時代にふさわしい人材を育成することを目的とする。」としている。また、宮崎産業経営大学学則（第 1 章第 1 条）においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。」としている。本学ではこの使命・目的を達成するため、諸規程にのっとりた教育研究活動及び管理運営が行われている。こ



これらの成果は、毎年度末の評議員会及び理事会において発表される事業報告書で確認され、翌年の事業計画に反映されるなど継続的な運営が行われている（【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】）。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学の「学校法人大淀学園寄附行為」や「宮崎産業経営大学学則」等諸規程は「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」等大学の設置や運営に係る法令に準拠し制定され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。また、各法令が定める届出事項についても正確かつ、遅滞なく行われている（【資料 3-1-1】）。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全としては、従来から二酸化炭素削減を目標とした省エネルギーへの取組みに加え、東日本大震災を契機に、一層の省エネルギーに取り組んでいる。具体的には、照明設備の消灯の徹底・オンデマンド導入による空調設備運転の効率化、クールビズ、スーパークールビズの導入などを実施している（【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】）。

学生及び教職員の安全確保と保健維持・増進を図り、快適な教育研究活動を維持するために、「労働安全衛生法」及び本学就業規則等に基づき「宮崎産業経営大学保健管理センター規程」「宮崎産業経営大学危機管理規程」「宮崎産業経営大学防火管理規程」「大淀学園衛生管理規程」を定め、火災・地震・台風等の災害への対応及び伝染性疾患への対応など、学生・教職員の生命の安全と健康の管理等について規定し、運用している。危機管理に対応すべく教職員の緊急連絡網を作成し、即座の対応ができるよう体制を組んでいる。また、AED を本学の玄関ロビーと体育館入口の 2 箇所に設置しており、応急手当講習会等も実施している（【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】）。

学生及び教職員等個人に対しては「学校法人大淀学園個人情報保護規程」「学校法人大淀学園個人情報保護に関する規程」「学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程」及び「学校法人大淀学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、人権に配慮している（【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】）。

火災に関しては、「宮崎産業経営大学防火管理規程」にのっとり、毎年消防訓練を行っている。また、台風の襲来にあたっては、「台風等非常時における授業の取扱いについて」として対応基準を定めている（【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】【資料 3-1-25】【資料 3-1-26】）。

また、学生に対する危機意識の啓発として、新入生にはオリエンテーション時、在学学生には「進路研究演習（C ナビ）」の時間帯に外部講師を迎えるなどして、社会問題を起こしている新興宗教団体や薬物乱用・悪徳商法への注意喚起、交通事故に対する警戒等を促している。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、「学校教育法施行規則の一部改正」（平成 22 年文部科学省令第 15 号）を踏まえて、本学のホームページのトップページに「情報公開」のバナーを設け、データや諸情報を分かりやすく整理・公表している（【資料 3-1-27】）。

また、財務情報に関しては「学校法人大淀学園財務書類等閲覧規程」「学校法人大淀学園情報公開規程」を定め、本学のホームページ上や閲覧に供する態勢を整えた上で情報公開を行っている（【資料 3-1-28】【資料 3-1-29】）。

在学生・保護者に対しては、本学学生の保護者で構成する後援会において、毎年発行している会報誌「リバティネット」に財務情報を掲載している（【資料 3-1-30】）。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

財務情報公開については、平成 27(2015)年度より「学校法人会計基準」が改正になったことを受け、平成 28(2016)年度中に本学のホームページにより分かりやすいデータを掲載していくとともに、公表の内容についても充実を図っていく。また、危機管理に関しては、マニュアルを充実させ、学内外に周知するとともに、学生を主体とした避難訓練を実施していく。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の使命・目的を達成するための法人及び大学の管理運営体制としては、「私立学校法」の規定に基づき、「学校法人大淀学園寄附行為」及び「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」に以下の事項が規定され、戦略的意思決定ができる体制として整備され、その機能性を発揮している。（【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】）。

##### 1) 理事会

理事の定数は、学校法人大淀学園寄附行為（第 3 章第 5 条）の規定により 7 人以上 13 人以内としており、現在は 8 人の理事で構成され、学校法人の業務を決定している。理事会は毎年 3 回定期的に開催され、その他必要に応じて適宜開催することになっている。また、理事の選考については、学校法人大淀学園寄附行為（第 3 章第 7 条）に以下の通り規定されている。

- ・ 宮崎産業経営大学学長 1 人
- ・ 鵬翔高等学校校長 1 人
- ・ 宮崎産業経営大学のうちから理事会において選任された者 1 人
- ・ 評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人以上 7 人以内

- ・理事長が推薦した学識経験者のうちから理事会において選任された者 1人以上3人以内

なお、平成27(2015)年度中に7回開催された理事会における理事の出席状況については、実出席率が91.1%である。委任状については、学校法人大淀学園寄附行為(第3章第16条第10項)に「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。この際、理事会の開催通知を送付した時点で審議資料を同封し、各議題に対しての賛否を明確にした委任状の提出を求めている(【資料3-2-3】【資料3-2-4】)。

## 2) 常務委員会

法人運営を円滑に行い、管理部門と教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会を設置している。同委員会は、学校法人大淀学園寄附行為施行細則(第4章第5条)に定める通り理事長(学長兼務)、高等学校長(中学校長兼務)、法人事務局長(大学事務局長兼務)及び理事長の推薦した者で構成され、毎月2回(第2・第4水曜日)開催され、下記の事項について、理事長の諮問に答えている(【資料3-2-5】)。

- ・学務に関する事項
- ・財務に関する事項
- ・人事に関する事項
- ・学園内の連絡、学園の諸式及び行事に関する事項
- ・理事会に提出する議案の整理に関する事項
- ・その他必要な事項

## (3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

大学を取り巻く環境の変化に迅速、的確に対応するため、引き続き情報収集や現場の状況把握を推進し、それらを理事会での審議等運営に反映させるよう管理運営を継続する。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《3-3の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、学校法人大淀学園寄附行為施行細則(第5章第7条第2項)において「学長は、大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する。」とし、最終的な権限と責任が学長にあると定めている。このため、教授会の審議事項は、「学生の入学、卒

業及び課程の修了」、「学位の授与」、「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。また、学長が決定を行うに当たって必ず当該教授会の意見を聴かなければならない事項は「学長裁定」として示されている。これらの事項は、宮崎産業経営大学学則（第12章第58条）によってその権限と責任が明確に規定されている（【資料3-3-1】【資料3-3-2】【資料3-3-3】）。

学部にも所属する専任教員で構成される教授会は、「宮崎産業経営大学学部教授会規程」に定めるとおり、毎月の定例会の他、必要に応じて臨時に開催されている（【資料3-3-4】）。

さらに、本学では、各学部間の連絡調整に関する事項等を審議するため、大学協議会が設置されている。この大学協議会については、宮崎産業経営大学学則（第12章第57条）に設置規定及び構成員並びに審議事項が規定され、「宮崎産業経営大学大学協議会規程」によって運営が行われている（【資料3-3-5】【資料3-3-6】）。

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の使命・目的である有能な人材の育成に関わる学生の「受け入れ」と「送り出し」に関して、学長自らが議長を務める会議を運営し、リーダーシップを発揮している。「受け入れ」においては、学長が議長となる入学試験審議会及び入試広報委員会が設置されており、各学部長をはじめ学生部長、各学科長、総合教育科目主任、各学部から選出された委員、及び事務局長を構成員として適宜開催され、入学者の選抜等を議題として会議が行われている。また、「送り出し」においては、就職総合対策本部会議が定期的に行われている。この会議では学長が議長となり、各学部長をはじめ学生部長、各学科長、総合教育科目主任、各学部から選出された委員、プロジェクトリーダー（教員）、事務局長及び就職担当職員が構成員となり、キャリア教育の進捗状況や就職の時期を迎えた学生への対策等を総合的に議論している。

さらには、学長の補佐体制として学長室が設置されている。この学長室においては、学長の戦略的事項の調査企画や学長の庶務・渉外に関すること、また、学内の総合的な調整事項について企画・運営を行っている。

なお、学生の退学、停学及び訓戒等学生の処分の手続きに関しては宮崎産業経営大学学則（第13章第60条）に処分の手続きが明確に示されている。（【資料3-3-7】）

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定組織は、適切に運営され機能性を十分に発揮している。また、意思決定組織の権限と責任は規程の整備により明確になっている。今後も学長の適切なリーダーシップのもと各々の意思決定組織が連携を密にしながら、本学の目的を達成していく。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の管理運営機関は、「私立学校法」の規定に基づき理事会が設置され、適切に運営されている。理事会は、毎年3回定期的に開催され、その他必要に応じて適宜開催されている。理事会の定数は、学校法人大淀学園寄附行為（第3章第5条）の規定により7人以上13人以内とされており、現在は8人の理事で構成しており、学校法人の業務を決定している（【資料3-4-1】）。

また、法人の組織の管理部門と大学、高等学校及び中学校における教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会を設置し、以下の事項を審議している。同委員会は、学校法人大淀学園寄附行為施行細則（第4章第5条）に定める通り、理事長（学長兼務）、高等学校長（中学校長兼務）、法人事務局長（大学事務局長兼務）及び理事長の推薦した者で構成され、毎月2回（第2・第4水曜日）開催され理事長の諮問に答えている（【資料3-4-2】）。

- ・学務に関する事項
- ・財務に関する事項
- ・人事に関する事項
- ・学園内の連絡、学園の諸式及び行事に関する事項
- ・理事会に提出する議案の整理に関する事項
- ・その他必要な事項

法人と大学との意思決定の円滑化との観点からは、本学では理事会のメンバーとして、教学部門を代表する学長及び学校法人大淀学園寄附行為（第3章第7条第3号）に定める「宮崎産業経営大学学部長のうちから理事会において選任された者」として、現在、経営学部長がその構成員として出席しており、さらに、事務局長が理事として構成員に入っていることによって、管理部門と教学部門の連携が円滑に行われるようになっている（【資料3-4-3】）。

さらに、各学部間の調整を図る大学協議会には、事務局長及び事務部署の各課長が出席し、教学部門と大学事務局の連携が保たれている。

このように、管理部門の組織に教学部門の構成員を配置することによって両部門の運営及び意思決定が円滑に行われるよう配慮している。

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学では、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは、評議員会及び監事の監査によりその機能性を保っている。

評議員会は学校法人大淀学園寄附行為（第4章第19条）の規定により設置され、評議員数は同規程第23条に15人以上30人以内としており、現在は17人であり、理事数の2倍を超えて構成されている。評議員の選考は、学校法人大淀学園寄附行為（第4章第25条）に以下の通り規定されている（【資料3-4-4】【資料3-4-5】）。

- ・宮崎産業経営大学学長 1人
- ・鵬翔高等学校校長 1人
- ・宮崎産業経営大学法学部長 1人
- ・宮崎産業経営大学経営学部長 1人
- ・その他この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4人以上6人以内
- ・この法人の功労者のうちから理事会において選任された者 2人以上5人以内
- ・この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 2人以上4人以内
- ・学識経験者のうちから理事会において選任された者 3人以上11人以内

また、評議員会の審議事項は、学校法人大淀学園寄附行為（第4章第21条）の規定により、以下の通りとなっている（【資料3-4-6】）。

- ・予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ・事業計画
- ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・寄附行為の変更
- ・合併
- ・目的たる事業の成功の不能による解散
- ・寄附金品の募集に関する事項
- ・その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

なお、平成27(2015)年度中に4回開催された評議員会における出席に状況については、実出席率が89.7%である。委任状については、学校法人大淀学園寄附行為(第4章第19条第9項)に「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。この際、評議員会の開催通知を送付した時点で審議資料を同封し、各議題に対しての賛否を明確にした委任状の提出を求めている（【資料3-4-7】【資料3-4-8】）。

また、監事については、学校法人大淀学園寄附行為（第3章第5条・第8条）により2人が選任され、業務及び財産の状況について監査を行っている。さらに、業務や財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会へ提出しており、法人のチェック機能としての役割を果たしている。

なお、平成27(2015)年度に7回開催された理事会、4回開催された評議員会への出席率は、100%である（【資料3-4-9】【資料3-4-10】【資料3-4-11】）。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会、評議員会、常務委員会に議長として出席しており、法人運営に関してのリーダーシップを発揮している。

学長は、大学協議会の議長となり大学の運営全般に亘って統括し、リーダーシップを発揮している。

これらの意思決定機関において審議される事項は、本学の各学部における委員会等で提案され、教授会の審議を経て上程された施策等が取り上げられており、ボトムアップの環境が整備されている。また、事務職員からのボトムアップとしては、各課長が、日々最前線で学生や教員と接している課員の要望・提案を鑑みて、週一回事務局長・各課長が参加する事務連絡会で報告・審議され、教授会や大学協議会等へ上程されている。

#### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の管理運営においては、今後も理事会・評議員会等を通じて審議・決定を行い、本学の目的を果たすべく適切にその機能を発揮していく。

また、監事による監査においては、「私立学校法」にのっとり、これまでの通り適正に行われるようその役割、機能を継続していく。

さらに、本法人及び本学の各管理運営機関が相互にコミュニケーションを交わしながら意思決定を円滑に行い、適切な連携を保つことによって本学の発展に寄与していく。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 《3-5 の視点》

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

#### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

#### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

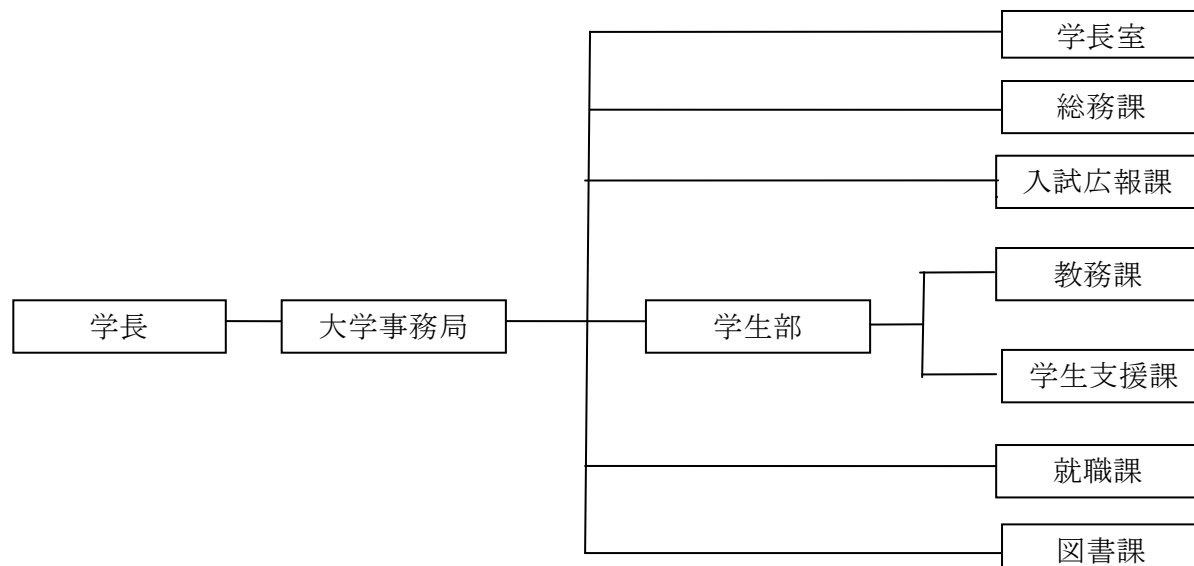
学校法人大淀学園の業務執行体制は、「学校法人大淀学園事務組織及び事務分掌規程」に定められ、規定によってその権限の適切な分散と責任を明確にしている。また、本学では、宮崎産業経営大学学則（第 11 章第 55 条第 1 項）に「本学に事務局を置く。」第 2 項に「事務局の組織並びに所掌事務については、別に定める。」とし、事務組織については、「宮崎産業経営大学事務組織規程」で定め、「宮崎産業経営大学事務分掌規程」においてその権限の分散と責任の明確化を図っている。（【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】）。

平成 28 年 5 月 1 日現在の事務組織は、専任職員 34 人で構成され、学生支援を直接行

う組織として教務課、学生支援課、就職課が配置され、さらに、学長室、総務課、入試広報課、図書課に事務職員を適切に配置し教員の教育研究の支援体制を整えている。

なお、宮崎産業経営大学の事務組織図は、図 3-5-1 の通りである。

図 3-5-1 宮崎産業経営大学の事務組織図



### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学では、理事会のメンバーとして、教学部門を代表する学長及び学校法人大淀学園寄附行為（第 3 章第 7 条第 3 号）に定める「宮崎産業経営大学学部長のうちから理事会において選任された者」として、現在経営学部長がその構成員として出席しており、さらに事務局長がメンバーに加わることによって管理部門と教学部門の連携が円滑に行われるようになっている。また、評議員には、学長、法学部長、経営学部長が選任され、連携が図られている（【資料 3-5-5】）。

大学全般に関する事項を審議するために、大学協議会が設置されている。構成員は、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、学科長、教員養成センター長、情報センター長、国際交流センター長、各学部より選出された教授 1 人、その他学長が指名する者となっている。その他学長が指名する者として、就職総合支援センター長、大学事務局長及び各課課長が出席し、大学運営が円滑に進むよう連絡調整を行っている（【資料 3-5-6】）。

また、大学運営を円滑に進めるため、情報交換や意見調整を行う事務連絡会議を、事務局長を中心に各課長が出席し、毎週月曜日に開催している。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

設置する事務の各課において、上司等が具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度などを継続的に指導し、習得させることによって、業務処理能力の育成を図っている。また、各課において文部科学省や私立大学協会等が行う研修会・研究会のう



ち業務遂行上必要性があると判断する場合は、努めて参加するようにしている。担当業務について、専門性を伴う場合は、その担当者を各種研修会・研究会へ派遣し、資質の向上に努めている（【資料 3-5-7】）。

また、他大学との交流・研修の場を利用して、社会や周辺大学の置かれた状況を把握し、本学を取り巻く環境の変化に機敏に対応できるよう努めている。

事務職員については、人事の活性化を目的として、職員の自己申告による「事務職員調書」及び各課の所属長が作成する「事務職員評価表」を参考にして異動等を行っている（【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】）。

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員は、若手職員を中心にその資質向上がこれからもますます重要となる。各々が仕事に対するモチベーションを高め、学生へのサービスのみならず大学の戦略を担う主軸となるためにも今後 SD 委員会による計画に沿った研修会等に参加し、力を発揮できるようさらに能力開発を進めていく。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学においては、単年度収支の均衡という基本的対応を前提としながら独立採算的な考え方を基本とし、中期的な視点に立った各年度の事業計画に基づいた予算編成を行っている。この予算編成の際には、本学の中長期的計画にある創立 30 年記念事業として平成 28 (2016) 年度（一部平成 27 (2015) 年度）からスタートする高度な専門知識を有する人材の育成や施設の整備計画といった各種の事業を念頭に編成作業を行っている。さらに、予算編成時においては、各部署からの予算要求に基づき各年度の事業計画と収支予算書を作成している（【資料 3-6-1】）。

その他、図書支出を除く施設設備関係支出及び多額の修繕費等については、枠外予算として別に予算要求を行うことで支出内容及び優先順位を明確にし予算編成を行っており、適切な財務運営の確立を図っている（【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】）。

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学における当年度収支差額の状況は、平成 13 (2001) 年度以降支出超過に転じ、都城キャンパスを閉鎖した平成 16 (2004) 年度をピークに、年々その額は減少していたが、平成 27 (2015) 年度は、第 3 号基本金 4 億円を組入れた事により支出超過となった。

また、大学を含む法人全体の当年度収支差額の状況は、平成 17(2005)年度の収入超過以降 6 年度ぶりに平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度の 3 年間は、収入超過となったが、平成 27(2015)年度は支出超過となった。

このように大学の当年度支出超過をこれまで受容してきた背景には、過去の収入超過を充てることによって十分補い得る余裕を有していたという事情がある。平成 27(2015)年度決算において、翌年度繰越収支差額は 33 億 1,564 万円である。

平成 27 (2015) 年度より会計基準が変更となっているが、財務比率の推移、全国平均との比較をするため、消費収支計算書関係の財務比率で平成 27(2015)年度における大学の主なものを抜粋すると次の通りである。

※ 全国の平均値は、平成 26(2014)年度「大学部門、単一学部、社会科学系」の数値である。

- ・ 本学の人件費比率は、51.9%で全国の平均値は 60.0%である。
- ・ 本学の人件費依存率は、63.1%で全国の平均値は 76.4%である。
- ・ 本学の教育研究経費比率は、46.8%で全国の平均値は 40.7%である。
- ・ 本学の借入金等利息比率は、0.0%で全国の平均値は 0.3%である。借入金は、平成 24(2012)年度で完済している。
- ・ 本学の消費支出比率は、100.6%で全国の平均値は 116.5%である。
- ・ 本学の寄付金比率は、0.7%で全国の平均値は 0.6%である。
- ・ 本学の補助金比率は、13.2%で全国の平均値は 11.5%である。

また、法人における貸借対照表関係の財務比率は、全国平均に比べて良好な数値を示している（【資料 3-6-4】【資料 3-6-5】）。

外部資金の確保については、科学研究費・受託研究といった教員の研究に係る補助金等の競争的外部資金の獲得を目指し、総務課において申請から執行までの一元管理を行っており、その体制を整えている（【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】）。

また、寄付金収入については、地域の経済状況も関係し難しい面もあるが、寄付を行った場合に税額控除の適用を受ける優遇措置として受配者指定寄付金と特定公益増進法人の手続きを行っている。

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

これからも、財務の健全性を継続するために、入学定員及び収容定員の確保による収入の安定と効果的な支出に努めていく。

また、年度毎の収支均衡と財務基盤の安定を図ることにより、一層の安定した強固な財務基盤を構築していく。また、科学研究費補助金を始めとする外部資金の確保にも積極的に取り組んでいく。

## 3-7 会計

### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

会計処理については、「学校法人会計基準」及び「大淀学園経理規程」にのっとり、適正に行われている。会計処理上の疑問点が生じたときは、その都度公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行い、遺漏の無い処理を行っている（【資料 3-7-1】）。

また、「私立学校法」や「学校法人会計基準」等の改正に伴う事務処理に対して、早急な対応ができるように各研修会等に参加し、業務の遂行に支障が出ないようにしている。

個人研究費の使用については、取扱い要領を毎年作成し、年度当初に各教員に配布し、適切な使用を実施している（【資料 3-7-2】）。

決算については、法人の監事及び公認会計士の監査を経て毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に事業報告書とともに理事会において審議・承認ののち、評議員会に報告している。

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

本法人では、「私立学校振興助成法」に基づき公認会計士 2 人による監査が行われている。

また、監事は、「私立学校法」に基づき会計監査を行っている。財産の状況等の監査については、公認会計士の監査に監事も出席し監査における連携を図っている。決算書は「学校法人会計基準」に準拠して毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成され、監事の監査を受け、理事会において審議、承認ののち、評議員会に報告されている（【資料 3-7-3】）。

また、文部科学省が毎年実施している「学校法人監事研修会」にも監事が出席している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、これまで通り平成 27（2015）年度から改正された「学校法人会計基準」に準拠した適切な会計処理を行っていく。

また、監事と公認会計士が連携を密にし、監査制度の充実を図っていく。

**【基準 3 の自己評価】**

経営の規律と誠実性については、本学は建学の精神のもと、「学校教育法」「私立学校法」等を遵守し、組織体制を構築し、誠実に、かつ、透明性のある運営がなされている。

また、各管理運営機関はいずれも健全に機能し、学長のリーダーシップのもと各管理運営機関及び各部門間でのコミュニケーションに立脚した意思決定が円滑に行われている。

さらに、各管理運営機関において相互のチェック体制が確立されていることによりガ

バランスは確実に機能している。

財務状況については、健全な財務基盤が維持されている。

会計処理は、「学校法人会計基準」等に従い堅実に処理が行われている。また、会計監査についても監事立会いのもと公認会計士により適正かつ厳正に実施されている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、宮崎産業経営大学学則(第1条の2)において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことに努める」と定め、全学的に組織化した自己点検・評価運営委員会を設置している（【資料 4-1-1】）。

自己点検・評価運営委員会は、学長を筆頭に学部長、学科長、総合教育科目主任、学生部長、各学部より選出された委員によって組織化している。自己点検・評価は、本学の使命・目的に即して主体的・自律的に教育研究活動、学生生活、組織編成、キャリア教育、社会貢献・連携、財務管理、管理運営等に関して1年から4年の周期で報告書を作成し、公表を行ってきた。

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学では、平成 10(1998)年度から自己点検・評価を始めており、「宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱」に基づき、全学的な運営委員会として学長を中心に学部長、学科長、総合教育科目主任、学生部長等の役職者、及び各学部より選出した委員によって組織化した自己点検・評価運営委員会を発足させた（【資料 4-1-2】）。これらの自己点検・評価体制は、現在においても維持され、適切に運営している。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価運営委員会は、教育研究活動、学生生活、教育・教員組織、進路指導、管理運営などの項目について、具体的に点検・評価を行い、報告書を次の通り作成し公表してきた（【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】）。

平成 10(1998)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 7(1995)年度～平成 9(1997)年度)」
平成 13(2001)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 10(1998)年度～平成 12(2000)年度)」
平成 17(2005)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 13(2001)年度～平成 16(2004)年度)」

平成 19(2007)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 17(2005)年度～平成 18(2006)年度)」
平成 20(2008)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 19(2007)年度)」
平成 21(2009)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 20(2008)年度)」
平成 22(2010)年度	「平成 22 年度大学機関別認証評価 自己点検評価報告書 (平成 22(2010)年 6 月)」
平成 25(2013)年度	「平成 25 年度大学機関別認証評価 自己点検評価書 (平成 22(2010)年度～平成 24(2012)年度)」

これらの報告書は、1 年から 4 年の周期で作成されており、日常的に点検・評価を行い大学の運営に活かされており、適切に対応している。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後も一定周期をもって自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に行い、本学の目的達成を行っていく。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、自己点検・評価に関して 4-1-①及び 4-1-③で記載した通り、宮崎産業経営大学学則(第 1 条の 2)に条文として規定しており、自己点検・評価を行ってきた。

平成 19(2007)年度からは、日本高等教育評価機構の指定する様式に沿い、報告書を作成した。自己点検・評価が、エビデンスに基づいた客観性と公開性を踏まえて透明性の高いものとなっている。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、過去 1 年から 4 年の周期で十分な調査・データ収集と報告書を作成しており、日々の大学運営と管理体制に向けた情報の共有と分析結果を反映した意思決定を行っている。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学は、4-1-②において記載した通り、全学を挙げて自己点検・評価に取り組んでいる。

報告書については、専任教員と各課へ配付し結果を学内において共有している。また、内容を本学ホームページに掲載し、社会への公表を行っている（【資料4-2-1】）。

##### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、日本高等教育評価機構の指定する「データ編」に必要なデータを収集・分析することにより、不断の自己点検・評価に活かしていく。また、このような透明性の高いエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果については、学内で共有し、広く社会に公表するために従来通りホームページに記載していく。

今後は、全学的な取り組みとして定量的な管理と詳細な分析を加えることによって、IR(Institutional Research)機能の強化を踏まえて大学運営に活用していく。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 《4-3 の視点》

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、全学を挙げて点検・評価を行っており、全教職員がその結果を活かした日々の大学運営を行っている（【資料4-3-1】）。

平成 22(2010)年度には、日本高等教育評価機構より、大学評価基準を満たしていると認定された。その後、その結果を基に一層の充実に取り組んでいる。

###### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、自己点検・評価の体制が整えられており、その周期についても適切であると考えている。その上で、学生のデータや授業に関するデータなどについても、定量的な管理と共に詳細な分析を加えることによって日々の大学運営に活用していく。また、これら自己点検・評価の結果については、広く社会に公表するために、本学のホームページに掲載し、今後も積極的に公表していく。

今後は、本学の使命・目的や中長期的計画を踏まえた PDCA サイクル(計画・実行・評価・対策)の仕組みを一層機能させ、充実に取り組んでいく。

#### [基準 4 の自己評価]

本学は、自己点検・評価のための恒常的な実施体制が整えられ、適切に運営されており、その結果は教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムとして構築

され、適切に機能している。



#### Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例)

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1 大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供

###### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供

###### 1) 大学施設の開放

大学施設の開放は以下の通り提供している (【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】)。

(a) 各教室を資格・採用試験等の会場、高等学校・予備校・各協会の学習会・模擬試験・研修会等の会場

(b) 体育館を宮崎県クラブバスケットボール連盟・高等学校・幼稚園・予備校等のスポーツイベント会場

(c) グラウンドを宮崎県サッカー協会主催の講習会・幼稚園の運動会等の会場

(d) 駐車場を高等学校・幼稚園・病院・企業・地元自治体の各種イベント等

附属図書館の学外者利用については、閲覧・検索・貸出(図書 2 冊までを各期間 1 週間、雑誌は不可)・複写を提供している (【資料 A-1-4】)。

###### 2) 公開講座

公開講座は、宮崎産業経営大学学則 (第 16 章 68 条) に則り、「社会人の教養を高め、社会の発展に寄与し、文化の向上に資するため」に開設している。「法学部公開講座」「経営学部公開講座」は費用の一切を本学負担による。

「法学部公開講座」については、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度において「古事記日本書紀編さん 1300 年記念関連公開講座」を開催した。平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度は宮崎県「神話のふるさと県民大学」にも参画している。平成 25 (2013) 年度は、「古事記」「日本書紀」への理解を深めることを目的に、県外からの講師も招いて全 3 回の公開講座を開講した。平成 26 (2014) 年度は、「神話のふるさと県民大学」の講座の 1 つとして、外部講師 2 名を招いて「古事記」と「日本書紀」の講座を開催した。平成 27 (2015) 年度も同様に、「神話のふるさと県民大学」のリレー講座の中で「古事記」と「日本書紀」をテーマに講座を開いた (【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】)。なお、「神話のふるさと県民大学」への参画は、平成 32 (2020) 年度まで継続予定である。

「経営学部公開講座」については、平成 25 (2013) 年度は、ピンクリボン活動みやぎ

きと協働で、ピンクリボン活動を支援するフューチャーセッション型の公開講座を3回開催した。3回のフューチャーセッションの成果として、新しいピンクリボン活動のリーフレットを作成し、現在県内で配布されている。平成26(2014)年度は、「今、宮崎のものづくりを考える」、「みやざき就職ナビ総括会ー未来の働き方を考えようー」と題した2つのシンポジウムを開催した。平成27(2015)年度は、宮崎県赤十字血液センターと協働で献血活動に関するフューチャーセッションを2回開催、またマイナンバー(個人番号)制度の理解を深める公開講座「得なの?損なの?マイナンバー早わかりセミナー」を開催した(【資料A-1-8】【資料A-1-9】【資料A-1-10】【資料A-1-11】【資料A-1-12】【資料A-1-13】)。

### 3) 社会科学研究所

社会科学研究所は、法律・経済・経営・行動科学の領域に関する調査分析および地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進し、地域の再生と活性化に貢献することを目的として設立された。平成26(2014)年度より宮崎県の農業振興を基軸とした地方創生を目的とした取組みを行っている。その成果として、平成26(2014)年11月9日に宮崎の農業とTPPの関係をテーマとした「若者ととともにTPPと宮崎の農業の将来を考える集い」を開催した。平成27(2015)年度には、社会科学研究所所属の教員と学生を中心にオランダ王国・国立ワゲニンゲン大学への研究視察を実施した。その後、平成27(2015)年11月7日には「創立30年記念シンポジウム」を開催し、オランダ王国・国立ワゲニンゲン大学との最先端の農業技術と研究情報の共有を目的とした提携を行った(【資料A-1-14】)。

また、社会科学研究所では、法学分野の取組みとして平成26(2014)年10月4日に集団的自衛権をテーマとした「わたしが考える集団的自衛権ー女性が若者と語る憲法の集いー」を開催した(【資料A-1-15】)。

### 4) 自治体との社会連携

自治体との社会連携として、本学は平成27(2015)年度3月に宮崎県、宮崎県日向市、宮崎県高鍋町とそれぞれ連携協定を結んだ。宮崎県との連携協定「宮崎県と宮崎産業経営大学との地方創生に係る包括連携に関する協定書」は、人材などの資源及び教育研究成果等の交流機会を促進し、地方創生に関する様々な分野で連携・協力することを目的として締結された。連携内容は、学生の県内定着の促進、県内の産業振興、雇用の創出及び雇用環境の改善などである。宮崎県日向市との連携協定「宮崎産業経営大学と日向市との連携に関する協定書」は、平成26(2014)年度より実施してきた日向のへべす消費拡大プロジェクト会議との間での業務委託契約を踏まえて、より幅広い分野での相互協力を実施することを目的に締結された。連携では地域産業の振興に関すること、地域資源(自然環境・特産品・文化)の活用に関することなどで協力する。宮崎県高鍋町との連携協定「高鍋町と宮崎産業経営大学との包括的地域連携に関する協定書」は、地域創生に関する包括的な取組みを実施していくことを目的に締結された。連携では地域課題の抽出及びその解決に関する事項、地域の経済・産業の振興に関する事項、まちづくりに関する事項などで協力する(【資料A-1-16】【資料A-1-17】【資料A-1-18】)。

また、法学部は、平成 27（2015）年度 4 月に宮崎県記紀編さん記念事業推進室と連携協力に関する基本協定を結んだ。本協定では、両者がお互いに有する資源を活用し、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的としている（【資料 A-1-19】）。

#### 5) 講師派遣

本学は、様々な公的機関や組織からの講師派遣要請に対して、積極的に適任の教員を派遣している（【資料 A-1-20】）。

#### 6) 免許更新講座

教員免許更新講座については、文部科学省主催の教員免許更新講座として開講している。法学部の講座としては法教育の展開、宮崎の地理と歴史、アクティブラーニングに関する選択科目を開講している。経営学部の講座としては、情報教育論・経営戦略、マーケティング、ビジネスゲーム、地域観光戦略、ユニバーサルツーリズムに関する選択科目を開講している。法学部、経営学部合わせて、選択科目 54 時間（6 時間/日×9 日間）を設置した（【資料 A-1-21】【資料 A-1-22】【資料 A-1-23】）。

また、教員免許更新講座に関連して、平成 26（2014）年度は文部科学省「免許更新制高度化のための調査研究事業」を受託した。研究課題「地域の問題解決を目標とした生徒主体型授業の構築」と設定し、フューチャーセッション型形式の対話型授業の可能性を模索した。1 年間の研究活動の結果として、平成 27（2015）年 3 月に報告書「免許更新制高度化のための調査研究事業委託事業成果報告書」としてまとめている。これらの成果が、アクティブラーニングに関する 2 つの教員免許講座「新しい学びと実践力を身につけるアクティブラーニングの方法論（基礎編）」「新しい学びと実践力を身につけるアクティブラーニングの方法論（応用編）」の開設につながっている（【資料 A-1-24】）。

#### 7) 出前授業

出前授業については、県内中学校・高等学校を対象として法学部と経営学部の教員が法学・経済学・経営学・会計学・金融論・語学・心理学・歴史学・地理学等に関する幅広い授業を提供している（【資料 A-1-25】【資料 A-1-26】）。

#### 8) 高大連携センター

平成 25（2013）年度から高大連携センターを設置して、大学の知を地域社会に還元することを目的に、中学校・高等学校の若者たちに社会科学的な考え方を植え付けることに注力している。平成 26（2014）年度は、宮崎西高校附属中学校において「大学と中学を結ぶ栄光の架け橋講座」を全 7 回のリレー講義を実施した。また、宮崎大宮高校の「探求」授業として 2 回の講演を行っている。平成 27（2015）年度には、宮崎南高校の生徒を対象に 5 か月間におよぶ研究指導として「法学ゼミナール」と「経営学ゼミナール」の開講をした（【資料 A-1-27】【資料 A-1-28】）。

#### 9) 各種委員就任

本学教員は、地域における公的機関をはじめとする各種委員の要請に対して、適任の

教員の就任により大学の知を地域社会へ提供し、大きく貢献している（【資料 A-1-29】）。

#### 10) 高等教育コンソーシアム宮崎への参画

宮崎県の本学をはじめとする各高等教育機関は、平成 16(2004)年相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくりや活力ある地域づくりに貢献することを目指す「高等教育コンソーシアム宮崎」を設立した。主要な活動としては、宮崎学生インターゼミナール、単位互換、インターンシップ、FD 研修会等である。特に宮崎学生インターゼミナールは、宮崎県内の主要な大学の学生が主体的に行う教育・福祉・経済・環境・医療・農業・街づくりなど幅広い分野を対象とした研究発表会である。本学の学生は、毎年研究発表会への参加のみならず、開催に向けて県内の各高等教育機関への案内・宣伝や準備・設営を行う実行委員会の実行委員長をはじめとする主要なメンバーとして活躍している（【資料 A-1-30】）。

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学施設については、教室・グラウンド・駐車場の地域社会への開放に向けて、施設環境の充実・改善を目指しながら可能な限り提供していく。図書館の学外者利用については、図書館環境の改善と蔵書の充実を踏まえて従来通り閲覧・検索・貸出・複写の提供を行う。

公開講座については、これまで宮崎県内で唯一の社会科学系の大学として法学部・経営学部主催公開講座の開講を行ってきた。今後、「法学部公開講座」「経営学部公開講座」においては、各学部の専門性と特徴を生かし、さらには時代のニーズに合った新たな企画・実施を検討する。社会科学研究所は、宮崎県の基幹産業である農業の発展を目指して、農業政策と地域政策の両面からの地方創生策である「アグロポリス 21 構想」の展開を推進する。社会連携と高大連携センターの取組みについては、地域自治体・地元高校と連携を密にしながら中長期的な視点からの積極的な活動を続けていく。教員免許状更新講座は法学部・経営学部合わせて選択科目（54 時間、9 科目）を開講してきた。また、文部科学省の委託事業の成果も含めて、初等・中等教育の現場の変化に対応するより一層魅力のある教員免許更新講座の内容を提供する。これらの取組みから、本学が地域における知の拠点としての役割を果たせるよう今後も継続していく。

## A-2 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動

### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動

##### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-2-① 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動

本学においては、硬式野球・サッカー・新体操など全国的にも非常に高いレベルのスポーツ系クラブ・サークルが存在し、豊富な経験と実績をもつ指導者を有している。また、カルチャー系クラブ・サークル活動としては、「もくもく会」(ボランティア)、「うるま会」(沖縄芸能研究会)等が存在している。これらのクラブ・サークルは、地域社会に対して様々な機会を通じたスポーツ指導・普及、ボランティア等の社会貢献活動を行っている。

#### 1) スポーツ系クラブ・サークル

硬式野球部においては、本学監督主催による硬式野球部出身卒業者を中心とした県内高等学校硬式野球部の監督・指導者に対する「OB 指導者研修会」を開催している。「OB 指導者研修会」の具体的な研修内容としては、県内高等学校硬式野球部監督による講演、専門家として医師、理学療法士、トレーナーを招いた傷害予防の視点からのトレーニングやコンディショニングの在り方などに関する講演を企画・実施している。本学硬式野球部の監督が、積極的に地域における硬式野球の振興と普及に対して指導的な役割を担っている(【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】)。

サッカー部は、平成 26 (2014) 年度より本学監督による子ども向けのサッカースクール「WHISTLE.FC」を開催している。その目的は、子どもたちの競技力向上と大学生のサッカー指導者養成である。現在、本学のサッカーグラウンドで練習し、練習試合や各種大会への積極的に参加している(【資料 A-2-3】)。

新体操部においては、本学監督や学生部員が新体操の大会運営に関わる取組みを実施している。平成 27 (2015) 年度、第 30 回九州小学校体操大会競技役員として学生を派遣している。また宮崎県高等学校新人体育大会第 44 回体操競技大会にて審判員として大会運営の支援を実施している。また、子ども達を対象とした新体操教室「NPO 法人舞々会新体操クラブ」では、部員が指導支援をするなど地元における新体操の普及と地域交流を実施している(【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】【資料 A-2-6】)。

#### 2) カルチャー系クラブ・サークル

「もくもく会」は、学内の清掃を目的とするボランティアグループとしてスタートした。現在では、毎週木曜日に定例会を開催し学内の清掃を行うだけでなく、学外でも活動している。具体的な活動内容としては、毎年開催される青島太平洋マラソン、宮崎県視覚障害者ふれあい健康マラソン&ウォーキング大会へボランティアを派遣し、大会運営の戦力となっている。平成 26(2014)年度には、第 2 回車いすバスケットボール南九州大会にも参加した。また、学生赤十字奉仕団として献血への呼びかけ、赤十字奉仕団への参加など地域社会への貢献活動に積極的に取り組んでいる(【資料 A-2-7】【資料 A-2-8】【資料 A-2-9】【資料 A-2-10】【資料 A-2-11】)。

「うるま会」(沖縄芸能研究会)においては、沖縄の伝統芸能であるエイサーを地元の各種祭り・小学校の運動会、特別支援学校などに出向き披露している(【資料 A-2-12】)。

#### (3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のスポーツ系クラブ・サークルは、サッカー、硬式野球、新体操、サーフィンなど優れた実績を残してきており、高い運動能力を保有する選手が多数存在している。また、カルチャー系クラブ・サークルは、これまでの実績を踏まえて地域社会に対して積極的に貢献を行っている。

今後においても、クラブ・サークル活動のこれまでの蓄積と特徴を生かした地域社会への貢献と連携を目指して、一層積極的に取り組む。

### **【基準 A の自己評価】**

本学は、物的資源として県内唯一の社会科学系大学として大学施設・グラウンド・駐車場・図書館の利用を提供してきた。人的・知的資源の提供としては、各学部の専門性と特徴を生かした「法学部公開講座」「経営学部公開講座」の開催、社会科学研究所による「アグロポリス 21 構想」の提言、地元自治体との連携協定、高大連携センターの設置、公的機関や各組織への委員就任や講師派遣を実施してきた。これらの取り組みを通じて、本学は物的資源と人的・知的資源を広く社会に還元し、地域への貢献を積極的に行っている。

本学のスポーツ系クラブ・サークルとカルチャー系クラブ・サークルは、師弟同行の下で地域社会に対して積極的な連携と支援活動を実施した。

以上、本学はこれまで建学以来培ってきた研究・教育などの知的資源や人的資源を可能な限り地域社会に対して提供・公開してきたと評価できる。

### **基準 B. 独自の教育体制**

#### **B-1 建学の精神に基づいた社会に求められる人材の育成**

##### **《B-1 の視点》**

#### **B-1-① 学内外のニーズに応じた「Sun18° 塾（学内塾）」の設置・運営**

##### **(1) B-1 の自己判定**

基準項目 B-1 を満たしている。

##### **(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **B-1-① 学内外のニーズに応じた「Sun18° 塾（学内塾）」の設置・運営**

本学では、建学の精神である「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」を実現する教育体制を整えるために、課外において教員と学生がともに学ぶ場として「Sun18° 塾（学内塾）」を設置している。従来あった 7 つの塾に加えて、平成 25（2013）年度に「観光・旅行塾」、「医療関連塾」を設置し、平成 27（2015）年度は新たに「田園都市デザイン塾」と「ボランティア・スタディ塾」を新設した。「Sun18° 塾（学内塾）」の特徴は、将来の目標や学習の目的に応じて様々な領域ごとに編成している点である。また、多くの塾が、講義や「専門演習」と連動した形で開講されており、通常の講義との相乗効果を生み出すことを狙いとしている。

11 の塾の内容は以下の通りである。

##### **1) 国家大計塾**

〈目的〉

国家公務員総合・一般職、国税専門官、労働基準監督官、裁判所事務官一般職、上級地方公務員（教職を除く）、警察官、消防官等の公務員試験合格を目指すとともに幅広い教養を身につけることを目的とする。

〈教育システム〉

Wスクール等と連携して一般教養を身につけるとともに、「専門演習」とも連携して公務員試験に必要な専門科目の知識を確実なものとする。本塾は知能領域（国語、英語）の学習を交えながら、専門科目（経済・法律）を中心に学習する。Wスクール担当講師と連絡を密にし、塾生の学習成果を常に確認している。

〈指導方法〉

毎週木曜日 5 限目以降 2 時間程度国家大計塾室で勉強会を開いている。専門科目では経済系、法学系を指導する（法学系はリーガルマイスター養成塾に参加）。また、塾生の学習進捗状況により個別指導を行い、場合によっては課題を出す。

〈教員体制〉

塾長：大村昌弘学長

指導教員：水上雅雄教授（経営学部）、久保田博道教授（経営学部）、村田治彦准教授（法学部）

〈成果〉

Wスクールと連携することで警察官、消防士、JA については、公務員 1 次合格はほぼ達成している。

## 2) 税務会計塾

〈目的〉

税務会計塾は、税理士試験科目合格を目指し、そのベースとなる日商簿記 1 級及び関連する会計試験（ビジネス会計検定、国際会計検定）への合格を目指すための塾である。対象とする学生は次の通りである。

- ・税理士試験科目（簿記論・財務諸表論）の基礎・応用を学習する者
- ・日商簿記 1 級を目指す者
- ・高等学校「商業科」教諭を目指す者
- ・経営コンサルタント、一般企業の経理・財務部門への就職を考えている者

〈教育システム〉

基本的に放課後に講義を行っている。

- ・日商簿記 1 級対象クラス  
すでに日商簿記 2 級を取得している学生が所属する。講義科目（会計学、上級簿記、財務諸表論）との連動、さらには毎週月曜日と水曜日の放課後に講義を実施している。
- ・日商簿記 2 級・3 級対象クラス  
日商簿記 2 級・3 級対象クラスは、試験期間 1 ヶ月前から集中して試験対策を実施している。過去問題や模擬試験を中心に学習している。

〈教員体制〉

簿記・会計科目を担当している 3 名の教員が分担して講義を行っている。

塾長：出山実准教授（経営学部）

副塾長：森田英二准教授（経営学部）、大内健太郎専任講師（経営学部）

〈成果〉

平成 25(2013)年度から 3 年間の成果として、平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度は税理士試験の科目合格者（簿記論、財務諸表論、消費税法）を輩出した。また、日商簿記に加えて、ビジネス会計検定や国際会計検定に合格者を出した。就職に際しては、税務会計塾での学習が活かされ、企業の経理部門への就職に有利に働いている。今後も、税理士試験科目、日商簿記 1 級等の上級資格の合格者を出すことを念頭に置くと同時に、就職に有利な学習・資格取得にも力を入れていく。

### 3) 教員養成塾

〈目的〉

教員養成塾は、学校教員としての優れた資質能力を養うことは勿論であるが、在学中に中学校・高等学校の保健体育、幼稚園、小学校、特別支援学校の一つもしくは二種の教員免許状を、神戸親和女子大学及び星槎大学の通信教育の課程を通じて取得することを目的としている。

〈教育システム〉

両大学との大学間協定により、科目等履修生としての履修登録等はすべて本学を通して行うこととなっている。通信教育課程はレポート作成・提出、スクーリング参加、科目修了試験により単位を取得していくが、これらの学習を一人で継続することはなかなか困難である。そこで免許状取得を確かなものとするため、通信制課程を受講する本学学生全員を教員養成塾に入塾させ、マンツーマン指導も含めたきめ細かい支援・指導を続けている。

また、塾生には 1 年次から教職サークル「教育ふれあい倶楽部」や「特別講座 A・B (W スクール)」に参加することを奨励している。

〈教員体制〉

塾長：池上和文教授（法学部）

副塾長：山田恭子専任講師（経営学部）

さらにスタッフとして、教員養成センターの教員 5 名がサポートしている。

〈成果〉

平成 25 (2013) 年度は、法学部学生 5 名が中学校社会科一種免許状、高等学校地理歴史科・公民科一種免許状に加えて小学校一種免許状を、2 名が特別支援学校一種免許状を取得し、経営学部学生 1 名が高等学校商業一種免許状に加えて幼稚園一種免許状を、1 名が特別支援学校二種免許状を取得して卒業した。

平成 26 (2014) 年度は、法学部学生 1 名が中学校社会科一種免許状、高等学校地理歴史科・公民科一種免許状に加えて小学校一種免許状、特別支援学校一種免許状を取得し、経営学部学生 1 名が高等学校商業・情報一種免許状に加えて小学校一種免許状、特別支援学校一種免許状を取得して卒業した。

平成 27 (2015) 年度は、法学部学生 2 名が中学校社会科一種免許状、高等学校地理歴史科・公民科一種免許状に加えて小学校一種免許状、特別支援学校一種免許状を取得し



て卒業した。

#### 4) リーガルマイスター養成塾

##### 〈目的〉

法律専門職としての基本的知識を身に付け、司法書士試験もしくは法科大学院入学試験の合格を目指し、将来の優れた法曹となるための応用能力を醸成することを最終目的とする。近時は公務員希望者も増加し、それに向けた指導も行っている。

##### 〈教育システム〉

法律学に必要な基本的知識は通常の各授業・演習で習得可能であるが、実務家を目指すなら、応用能力（論理力・思考力・判断力など）を身に付け、倫理観を持つことが必要である。そこで、各法律科目の授業、「進路支援科目」の「法律専門職対策 A・B」を通じて、事例と法理論とを関連づけることを学ぶ。そして、2年次の学習中間段階に、行政書士試験の受験によって自分の到達点を見極めることができるようにする。

課外の塾の活動としては、塾生の進路の方向性に応じて、それぞれ基礎講座と応用講座を設け、段階的に試験に必要な実力を身に付けるよう配慮する。何をどうすべきかについて、プラン作り（Plan）をし、それを各学生が実行（Do）し、足りない部分をチェックし（Check）、どうすれば補うことができるかを指導し、さらに各自の努力で身に付けてもらい（Action）、PDCA サイクルにより学部教育と深く連動していることが、専門学校との大きな違いである。

##### 〈指導方法〉

各段階に照らし、参加者の志望、学習進度に即した問題演習を中心に行う。

##### 〈教員体制〉

塾長：村田治彦准教授（法学部）

指導教員：雨宮敬博准教授（法学部）

##### 〈成果〉

平成 25（2013）年度、2年生 1 人がビジネス実務法務検定試験 3 級に合格した。平成 26（2014）年度、1年生 1 人が行政書士試験、2年生 1 人が宅地建物取引主任者資格試験に合格した。平成 27（2015）年度は、2年生 1 人が宅地建物取引士資格試験、3年生 2 人がビジネス実務法務検定試験 3 級に合格した。また、熊本大学法科大学院進学者（卒業生）1 人が宮崎県庁、4年生 1 人が延岡市役所の採用試験に合格した。

#### 5) 宅建チャレンジ塾

##### 〈目的〉

本塾は、宅地建物取引士資格の合格を目指す学生の受験支援をするための塾で、法学部の教員 3 人が中心となって指導している。

本塾の設立趣旨は、次の 3 点である。第 1 は、地方都市の学生に共通してある、いわゆる「のんびりモード」を払拭するため、早い学年次から学習目標を設定し、学習力を向上させること。第 2 は、数値で表示できる成績等の上昇により学習成果を確認し、さらに意欲的に学習を継続させることができること。第 3 は、法学部における専門教育に併行して実務的・実践的な業務である宅建資格を学ぶことにより、実務も理解できるバ

ランス感覚をもつ学生教育を目指すことである。

〈教育システム〉

本塾の指導形式は、受講生の習熟度・目的に応じて2種類を用意している。1つは、初学者を対象とした講義形式の講座である。前期講義中は、民法を中心とした「権利関係」に関する範囲を対象として、毎週1回開講している。夏期休暇中は「法令上の制限」および「宅建業法」に関する範囲について、毎週3回講義している。すべての範囲の解説が終わった後（9月上旬）からは、過去問題の演習を集中的に行い、10月初旬に実施される本試験の直前期には模擬試験を実施し、合格のための指導を行っている。2つ目は、初学者から中・上級者を対象とした実践形式の講座である。前期講義中は「宅建業法」に関する範囲を対象として毎週1回、夏期休暇中は「建築基準法」「都市計画法」「国土利用計画法」「農地法」等の制限法令のほか、税法や不動産鑑定評価基準、統計、土地及び建物に関する一般常識等に関する範囲を対象として、2、3週間にわたり合計約20回の演習を行っている。演習内容はテキスト黙読と問題練習であるところ、これらに短めの制限時間を設け、タイマーで計測しながら行うことで、限られた時間の中で学生が集中して効率よく学習できるようにしている。

どちらの講座も、本試験が終了した後（11月から3月まで）は、希望者に対し、問題演習を中心とした個別指導を行っており、さらに、過去問題集、解説書を指定し、自宅における学習の支援も行っている。

〈教員体制〉

塾長：矢鋪渉教授（法学部）

指導教員：青木誠弘准教授（法学部）、明石真昭准教授（法学部）

〈成果〉

宅地建物取引士資格試験合格者は平成26(2014)年度3名、平成27(2015)年度2名である。

## 6) 青年実業家養成塾

〈目的〉

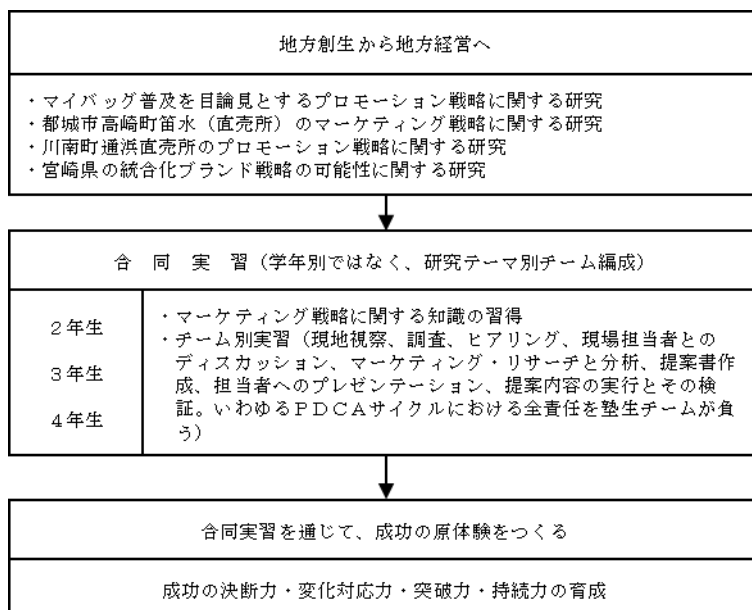
経営学部を有する本学では、家業の継承を宿命的に目指さなければならない学生、あるいは「雇われない生き方」を志す起業家予備軍がいる。そこで本塾では、将来は「社長になる」ことを志す学生に対して、その目標実現を支援するための実践的教育システムを提供し、時代の変化に即時対応できる柔軟なビジネスリーダーの育成に取り組む。

〈教育システム〉

本塾では、「起業家として必須となる基本的知識と実践的ノウハウの伝授」と、「経営者としての品格と情熱の五感体験」とのデュアル・プログラム構造で運用してきた。しかし、漫然と与えられたテーマに対して、その問題点を抽出し、その打開策を提案するというワークだけで、タフな起業家としての能力開発は可能だったのか猛省してきた。そこで平成27(2015)年度にプログラムの改革を行った。新プログラムにおける主な変更点は、第1に、目の前に見える人たちに対し汗を流し支援しうるテーマであること。第2に、そのテーマについて、「塾生1人1人がリーダー」をスローガンとしながら、各塾生が「決断力」「変化対応力」「突破力」「継続力」を身に付けられるワークショップに

仕立て上げる。なお、平成 27(2015)年度の取組みは表 B-1-1 の通りである。

表 B-1-1 平成 27(2015)年度 青年実業家養成塾の取組み



〈教員体制〉

塾長：日高光宣教授（経営学部）

副塾長：田中賢一准教授（経営学部）、森田英二准教授（経営学部）

〈成果〉

ここ数年、第1志望は民間企業への就職を考えつつも、そこでの経験と実績を踏まえ、将来は起業を志す塾生が増えてきたように思える。平成 27（2015）年度の塾生は、2年生 15名、3年生 10名、4年生 4名の合計 29名から構成されており、4年生塾生の卒業後の進路は、2名は家業継承（建設業および小売サービス業）、また1名は、将来、介護事業で起業を計画しており、専門学校で資格取得することを決めた。平成 27(2015)年度の新しい動きとしては、塾1期生が、IT企業を退職し、そこで培ったノウハウを武器にプロモーション企画運営会社を新たに起業したことである。

7) ITリーダー塾

〈目的〉

ITリーダー塾の目的は、情報倫理に対する高い意識を持った組織（企業や学校）の情報化推進のリーダー養成、情報技術とりわけ情報発信に関する提言とトラブルに対する高度なサポートのできる人材育成、校内のネットワーク化に対応し、E-learningについても即戦力となる教員（情報・商業）の養成である。

〈教育システム〉

教育システムは、以下の資格試験と実践による。

資格試験：

- ・基本情報処理技術者試験

・.com Master Advance

・IT パスポート

\*.com Master Advance については週 1 回、さらに夏休み及び春休みに 1 週間程度の集中勉強会を行っている。それ以外の資格については随時勉強会を行っている。

実践：

- ・トラブルシューティング及び機器の設定等、情報センターのサポートをする
- ・学生のサポート（教えることを通じて学ぶ）
- ・ホームページの作成及び支援（教員のホームページの立ち上げ、教材の作成やアップロード）
- ・サーバの構築（ファイルサーバ、Web サーバを通じて情報管理、情報発信をサポート）  
〈教員体制〉

塾長：白石敬晶教授（経営学部）

副塾長：浅井重和教授（経営学部）、井上古樹教授（経営学部）

〈成果〉

平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度の資格取得状況は、表 B-1-2 の通りである。

表 B-1-2 IT リーダー塾 資格取得状況

資格	合格者数
.com Master Advance ☆☆	1 名
.com Master Advance ☆	3 名
IT パスポート	2 名

また、情報センターの学生スタッフとして、センター業務の一部を補助、学生のサポートを行っている。センター業務としてはネットワーク接続やメールソフトの設定等のマニュアルを作成し、学内専用サイトに掲載している。

## 8) 観光・旅行塾

〈目的〉

本塾では、将来観光産業で働くことを目標としている学生に対して、国内旅行業務取扱管理者の合格を教育的に支援し、さらには地域の方と協力しながら観光客の誘致に取り組むことを目的としている。

〈教育システム〉

資格取得に関しては、観光関連科目（観光学概論、国際観光論、観光福祉論）とも連動させながら、過去問題を中心に学年別に学習している。また専門演習と連携し、学生が大きなイベントの実行委員（もしくは観光ボランティア）になることで、当事者意識を持って取り組むことが出来る。

〈指導方法〉

基本、各学年週 1 回のペースで（放課後）、試験直前期は土曜日を中心に特別講義を行う。塾生の学習進捗状況により個別指導を行い、場合によっては課題を出す。また、旅

行業法・旅行業約款など法律の問題に関しては法律専門教員に応援を要請している。各種イベントの塾生の参加に関して、必ず教員もサポートしている。

〈教員体制〉

塾長：墨昌芳専任講師（経営学部）

〈成果〉

平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度の成果として、国内旅行業務取扱管理者に 1 人合格した。また、九州観光マスターやみやざき観光・文化検定は毎年数名合格し、希望する観光産業への就職に有利に働いている。さらに日向市で開かれた大きなイベントで観光塾の学生が実行委員もしくはボランティアとして活躍し、地域の活性化に貢献している。平成 26（2014）年度、塾生が中心に日向市で研究成果報告会を開催、平成 27（2015）年度には黒木日向市長へ調査報告書を提出した。

## 9) 医療関連塾

〈目的〉

社会医療保険制度、診療報酬制度、医療の特徴や患者接遇の基礎など医療事務に必要な知識を学び、医療関連分野や同じく公的保険制度を中心に運営されている介護福祉分野などの進路へ進む学生の興味を促進し、基礎知識を習得させることを目的としている。

〈教育システム〉

週に 1 時限の講座・演習を行っている。内容は診療報酬明細書（レセプト）作成の演習を公益財団法人・日本医療保険事務協会主催「診療報酬請求事務能力認定試験（医科）」の過去問題などを用いて行っている。また、木津 正昭（2015）「最新・医療事務入門 2015 年版」（医学通信社）などの各種教材を用い、医療の基礎知識習得の学習を行っている。

さらに授業科目である「医療事務セミナー」の同時受講を勧め、目的を達するための効果の増進を図っている。

〈教員体制〉

塾長：大内健太郎専任講師（経営学部）

〈成果〉

平成 25（2013）年度に開講した塾であり、所属学生は年度により変化するが全学年合計で 2 名から 5 名である。本年度は卒業生の医療関連の進路として宮崎縣市町村職員共済組合 1 名、調剤薬局事務 1 名を輩出している。

医療事務職を志望している在学生在が秘書検定 3 級を取得し、2 級を目指すなどしている。医療関連の職業において、医療事務資格は必須ではないことから医療事務資格取得を目指して学習している学生は現状として 1 名である。

## 10) 田園都市デザイン塾

〈目的〉

本塾は地方で生まれ育った若者が自分たちの経験と地域外から取得する新しい視点を融合させ、学生たち自らが地域振興そして地域ならではのビジネスモデルに関して活動を通じて考えていくことに大きな意義を置いている。特に宮崎県の特長的な資源である農業振興を起点とし、さらに商工との連携までを包含した全体最適の視野を重視しながら

ら指導を行っていく。現在1年生8名で運営しており、3年次終了時には塾生各々が地域社会において宮崎県の地域振興のゼネラリストとして十分活躍できる人材となることを目標としている。なお、以上の取組により、課題処理型ではなく、自ら課題を発見し、考えていけるクリエイティブな人材育成を目指している。

〈教育システム〉

本塾は課題処理型の指導ではなく、あくまでも学生たちの創発性を養うことに重きを置いており、ワークショップ形式の活動スタイルが中心となっている。テーマの中心は本県農業とその周辺産業であり、その経済的価値を最大化させるための道筋を学生たちと創り上げていく。農業や周辺産業の専門的な知識の把握については、適宜学外専門家を招聘して勉強会を開催する。また、農業研究に関してはオランダ国立ワグeningen大学のLEI（農業経済経営研究所）より研究主幹を招き講義を行う。2年次までには宮崎県農業経営・地域振興に関する知識の習得を完了し、国内外の農業を起点とした地域振興について研究視察を実施する。

〈対象とする学生〉

- ・公務員（行政職）志望の学生
- ・将来宮崎の地域振興に関わる仕事に就きたい学生

〈教員体制〉

塾長：田中賢一准教授（経営学部）

副塾長：墨昌芳専任講師（経営学部）

〈成果〉

- ・平成27（2015）年9月にオランダ国立ワグeningen大学研究視察
- ・平成27（2015）年11月にシンポジウムの開催

#### 11) ボランティア・スタディ塾

〈目的〉

ボランティア・スタディ塾は、学生による主体的な活動により、個々の学生が秘めている「やる気」を最大限に引き出し、資格取得や様々な自己研鑽に結び付けることを目的とする。すなわち、「自分たちで考え」、「自分たちで学び」、「自分たちで行動する」ことを目的とする塾である。昨年度から新設された。なお、地方政治に対する意識を高め、地方の発展に資する活動をするという目的も有する。

〈教育システム〉

学生のあらゆる興味に対応し、どのような目標であれ、自分たちで自主ゼミ（勉強会）を立ち上げ、自ら研究しお互いに研鑽を積むことを基本とする。資格取得であれば、リーガルマイスター養成塾に通いつつ、友人と勉強会を作り、自分たちの学習レベルに合った内容・進度で競い合うなどである。Wスクールとの連携も可能となる。

昨年度は、宅地建物取引士、行政書士、司法書士、大学教員（大学院進学）などをめざす法学部ならではの自主ゼミ（勉強会）はもちろんのこと、フランス語検定や英語の資格取得を目指す自主ゼミも存在し、そのようなゼミでは、フランス語に詳しい教員に学生が自主的にアドバイスをもらいに行ったりしていた。

〈指導方法〉

学生同士で教え合う（自習をベースに学び合う）のが基本となる。先輩や合格者（行政書士合格者が塾生として在学中）が中心となってゼミを引っ張り、教員による指導は、サポート的なものにとどまる。現在は、火曜日の5限及び金曜日の3限に自主ゼミを開いている。

〈教員体制〉

塾長：宮田浩史教授（法学部）

指導教員：星光教授（法学部）

〈成果〉

昨年は、宅建士試験合格者2名である。また、フランス語検定3級合格者及び第3回エリザベス・ラッセル杯英語スピーチコンテストでの3位入賞者を輩出した。

### （3）B-1の改善・向上方策（将来計画）

「Sun18° 塾（学内塾）」の設置と運営は、講義だけでは対応しきれない資格支援やキャリアアップなどに一定の成果を上げてきた。また、年々多様化する学生のニーズに対応して、医療関係、観光関係、農業関係などの塾を新設してきた。今後も、社会の動向と学生のニーズに応じ、有意義な人材育成のための「Sun18° 塾（学内塾）」の充実を図っている。

### 【基準Bの自己評価】

本学は、独自の教育体制として「Sun18° 塾（学内塾）」の体制を整えてきた。「Sun18° 塾（学内塾）」は「師弟同行」で教員と学生がともに学び、また「実学の精神」を理論的にも実践的にも実現する場にもなっている。「Sun18° 塾（学内塾）」の取組みを通じて、大学が有する知の財産を有機的に活用し、多様性と専門性を備えた人材を育成できている。以上のように、「Sun18° 塾（学内塾）」は本学の建学の精神を実現する1つの場となっている。

## V. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	



宮崎産業経営大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
	寄附行為	
【資料 F-1-1】	学校法人大淀学園寄附行為	
【資料 F-1-2】	学校法人大淀学園寄附行為施行細則	
	大学案内	
【資料 F-2】	2017 大学案内	
	大学学則	
【資料 F-3】	宮崎産業経営大学学則	
	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4-1】	平成 29 年度入学試験要項	
【資料 F-4-2】	平成 29 年度併設校選抜入学試験要項	
【資料 F-4-3】	平成 29 年度編・転入学試験要項	
【資料 F-4-4】	2017 年度外国人留学生募集要項	
	学生便覧	
【資料 F-5】	Campus Guide (キャンパスガイド) 2016	別冊
	事業計画書	
【資料 F-6】	平成 28 年度事業計画書	
	事業報告書	
【資料 F-7】	平成 27 年度事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8-1】	宮崎産業経営大学ホームページ	【資料 F-8-2】は【資料 F-2】を参照
【資料 F-8-2】	2017 大学案内	
	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-9-1】	学校法人大淀学園規程一覧（目次）	
【資料 F-9-2】	宮崎産業経営大学規程一覧（目次）	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-10-1】	理事、監事、評議員等名簿	
【資料 F-10-2】	平成 27 年度理事会、評議員会等の開催状況	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-11-1】	平成 23 年度計算書類	
【資料 F-11-2】	平成 24 年度計算書類	
【資料 F-11-3】	平成 25 年度計算書類	
【資料 F-11-4】	平成 26 年度計算書類	
【資料 F-11-5】	平成 27 年度計算書類	
	履修要項、シラバス	
【資料 F-12-1】	宮崎産業経営大学法学部履修規程	【資料 F-12-3】は別冊
【資料 F-12-1】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程	
【資料 F-12-3】	授業計画（シラバス）平成 28 年度	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大学設置認可申請書「3. 宮崎産業経営大学の特色」	

宮崎産業経営大学

【資料 1-1-2】	Campus Guide(キャンパスガイド)2016	【資料 F-5】を参照
【資料 1-1-3】	2017 大学案内	【資料 F-2】を参照
【資料 1-1-4】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 1 条	【資料 F-3】を参照
【資料 1-1-5】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 4 条の 2	【資料 F-3】を参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人大淀学園寄附行為第 2 章第 3 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 1-2-2】	Campus Guide(キャンパスガイド)2016	【資料 F-5】を参照
【資料 1-2-3】	大学設置認可申請書「2. 特に設置を必要とする理由(1)」	【資料 1-1-1】を参照
【資料 1-2-4】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 1 条	【資料 F-3】を参照
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人大淀学園寄附行為第 2 章第 3 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 1-3-2】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 1 条	【資料 F-3】を参照
【資料 1-3-3】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 4 条の 2	【資料 F-3】を参照
【資料 1-3-4】	学校法人大淀学園寄附行為第 7 章第 43 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 1-3-5】	宮崎産業経営大学学則第 20 章第 72 条	【資料 F-3】を参照
【資料 1-3-6】	2017 大学案内	【資料 F-2】を参照
【資料 1-3-7】	Campus Guide(キャンパスガイド)2016	【資料 F-5】を参照
【資料 1-3-8】	宮崎産業経営大学ホームページ	
【資料 1-3-9】	宮崎産業経営大学中長期的計画	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2017 大学案内(L-1 ページ)	【資料 F-2】を参照
【資料 2-1-2】	宮崎産業経営大学ホームページ	
【資料 2-1-3】	平成 29 年度入学試験要項	【資料 F-4-1】を参照
【資料 2-1-4】	平成 29 年度併設校入学試験要項	【資料 F-4-2】を参照
【資料 2-1-5】	平成 29 年度編・転入学試験要項	【資料 F-4-3】を参照
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2017 大学案内(L-1 ページ)	【資料 F-2】を参照
【資料 2-2-2】	宮崎産業経営大学ホームページ	【資料 2-1-2】を参照
【資料 2-2-3】	宮崎産業経営大学学則第 9 章第 42 条	【資料 F-3】を参照
【資料 2-2-4】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 18 条	【資料 F-3】を参照
【資料 2-2-5】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 19 条・別表 1	【資料 F-3】を参照
【資料 2-2-6】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 20 条・別表 2	【資料 F-3】を参照
【資料 2-2-7】	授業計画(シラバス)平成 28 年度(65~70 ページ)	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-2-8】	平成 28 年度法学部履修の手引き	
【資料 2-2-9】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 20 条・別表 3	【資料 F-3】を参照
【資料 2-2-10】	平成 28 年度経営学部履修の手引き	
【資料 2-2-11】	宮崎産業経営大学法学部履修規程第 5 条	【資料 F-12-1】を参照
【資料 2-2-12】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程第 5 条	【資料 F-12-2】を参照
【資料 2-2-13】	授業計画(シラバス)平成 28 年度	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-2-14】	平成 28 年度新入生オリエンテーション日程表	
【資料 2-2-15】	授業見学シート(例示)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 28 年度新入生オリエンテーション日程表	【資料 2-2-14】を参照
【資料 2-3-2】	平成 28 年度履修ガイダンス日程	
【資料 2-3-3】	単位低取得者一覧(例示)	

宮崎産業経営大学

【資料 2-3-4】	平成 26 年度履修状況調査のお願い	
【資料 2-3-5】	平成 27 年度 TA 使用数	
【資料 2-3-6】	平成 28 年度「社会探訪塾」クラスについて(ご案内)	
【資料 2-3-7】	平成 27 年度父母懇談会の開催について	
【資料 2-3-8】	平成 27 年度授業アンケート	
【資料 2-3-9】	学生による授業評価の集計結果(例示)	附属図書館で公開
【資料 2-3-10】	進路研究演習(Cナビ)授業評価アンケート	
【資料 2-3-11】	平成 27 年度 C ナビアンケート結果報告	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	Campus Guide(キャンパスガイド)2016 (55 ページ)	【資料 F-5】を参照
【資料 2-4-2】	宮崎産業経営大学法学部履修規程第 25 条	【資料 F-12-1】を参照
【資料 2-4-3】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程第 25 条	【資料 F-12-2】を参照
【資料 2-4-4】	授業計画(シラバス)平成 28 年度	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-4-5】	シラバス作成要領	
【資料 2-4-6】	特待生の資格継続に関する基準	
【資料 2-4-7】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 19 条・第 20 条・第 9 章第 42 条	【資料 F-3】を参照
【資料 2-4-8】	平成 29 年度編・転入学試験要項	【資料 F-4-3】を参照
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	授業計画(シラバス)平成 28 年度 進路研究演習 (115～118, 279～282 ページ)	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-5-2】	平成 27 年度 C ナビアンケート結果報告	【資料 2-3-11】を参照
【資料 2-5-3】	授業計画(シラバス)平成 28 年度 総合講座(5～14 ページ)	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-5-4】	平成 27 年度 W スクール公務員・教職受験対策講座(案内文)	
【資料 2-5-5】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 20 条・別表 2・別表 3	【資料 F-3】を参照
【資料 2-5-6】	授業計画(シラバス)平成 28 年度 法学部進路支援科目、経営学部進路支援科目(108～114 ページ, 273～278 ページ)	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-5-7】	授業計画(シラバス)平成 28 年度 インターンシップ(108 ページ, 273 ページ)	【資料 F-12-3】を参照
【資料 2-5-8】	平成 27 年度インターンシップ参加者名簿	
【資料 2-5-9】	就職の手引き 平成 29 年 3 月卒業予定者用	別冊
【資料 2-5-10】	エビデンス集(データ編)【表 2-9】	
【資料 2-5-11】	平成 27 年度学内合同企業説明会の開催について(ご案内)・参加企業一覧	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	単位低取得者等一覧(例示)	【資料 2-3-3】を参照
【資料 2-6-2】	平成 26 年度履修状況調査のお願い	【資料 2-3-4】を参照
【資料 2-6-3】	平成 28 年度就職・進路登録票	
【資料 2-6-4】	エビデンス集(データ編)【表 2-10】	
【資料 2-6-5】	平成 27 年度授業アンケート	【資料 2-3-8】を参照
【資料 2-6-6】	学生による授業評価の集計結果(例示)	【資料 2-3-9】を参照
【資料 2-6-7】	授業見学シート(例示)	【資料 2-2-15】を参照
【資料 2-6-8】	平成 27 年度 C ナビアンケート結果報告	【資料 2-3-11】を参照
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	宮崎産業経営大学学生部委員会規程	
【資料 2-7-2】	Campus Guide (キャンパスガイド) 2016 (18 ページ)	【資料 F-5】を参照
【資料 2-7-3】	2017 大学案内(R-17 ページ)	【資料 F-2】を参照
【資料 2-7-4】	宮崎産業経営大学ホームページ	
【資料 2-7-5】	女性のための防犯セミナー(案内チラシ)	
【資料 2-7-6】	宮崎産業経営大学奨学生規程	

宮崎産業経営大学

【資料 2-7-7】	宮崎産業経営大学学費等の減免に関する規程	
【資料 2-7-8】	宮崎産業経営大学学生支援給付奨学金運用規程	
【資料 2-7-9】	宮崎産業経営大学学生部掲示板	学内に設置
【資料 2-7-10】	2017 大学案内(L-24～L-26 ページ)	【資料 F-2】を参照
【資料 2-7-11】	平成 27 (2015) 年度 強化クラブ助成補助費割当表	
【資料 2-7-12】	宮崎産業経営大学後援会会報誌「リバティネット」2015	別冊
【資料 2-7-13】	強化クラブ活動状況	
【資料 2-7-14】	保健管理センターからのお知らせ	
【資料 2-7-15】	保健管理センター新入生配付資料	
【資料 2-7-16】	エビデンス集(データ編)【表 2-12】	
【資料 2-7-17】	学校法人大淀学園衛生管理規程	
【資料 2-7-18】	産経大は分煙に取り組んでいます	
【資料 2-7-19】	平成 23 年度第 4 回法学部教務委員会議事録及び添付資料	
【資料 2-7-20】	Campus Guide (キャンパスガイド) 2016 (30 ページ)	【資料 F-5】を参照
【資料 2-7-21】	健康調査	
【資料 2-7-22】	宮崎産業経営大学国際交流センター規程	
【資料 2-7-23】	宮崎産業経営大学外国人留学生規程	
【資料 2-7-24】	宮崎産業経営大学学則第 5 章第 19 条・別表 1	【資料 F-3】を参照
【資料 2-7-25】	海外語学研修案内(2016. 3. 24)・協定覚書	
【資料 2-7-26】	交通安全アンケート調査(案内文)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	エビデンス集(データ編)【表 F-6】	
【資料 2-8-2】	エビデンス集(データ編)【表 2-15】	
【資料 2-8-3】	エビデンス集(データ編)【表 2-16】	
【資料 2-8-4】	エビデンス集(データ編)【表 2-17】	
【資料 2-8-5】	エビデンス集(データ編)【表 2-5】	
【資料 2-8-6】	宮崎産業経営大学教員審査委員会規程	
【資料 2-8-7】	宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程	
【資料 2-8-8】	宮崎産業経営大学教員選考基準	
【資料 2-8-9】	平成 27 年度人事評価制度に伴う「教育職員調書」等の提出について	
【資料 2-8-10】	「教育研究者要覧」2016	表紙・目次を添付
【資料 2-8-11】	学生による授業評価の集計結果(例示)	【資料 2-3-9】を参照
【資料 2-8-12】	授業見学シート(例示)	【資料 2-2-15】を参照
【資料 2-8-13】	宮崎産業経営大学教職課程年報 8 号(目次)	
【資料 2-8-14】	宮崎産業経営大学コンプライアンス研修	
【資料 2-8-15】	宮崎産業経営大学学則第 12 章第 57 条	【資料 F-3】を参照
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	エビデンス集(データ編)【表 2-18】	
【資料 2-9-2】	宮崎産業経営大学ホームページ	
【資料 2-9-3】	宮崎産業経営大学附属図書館ガイド	
【資料 2-9-4】	エビデンス集(データ編)【表 2-23】	
【資料 2-9-5】	エビデンス集(データ編)【表 2-24】	
【資料 2-9-6】	エビデンス集(データ編)【表 2-22】	
【資料 2-9-7】	平成 27 年度施設利用一覧	
【資料 2-9-8】	エビデンス集(データ編)【表 2-25】	
【資料 2-9-9】	エビデンス集(データ編)【表 F-4】	

基準 3. 経営・管理と財務

宮崎産業経営大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人大淀学園規程集（目次）	【資料 F-9-1】を参照
【資料 3-1-2】	宮崎産業経営大学規程集（目次）	【資料 F-9-2】を参照
【資料 3-1-3】	学校法人大淀学園内部通報に関する規程	
【資料 3-1-4】	学校法人大淀学園寄附行為第 2 章第 3 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-1-5】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 1 条	【資料 F-3】を参照
【資料 3-1-6】	平成 27 年度事業報告書	【資料 F-7】を参照
【資料 3-1-7】	平成 28 年度事業計画書	【資料 F-6】を参照
【資料 3-1-8】	空調使用に関するご協力について	
【資料 3-1-9】	クールビズ導入・スーパークールビズ導入	
【資料 3-1-10】	宮崎産業経営大学保健管理センター規程	
【資料 3-1-11】	宮崎産業経営大学危機管理規程	
【資料 3-1-12】	宮崎産業経営大学防火管理規程	
【資料 3-1-13】	学校法人大淀学園衛生管理規程	【資料 2-7-17】を参照
【資料 3-1-14】	応急手当講習会について、応急手当講習会参加者名簿	
【資料 3-1-15】	学校法人大淀学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-16】	学校法人大淀学園個人情報保護に関する規程	
【資料 3-1-17】	学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-18】	平成 26 年度ハラスメント防止対策委員、相談員の決定	
【資料 3-1-19】	セクシャルハラスメントは許しません！！	
【資料 3-1-20】	セクシャル・ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項についての指針について	
【資料 3-1-21】	ハラスメントに対する相談・苦情への対応の流れ	
【資料 3-1-22】	学校法人大淀学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-23】	宮崎産業経営大学防災マニュアル	
【資料 3-1-24】	自衛防火訓練実施要領	
【資料 3-1-25】	台風等非常時における授業の取扱いについて	
【資料 3-1-26】	Campus Guide（キャンパスガイド）2016（10 ページ）	【資料 F-5】を参照
【資料 3-1-27】	宮崎産業経営大学ホームページ	
【資料 3-1-28】	学校法人大淀学園財務書類等閲覧規程	
【資料 3-1-29】	学校法人大淀学園情報公開規程	
【資料 3-1-30】	宮崎産業経営大学後援会会報誌「リバティネット」2015（9 ページ）	【資料 2-7-12】を参照
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人大淀学園寄附行為	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-2-2】	学校法人大淀学園寄附行為施行細則	【資料 F-1-2】を参照
【資料 3-2-3】	学校法人大淀学園寄附行為第 3 章第 5 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-2-4】	平成 27 年度理事会開催状況	【資料 F-10-2】を参照
【資料 3-2-5】	学校法人大淀学園寄附行為施行細則第 4 章第 5 条	【資料 F-1-2】を参照
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人大淀学園寄附行為施行細則第 5 章第 7 条第 2 項	【資料 F-1-2】を参照
【資料 3-3-2】	学長裁定	
【資料 3-3-3】	宮崎産業経営大学学則第 12 章第 58 条	【資料 F-3】を参照
【資料 3-3-4】	宮崎産業経営大学学部教授会規程	
【資料 3-3-5】	宮崎産業経営大学学則第 12 章第 57 条	【資料 F-3】を参照
【資料 3-3-6】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	

宮崎産業経営大学

【資料 3-3-7】	宮崎産業経営大学学則第 13 章第 60 条	【資料 F-3】を参照
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人大淀学園寄附行為第 3 章第 5 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-2】	学校法人大淀学園寄附行為施行細則第 4 章第 5 条	【資料 F-1-2】を参照
【資料 3-4-3】	学校法人大淀学園寄附行為第 3 章第 7 条第 3 号	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-4】	学校法人大淀学園寄附行為第 4 章第 19 条・第 23 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-5】	学校法人大淀学園寄附行為第 4 章第 25 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-6】	学校法人大淀学園寄附行為第 4 章第 21 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-7】	平成 27 年度評議員会開催状況	【資料 F-10-2】を参照
【資料 3-4-8】	学校法人大淀学園寄附行為第 4 章第 19 条第 9 項	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-9】	学校法人大淀学園寄附行為第 3 章第 5 条・第 8 条	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-4-10】	平成 27 年度理事会開催状況	【資料 F-10-2】を参照
【資料 3-4-11】	平成 27 年度評議員会開催状況	【資料 F-10-2】を参照
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人大淀学園事務組織及び事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	宮崎産業経営大学学則第 55 条第 1 項・第 2 項	【資料 F-3】を参照
【資料 3-5-3】	宮崎産業経営大学事務組織規程	
【資料 3-5-4】	宮崎産業経営大学事務分掌規程	
【資料 3-5-5】	学校法人大淀学園寄附行為第 3 章第 7 条第 3 号	【資料 F-1-1】を参照
【資料 3-5-6】	宮崎産業経営大学学則第 12 章第 57 条	【資料 F-3】を参照
【資料 3-5-7】	平成 27 年度研修会参加一覧	
【資料 3-5-8】	人事評価に伴う「事務職員調書」の提出について	
【資料 3-5-9】	人事評価に伴う「事務職員評価表」の提出について	
【資料 3-5-10】	事務職員調書・事務職員評価表・事務職員評価基準	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	宮崎産業経営大学中長期的計画	【資料 1-3-9】を参照
【資料 3-6-2】	平成 27 年度補正予算要求事業別集計表・枠外経費内訳表	
【資料 3-6-3】	平成 28 年度当初予算要求事業別集計表・枠外経費内訳表	
【資料 3-6-4】	過去 15 ヶ年の消費収支計算書（大学部門）	
【資料 3-6-5】	過去 5 ヶ年の財務比率表（大学部門）	
【資料 3-6-6】	「公的研究費対応コンプライアンス研修会」について・公的研究費対応コンプライアンス研修会参加者名簿	
【資料 3-6-7】	平成 28 年度科学研究費補助金の公募について	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人大淀学園経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 28 年度個人研究費及び個人研究旅費取扱要項	
【資料 3-7-3】	平成 27 年度会計監査状況	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	宮崎産業経営大学学則第 1 章第 1 条の 2	【資料 F-3】を参照
【資料 4-1-2】	宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱	
【資料 4-1-3】	宮崎産業経営大学の現状と課題（平成 7 年度～平成 9 年度）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-4】	宮崎産業経営大学の現状と課題（平成 10 年度～平成 12 年度）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-5】	宮崎産業経営大学の現状と課題（平成 13 年度～平成 16 年度）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-6】	宮崎産業経営大学の現状と課題（平成 17 年度～平成 18 年度）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-7】	宮崎産業経営大学自己点検評価報告書（平成 19 年度）	宮崎産業経営大学に保存

宮崎産業経営大学

【資料 4-1-8】	宮崎産業経営大学自己点検評価報告書（平成 20 年度）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-9】	宮崎産業経営大学機関別認証評価自己点検評価報告書（平成 22 年 6 月）	宮崎産業経営大学に保存
【資料 4-1-10】	宮崎産業経営大学機関別認証評価自己点検評価書（平成 26 年 6 月）	宮崎産業経営大学に保存
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	宮崎産業経営大学ホームページ	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱	【資料 4-1-2】を参照

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的・知的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	平成 25 年度施設利用一覧	
【資料 A-1-2】	平成 26 年度施設利用一覧	
【資料 A-1-3】	平成 27 年度施設利用一覧	【資料 2-9-7】を参照
【資料 A-1-4】	附属図書館ガイド	【資料 2-9-4】を参照
【資料 A-1-5】	古事記日本書紀編さん 1300 年記念関連公開講座パンフレット	
【資料 A-1-6】	古事記日本書紀編さん 1300 年記念関連公開講座パンフレット (2014 年 10 月 18 日)	
【資料 A-1-7】	神話のふるさと県民大学パンフレット	
【資料 A-1-8】	フューチャーセッション「アクションにつながるピンクリボン活動」参加者募集について(ホームページ抜粋)	
【資料 A-1-9】	パンフレット「あなたの大切な人のためにピンクリボン活動に参加しませんか」	
【資料 A-1-10】	シンポジウム開催リーフレット「今、宮崎のものづくりを考える」	
【資料 A-1-11】	経営学部公開講座「みやざき就職ナビ総括会-未来の働き方を考えよう～」開催のお知らせ(ホームページ抜粋)	
【資料 A-1-12】	フューチャーセッション「若者からはじまるっちゃが！献血の未来！」開催結果のお知らせ(ホームページ抜粋)	
【資料 A-1-13】	経営学部公開講座「得なの？損なの？マイナンバー早わかりセミナー」開催リーフレット	
【資料 A-1-14】	産経大創立 30 年記念シンポジウム開催リーフレット	
【資料 A-1-15】	女性が若者と語る憲法の集い「私が考える集団的自衛権」リーフレット	
【資料 A-1-16】	宮崎産業経営大学と日向市の連携に関する協定書	
【資料 A-1-17】	高鍋町と宮崎産業経営大学との包括的地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-18】	宮崎県と宮崎産業経営大学との地域創生に係る包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-19】	宮崎産業経営大学法学部と宮崎県記紀編さん記念事業推進室との連携協力に関する基本協定書	
【資料 A-1-20】	講師派遣一覧表(過去 3 年間)	
【資料 A-1-21】	平成 25 年度「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する免許状更新講習一覧	
【資料 A-1-22】	平成 26 年度「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する免許状更新講習一覧	
【資料 A-1-23】	平成 27 年度「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する免許状更新講習一覧	
【資料 A-1-24】	平成 26 年度免許更新制高度化のための調査研究事業委託事業成果報告書	別冊

宮崎産業経営大学

【資料 A-1-25】	出前授業へのお願い(ホームページ抜粋)	
【資料 A-1-26】	出前授業派遣一覧表(過去3年間)	
【資料 A-1-27】	高大連携センター(ホームページ抜粋)	
【資料 A-1-28】	高大連携センター活動内容一覧表(過去3年間)	
【資料 A-1-29】	各種委員就任一覧表(過去3年間)	
【資料 A-1-30】	高等教育コンソーシアム宮崎 (ホームページ抜粋)	
A-2 地域社会へのクラブ・サークルを通じた連携と支援活動		
【資料 A-2-1】	第5回宮崎産業経営大学硬式野球部OB指導者研修会	
【資料 A-2-2】	第6回宮崎産業経営大学硬式野球部OB指導者研修会	
【資料 A-2-3】	宮崎産業経営大学サッカー部サッカースクール	
【資料 A-2-4】	平成27年度第30回九州小学生体操大会競技役員の派遣について(依頼)	
【資料 A-2-5】	平成27年度宮崎県高等学校新人体育大会 第44回体操競技大会審判員編成	
【資料 A-2-6】	キャンパスライフ「クラブ・サークルスポーツ系」(2017 大学案内の抜粋)	
【資料 A-2-7】	第29回青島太平洋2015 運営ボランティアご協力のお願	
【資料 A-2-8】	第29回宮崎県視聴覚障害者ふれあい健康マラソン&ウォーキング大会の協力について(お願い)	
【資料 A-2-9】	車いすバスケットボール大会 開催趣意書	
【資料 A-2-10】	移動献血車による献血協力について	
【資料 A-2-11】	平成27年度赤十字奉仕団宮崎県支部委員会の開催について(依頼)	
【資料 A-2-12】	キャンパスライフ「クラブ・サークルカルチャー系」(2017 大学案内の抜粋)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。